

銚子市

地域福祉計画・地域福祉活動計画

成年後見制度利用促進基本計画

計画期間:2023 年度(令和 5 年度) ~ 2027 年度(令和 9 年度)

つながり 支え合い 共に生きる



2023 年 (令和 5 年) 3 月

銚子市・銚子市社会福祉協議会

てんでんしのぎの海のぬくもり

利根川の河口に位置する銚子の川口は、川幅が狭く、干潮時と満潮時の潮の流れが急で、「阿波の鳴門か銚子の川口、伊良湖渡合が恐ろしや」と言われた日本の海の三大難所の一つです。「銚子の川口では、他の船にかまっていたら自分の船が人喰い波にやられ転覆してしまう。てんでんに（めいめい勝手に）乗り越えていくしかない」。漁師たちは恐れ、「銚子の川口 てんでんしのぎ」と呼んできました。



「てんでんしのぎの荒海」で起こった昭和13年2月22日の第二御嶽丸の遭難。厳寒の海に投げ出された6名の船員は、波崎の伝馬船に引き上げられ、凍死寸前の体を、漁業に携わる女性たちが裸になって暖めてくれたおかげで、生き返ったといえます。

真冬の氷のような海で凍えきった体を暖めるには素肌のぬくもりが最適で、火で暖めると心臓が破裂して死んでしまうことを、女性たちは知っていました。それは、明治43年2月に起こった遭難の記憶と知恵を受け継いでいたからでした。凍死寸前の漁師たちの命を救った女性たちの行動は、今も「てんでんしのぎの海のぬくもり」として大切に語り継がれています。

人口減少と少子高齢化の荒波が押し寄せる現代は、さながら「てんでんしのぎの荒海」です。しかし、銚子には凍えた人々の体を温ためる「ぬくもり」と、助け合い共に生きる「共生の文化」が今も息づいています。「つながり 支え合い 共に生きる」。この思いをすべての市民が共有し、銚子市地域福祉計画・地域福祉活動計画を推進してまいりましょう。

令和5年3月

銚子市長 越川 信一

『つながり 支え合い 共に生きる』 地域共生のまちを目指して

市民の皆さまには、日頃から銚子市社会福祉協議会の活動に対し、ご理解ご協力を賜り、感謝申し上げます。

近年、少子高齢化や人口減少に加え、核家族化の進行に伴い、子育て世帯や一人親世帯、障害のある方が孤立していくなど、地域の支え合い、助け合いや近所付き合いの希薄化が、全国的に社会問題となっています。

また、令和2年からの新型コロナウイルスの感染拡大により、私たちの生活環境は大きく変化し、地域福祉の分野においても様々な活動が中止、延期などの制限を受け、人と人とのつながりや支え合いの重要性を改めて認識したところで

す。誰もが住み慣れた地域で安心して健やかに暮らしていくためには、銚子市をはじめ地域住民や福祉関係団体、ボランティアなどが一致協力して地域福祉活動を推進していくことが重要であると考えます。

このような状況を踏まえ、この度、銚子市と当協議会が一体となり「銚子市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。

当協議会では、この計画の基本理念である「つながり 支え合い 共に生きる」を根幹として、地域共生のまちづくりに精一杯取り組んでまいります。本計画の実効性を高めながら地域福祉を推進していくためには、銚子市と当協議会だけではなく、市民の皆さまをはじめ、関係団体や事業者の皆さまのご協力が必要不可欠です。

皆さまのより一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただいた関係者会議の皆さま、アンケート調査にご協力をいただいた皆さまには心から御礼申し上げます。

令和5年3月

銚子市社会福祉協議会
会長 伊東 好雄



目 次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1. 基本理念.....	3
2. 基本方針.....	4
3. 施策体系.....	5
4. 支え合いの地域づくりのために.....	6
5. 福祉圏域について.....	8
第2章 施策の展開.....	9
基本方針1：福祉のまちづくりの意識を高める.....	11
基本方針2：福祉の担い手を育て、支える.....	16
基本方針3：地域で共に生きる体制を整える.....	19
基本方針4：安全・安心な暮らしを守る.....	23
基本方針5：暮らしやすい生活環境をつくる.....	29
第3章 計画の役割と位置づけ.....	31
1. 計画策定の背景.....	33
2. 計画の役割.....	35
3. 市全体での取組.....	36
4. 計画の位置づけ.....	37
5. 計画の期間.....	38
6. 計画の策定体制.....	39
第4章 計画の推進体制.....	41
1. 計画の周知及び利用促進.....	43
2. 計画の推進体制.....	43
3. 計画の実施状況の点検・評価.....	45

第5章 成年後見制度の利用促進	47
1. 計画策定にあたって	49
2. 本市の状況	50
3. 基本方針	53
4. 今後の取組	54
5. 計画の推進体制	55
第6章 地域福祉を取り巻く現状と課題	57
1. 統計データからみる銚子市	59
2. 主な地域福祉活動・団体の状況	69
3. 地域福祉に関する住民意識	74
4. まちづくりの方向性	89
資 料 編.....	91

第1章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念
2. 基本方針
3. 施策体系
4. 支え合いの地域づくりのために
5. 福祉圏域について

1. 基本理念

銚子市の地域社会は、少子高齢化に伴う人口減少、個人の価値観や生活様式の多様化によって人と人とのつながりが弱まり、近隣住民との人間関係が希薄になり、互いの顔が見えにくい状況が広がっています。生活課題が多様化・複合化し、行政の対応だけでは解決が難しい課題が増加しています。

このような中、市民や地域、行政等が世代や分野を超えてお互いに助け合い、支え合い、共生する社会を目指す「地域共生社会」の実現に向けた取組が求められています

「銚子市総合計画」では、計画期間である10年間で取り組んでいくべきこととして5つの主要課題を位置づけました。地域福祉分野で目指すべき10年後の姿を『地域住民が、支え手・受け手という関係、世代や分野を超えてつながり、地域の様々な課題を「我が事」として認識し、「丸ごと」受け止め解決を図る、地域共生のまち』としています。

本計画では、本市の地域共生のまちづくりをさらに推進するため、『つながり 支え合い 共に生きる』を基本理念として、自助・共助・公助の役割分担のもと、計画の推進を図るものとします。

【基本理念】

つながり 支え合い 共に生きる

■主要課題と目標（「銚子市総合計画」より）

(1) 人口減少・少子高齢社会への対応	目標：『小さな単位（＝地域）からできるまちづくり』
(2) 市民生活の実態に即したセーフティネットの構築	目標：『重層的な支え合いとしてのセーフティネットの構築』
(3) 地域経済の活性化	目標：『地域資源の価値化・連携・循環』
(4) 分断状況の克服	目標：『それぞれの意識・世代・組織・制度の間にある分断状況の克服』
(5) 行財政改革の徹底	目標：『持続可能な行財政運営』

2. 基本方針

地域福祉の推進を図るためには、社会福祉を目的として活動する団体だけでなく、地域社会を構成する一人ひとりの市民、ボランティア団体・NPO法人なども地域福祉を担う地域資源として、福祉事業者、社会福祉協議会、行政と互いに連携して、共に地域福祉の推進に取り組んでいくことが求められています。

福祉団体などの関係者と市民、行政が共に同じ思いで福祉のまちづくりに取り組むために、市民一人ひとりの地域福祉に対する関心を高め、地域のつながりの中で各自が自分の能力を発揮して互いに支え合う地域づくりを進めることが重要になります。




そのため、以下の5つの基本方針を設定し、これらの枠組みの中で計画を進めていき、地域福祉への取組イメージを共有しながら、着実な計画の推進を図っていきます。

【基本方針】

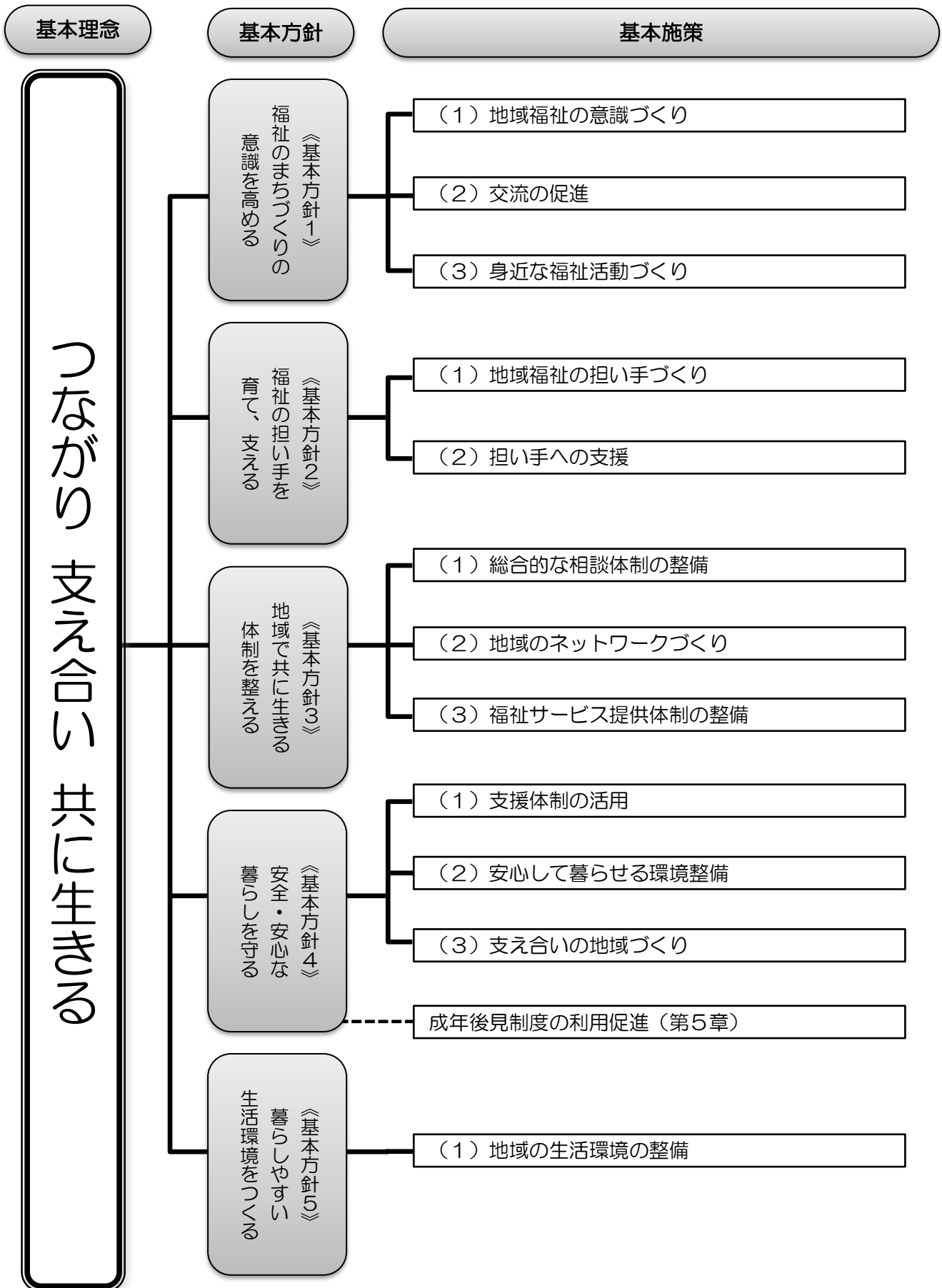
- ◆福祉のまちづくりの意識を高める
- ◆福祉の担い手を育て、支える
- ◆地域で共に生きる体制を整える
- ◆安全・安心な暮らしを守る
- ◆暮らしやすい生活環境をつくる

■評価指標

本計画では、計画期間での取組の成果を統計的に測定する指標として、次のとおり項目を設定します。計画終了年度に目標値の評価を行い、次期計画策定の参考資料としていきます。

●地域の支え合いの意識（「地域福祉に関する市民アンケート調査」問 23）			
「とても感じる」と「少し感じる」の合計			
2022年現在		2027年目標	
21.6%		50%以上	
●地域活動への参加（「地域福祉に関する市民アンケート調査」問 10）			
「よく参加している」と「ある程度参加している」の合計			
2022年現在		2027年目標	
41.4%		50%以上	
●福祉情報の入手状況（「地域福祉に関する市民アンケート調査」問 33）			
「十分に入手できている」「必要な情報は入手できている」「ある程度入手できている」の合計			
2022年現在		2027年目標	
41.4%		50%以上	

3. 施策体系



4. 支え合いの地域づくりのために

地域福祉は、市民が主体的な活動を行う「自助」、地域団体や市民と行政が相互に協力し合いながら取り組む「共助」、行政が行う公的サービスである「公助」によって推進していくものです。

本計画の推進にあたっては、地域福祉の推進のために「市民にできること」「協働でできること」「行政がすべきこと」を常に捉え直し、“個人・家庭”“近隣・地域コミュニティ”“市民・民間・地域の活動団体・行政”の連携によって『つながり 支え合い 共に生きる』銚子市を目指します。

(1) 市民一人ひとりに期待される役割（自助）

市民は福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉に関わる様々な活動の担い手でもあります。市民一人ひとりが、「誰が」「何を」「どのように」実践していくべきかを捉え直し、地域の生活課題への理解を深め、課題解決のために必要な取組について関心を持つことが重要です。地域社会を構成する主体として、地域の出来事に無関心になるのではなく、自分にできる地域活動を考え実践していくことが期待されます。

(2) 地域に期待される役割（共助）

社会福祉協議会や地域の様々な組織・団体では、課題を抱えた当事者や生活課題の問題を幅広く共有し、地域の中でより多くの人々との接点が広がるように、支え合いの機会を拡大していくことが期待されます。さらに、状況に応じて組織・団体の役割分担を見出し、行政と市民の接点となり、課題解決につながる連携・協力体制の構築も期待されます。

地域の福祉事業者は、福祉サービスの提供を通じて、住民の自立した生活をサポートするとともに、サービスなどに関わる情報提供や行政と連携した地域福祉活動への参加などが期待されます。

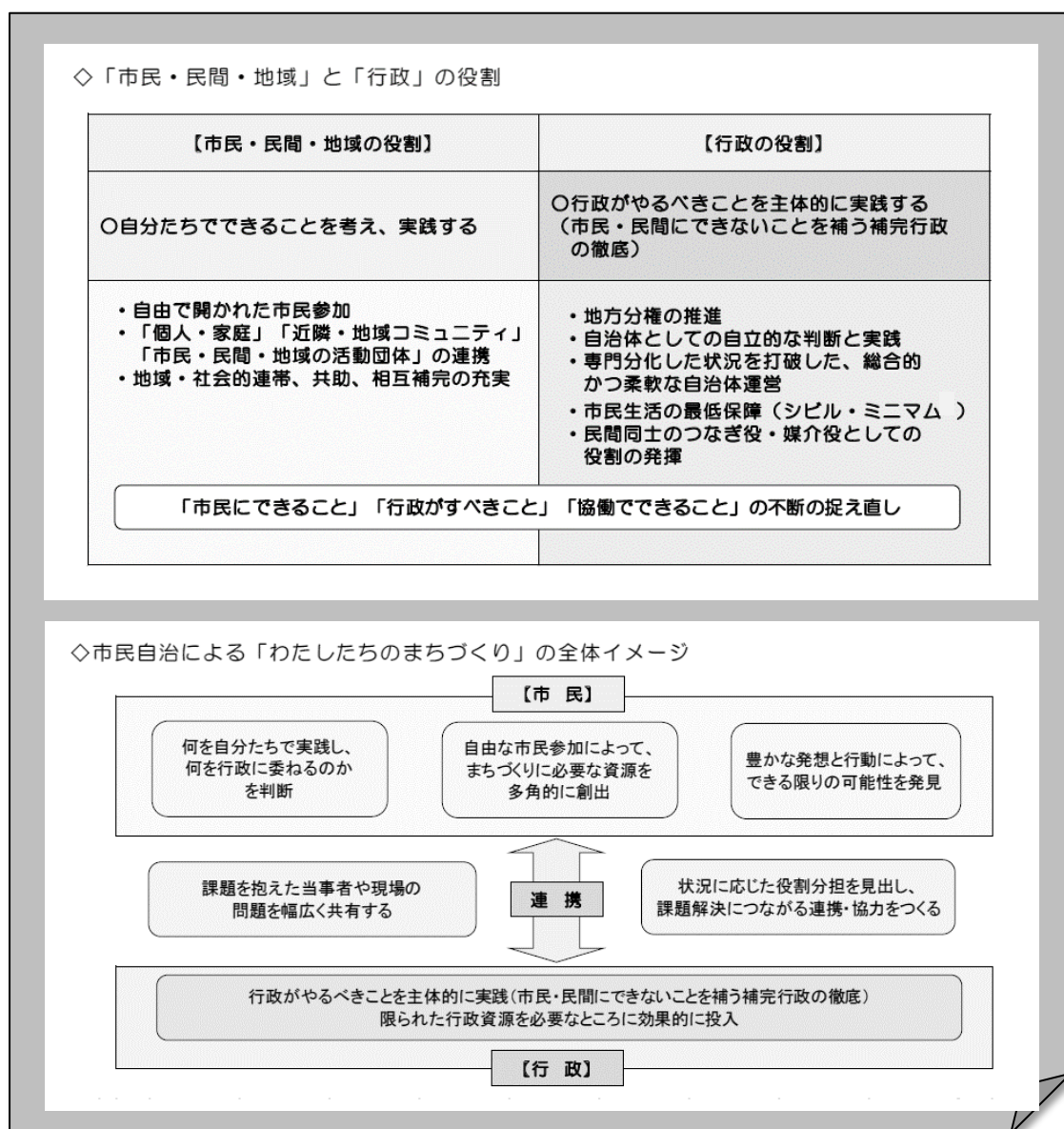
地域の住民には、近隣住民や友人など身近な人間関係の中で自発的に支え合う助け合いも期待されます。

(3) 行政の役割（公助）

行政は、市民個人や地域のコミュニティでは対応が難しい課題に対して、国や県の支援制度を活用した公的支援を行うことや、公的な福祉サービスの提

供、地域の特色にあった支援体制の整備など、支援を必要としている人々への援助と同時に、地域福祉に取り組む市民や地域で活動する人々を支援する取組を行います。行政がやるべきことを主体的に実践し、限られた行政資源を必要なところに効果的に投入して、専門領域ごとに分断された状況を打破する総合的かつ柔軟な自治体運営を心がけます。

本市では、福祉のまちづくりを推進していくために、地域福祉に対する意識啓発、共に支え合う地域コミュニティづくりなど、地域福祉を着実に推進していくための環境づくりに取り組んでいきます。



資料：「銚子市総合計画」より

5. 福祉圏域について

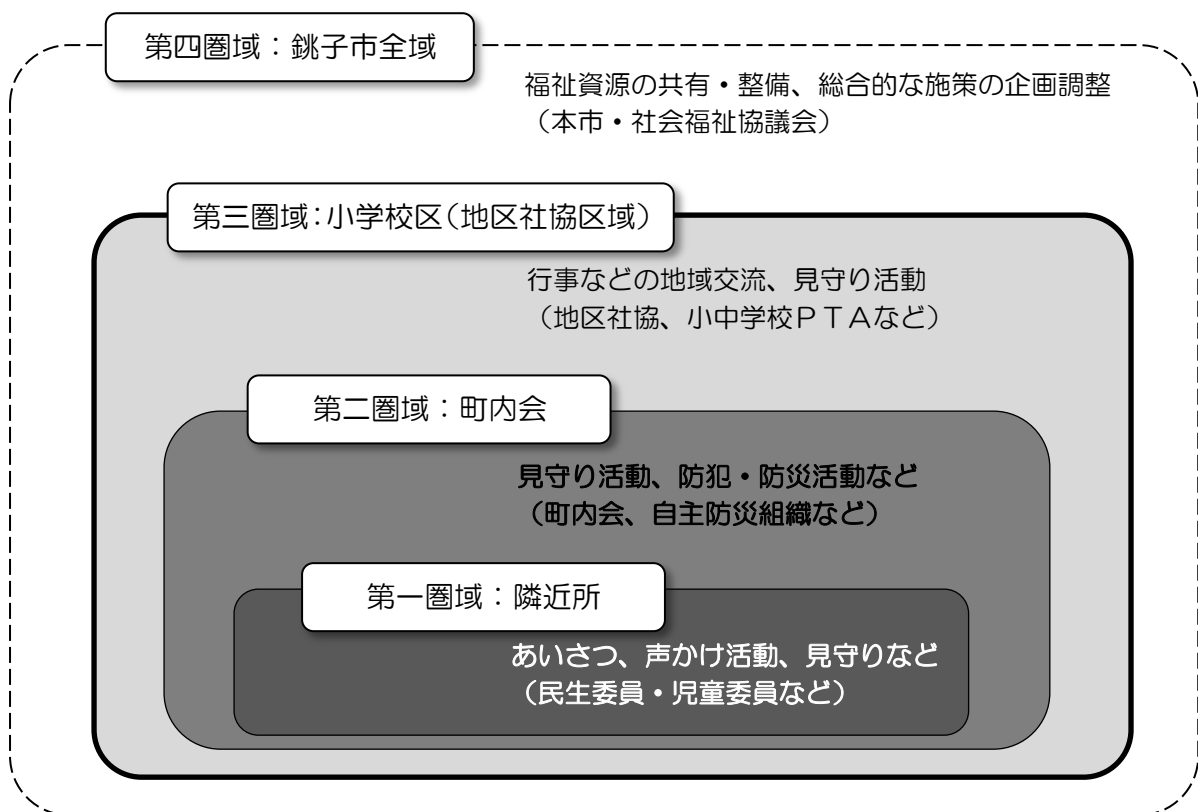
地域福祉の施策や取組を展開する地域は、活動範囲やネットワークのあり方によって階層的な圏域に分かれます。

計画における福祉圏域の範囲は、基本的には銚子市全域を対象としますが、住民生活に最も身近な範囲といえる「隣近所」や「町内会」、これらより広い「小学校区」など、協働で活動するコミュニティによって「地域」の捉え方が異なってきます。

最も身近で圏域の最小構成単位となる「隣近所」は、福祉圏域の基礎となるものですので、まずは第一圏域でのコミュニケーションを深め、地域福祉の礎を確たるものにしておくことが重要です。その上で、地域福祉を主体的に進めていくために、活動が展開される「福祉圏域」での実情に合わせ、市民・地域・行政の役割を明確にしておく必要があります。

本市においても、それぞれの役割に応じて、以下のような4層構造の福祉圏域を設定します。

【福祉圏域イメージ】



第2章 施策の展開

- 基本方針 1. 福祉のまちづくりの意識を高める
- 基本方針 2. 福祉の担い手を育て、支える
- 基本方針 3. 地域で共に生きる体制を整える
- 基本方針 4. 安全・安心な暮らしを守る
- 基本方針 5. 暮らしやすい生活環境をつくる



基本方針1：福祉のまちづくりの意識を高める

価値観が多様化し、ライフスタイルも多様化している現代においては、同じ問題意識を持つことも難しくなっており、地域の様々な課題を『我が事』として認識できるかが鍵となります。そのためには、日頃の付き合いを疎かにすることなく、様々な人々との交流によって相互理解を深め、希薄化しているつながりを強化していく必要があります。

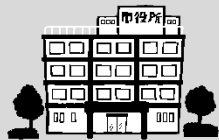
そのために、まず“福祉のまちをつくる”ことを目標に、共に地域をよりよいものにしていくための地域福祉の意識づくり、地域住民が互いに交流できる機会・場づくりに取り組んでいきます。

(1) 地域福祉の意識づくり

福祉のまちづくりを目指すにあたって、地域住民の方々に地域福祉とは何かを理解していただき、自らが地域福祉推進の主体的生活者であり、地域の構成員としての意識を持っていただくため、様々な機会を捉えて啓発活動に取り組んでいきます。

	取組内容
市民・地域の役割 	◎日頃から家族や隣近所に声をかけ、町内会の行事や地域の活動に積極的に参加し、福祉について考えてみましょう。 ◎町内会の会合などで地域福祉について話し合い、身近に起こっている問題を共有していきましょう。
社会福祉協議会の役割 	■事業者が行っている様々な活動の中で、地域福祉についての情報提供、福祉意識の啓発活動を行い、地域福祉の意識づくりを支えていきます。 主な取組 <ul style="list-style-type: none"> ・各種募金の促進 ・広報紙（社福だより）の発行 ・ボランティア相談事業（連絡調整員の配置） ・社会福祉大会の開催





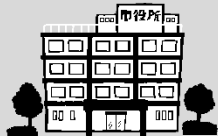
取組内容		
行政の役割 	● 福祉意識を高めるための広報・啓発活動の推進	
	地域福祉への理解を促進します。また、学校における福祉に関する教育の充実を図ります。	
	◆地域福祉への理解の促進	担当課
	市民ふれあい講座の実施	各課室
	人権擁護に関する啓発事業	秘書広報課
	精神保健大会の開催	障害支援室
	◆学校における福祉教育の充実	担当課
	子ども人権教室の開催	秘書広報課
	認知症サポーター養成講座（学校や職域など）	高齢者福祉課
	高齢者疑似体験	
児童生徒に対する福祉・人権教育の推進	指導室	
● 地域福祉活動への参加促進		
地域福祉活動への参加を促進させるため、地域で行われている様々な活動の情報を提供します。		
◆地域福祉活動に関する情報提供の充実	担当課	
市ホームページや広報紙のほか様々な媒体を使った情報発信	各課室 秘書広報課	



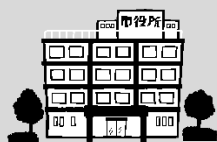
(2) 交流の促進

アンケート調査では、住民同士が共に支え合う地域づくりを進めるためには、「住民自ら進んで日頃から相互のつながりを持つように心がけること」が必要であるとの回答が最も多くなっています。

福祉のまちづくりを進めていくために、近隣の人々のつながりの重要性を啓発していくとともに、地域の人々が集い・ふれ合える機会や場づくりに取り組んでいきます。



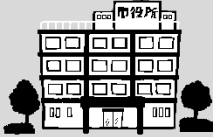
	取組内容																								
市民・地域の役割 	◎青年館や利用可能な公共施設など身近な地域の施設を交流の場として活用しましょう。 ◎地域のイベントが誰でも気軽に参加できるかどうか見直しをしてみましょう。																								
社会福祉協議会の役割 	■様々な事業者間での交流を行うことで、これまでふれ合うことのなかった利用者や団体等の交流を図り、新たなつながりの場を模索していきます。 主な取組 ・福祉まつりの開催																								
行政の役割 	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> ● 交流を促進させる機会の充実 </div> <p>地域のイベントや集会など様々な機会を捉えて、地域の交流促進を支援していきます。また、地域の助け合いと公的なサービスの連携を図り支援の充実を図ります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◆町内会への加入促進及び活動支援</td> <td>担当課</td> </tr> <tr> <td>町内会連合協議会運営支援</td> <td>総務室</td> </tr> <tr> <td>◆地域資源の活用</td> <td>担当課</td> </tr> <tr> <td>社会教育施設や開放学校などの公共施設の利用促進</td> <td>学校教育室 市民センター</td> </tr> <tr> <td>◆世代間交流等の促進</td> <td>担当課</td> </tr> <tr> <td>福祉まつりの開催支援</td> <td>社会福祉室</td> </tr> <tr> <td>保育所の高齢者施設の訪問事業</td> <td>子育て支援課</td> </tr> <tr> <td>◆高齢者、障害者等の地域福祉活動への参加機会の拡大</td> <td>担当課</td> </tr> <tr> <td>障害者スポーツ大会の開催支援</td> <td>障害支援室</td> </tr> <tr> <td>シニアクラブの活動促進</td> <td rowspan="2">高齢者福祉課</td> </tr> <tr> <td>家族介護交流会・家族介護教室の開催</td> </tr> </tbody> </table>		取組	担当課	◆町内会への加入促進及び活動支援	担当課	町内会連合協議会運営支援	総務室	◆地域資源の活用	担当課	社会教育施設や開放学校などの公共施設の利用促進	学校教育室 市民センター	◆世代間交流等の促進	担当課	福祉まつりの開催支援	社会福祉室	保育所の高齢者施設の訪問事業	子育て支援課	◆高齢者、障害者等の地域福祉活動への参加機会の拡大	担当課	障害者スポーツ大会の開催支援	障害支援室	シニアクラブの活動促進	高齢者福祉課	家族介護交流会・家族介護教室の開催
取組	担当課																								
◆町内会への加入促進及び活動支援	担当課																								
町内会連合協議会運営支援	総務室																								
◆地域資源の活用	担当課																								
社会教育施設や開放学校などの公共施設の利用促進	学校教育室 市民センター																								
◆世代間交流等の促進	担当課																								
福祉まつりの開催支援	社会福祉室																								
保育所の高齢者施設の訪問事業	子育て支援課																								
◆高齢者、障害者等の地域福祉活動への参加機会の拡大	担当課																								
障害者スポーツ大会の開催支援	障害支援室																								
シニアクラブの活動促進	高齢者福祉課																								
家族介護交流会・家族介護教室の開催																									

		取組内容	
行政の役割	◆地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携	担当課	
	手話講習会の開催	障害支援室	
	育児サークルの支援	子育て支援課	
	介護予防・日常生活支援総合事業	高齢者福祉課	
	生活支援コーディネーターの配置		
	● 交流の場づくり		
	地域住民の交流の場づくりを進めるとともに、移動手段の確保や移動支援を充実します。		
	◆交流拠点の整備・確保	担当課	
	銚子プラチナ体操等通いの場の支援及び設置の推進	高齢者福祉課	
	ふれあい交流サロン支援		
	認知症カフェ開設補助事業		
	老人憩の家等の設置		
	子育て広場の開設	保健事業室	
	地元保存会による公園管理委託事業	都市整備室	
	◆移動手段の確保、移動支援の充実	担当課	
福祉タクシー利用助成事業	障害支援室		
福祉車両貸出事業			
運転免許証自主返納者支援事業	危機管理室		
高齢者安全運転支援装置設置補助事業			



(3) 身近な福祉活動づくり

同じ悩みを持つ人々の集いや交流の場を設けることは、人々のつながりと活動の発展をもたらすことが期待できるため、それぞれの地域での福祉ニーズを探りながら、身近なところでの福祉活動を推進していきます。




	取組内容																									
市民・地域の役割 	◎身近な生活の中でみつけた問題について、参加できる活動に積極的に参加しましょう。 ◎町内会やボランティア団体などでみつけた地域の問題や課題に対して、できることに取り組みましょう。公共の支援が必要なものについては市役所に連絡しましょう。																									
社会福祉協議会の役割 	■地区社協の活動とボランティア団体等との連携によって、福祉活動の裾野を広げていきます。 主な取組 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会の体制強化 ・ファミリー・サポート・センター事業の充実 ・市民バザール大会の開催 ・社会福祉大会の開催【再掲】 ・福祉まつりの開催【再掲】 ・結婚50周年記念事業の開催 ・ボランティア連絡協議会の機能強化 ・ボランティアの育成や活動の推進 																									
行政の役割 	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> ● 身近な地域での活動の促進 </div> <p>地域で実施されている身近な活動への参加を促進するための支援を行います。また、地域ニーズを把握し、地域づくりや社会資源の開発につなげていきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>◆地域コミュニティの活性化</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コミュニティ助成事業費補助金交付事業</td> <td>総務室</td> </tr> <tr> <td>第2層協議体「西部ふれあい会」の活動支援</td> <td>高齢者福祉課</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>◆町内会活動の支援</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町内会活動費等交付金交付事業</td> <td>総務室</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>◆地域ニーズの把握</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域ケア個別会議の開催</td> <td rowspan="2">高齢者福祉課</td> </tr> <tr> <td>実態把握事業</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> ● 多様な福祉活動の促進 </div> <p>市民や福祉団体、福祉関連事業者が行う多様な福祉活動を地域に活かすための支援を充実させます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>◆多様な福祉活動の充実</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>精神障害者ピアサポート事業の支援</td> <td>障害支援室</td> </tr> <tr> <td>ファミリー・サポート・センター会員同士の相互援助活動の支援</td> <td>子育て支援課</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>◆ボランティア連絡協議会の機能強化</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉協議会運営費補助</td> <td>社会福祉室</td> </tr> </tbody> </table>	◆地域コミュニティの活性化	担当課	コミュニティ助成事業費補助金交付事業	総務室	第2層協議体「西部ふれあい会」の活動支援	高齢者福祉課	◆町内会活動の支援	担当課	町内会活動費等交付金交付事業	総務室	◆地域ニーズの把握	担当課	地域ケア個別会議の開催	高齢者福祉課	実態把握事業	◆多様な福祉活動の充実	担当課	精神障害者ピアサポート事業の支援	障害支援室	ファミリー・サポート・センター会員同士の相互援助活動の支援	子育て支援課	◆ボランティア連絡協議会の機能強化	担当課	社会福祉協議会運営費補助	社会福祉室
◆地域コミュニティの活性化	担当課																									
コミュニティ助成事業費補助金交付事業	総務室																									
第2層協議体「西部ふれあい会」の活動支援	高齢者福祉課																									
◆町内会活動の支援	担当課																									
町内会活動費等交付金交付事業	総務室																									
◆地域ニーズの把握	担当課																									
地域ケア個別会議の開催	高齢者福祉課																									
実態把握事業																										
◆多様な福祉活動の充実	担当課																									
精神障害者ピアサポート事業の支援	障害支援室																									
ファミリー・サポート・センター会員同士の相互援助活動の支援	子育て支援課																									
◆ボランティア連絡協議会の機能強化	担当課																									
社会福祉協議会運営費補助	社会福祉室																									

基本方針2：福祉の担い手を育て、支える

地域を暮らしやすいまちにしていきたいと思う人々に対して、必要とされる知識や方法などを学ぶ機会を提供するとともに、地域福祉の推進のために必要となる専門的な人材の育成、地域活動の核となるリーダーの育成、さらにそれらの人々に対する支援などに取り組んでいきます。

(1) 地域福祉の担い手づくり



地域福祉においては、専門職だけでなく、地域住民が担い手となって福祉に取り組むことが求められます。幅広い層に向けて情報発信を行い、地域福祉を担う人材の確保・育成に取り組んでいきます。

	取組内容																
市民・地域の役割 	◎地域福祉に関する活動や講座に積極的に参加しましょう。 ◎周りの人々の取組や活動を理解し、活動している人や核となるリーダーの取組をできる範囲で協力しましょう。																
社会福祉協議会の役割 	■地域での活動について幅広く住民の方々に知っていただき、必要とする人材に関する情報や公的機関などの実施する研修などの情報を積極的に提供していきます。																
行政の役割 	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>● 地域福祉の担い手の発掘</p> <p>地域福祉への地域住民の関心を高めるためにボランティアなどの体験の機会をつくり、福祉の担い手を住民の中から発掘していきます。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">◆実践を意識した福祉講座の充実を図る</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域生活支援促進事業（障害支援ボランティアの育成）</td> <td>障害支援室</td> </tr> <tr> <td>認知症サポーター養成講座の開催【再掲】</td> <td rowspan="2">高齢者福祉課</td> </tr> <tr> <td>介護予防・地域支え合いサポーター養成講座</td> </tr> <tr> <td>自殺対策強化事業（ゲートキーパーの育成）</td> <td>保健事業室</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>● 地域福祉を推進する積極的な活動者の育成</p> <p>様々な地域福祉の活動にはリーダーとなる積極的な活動者が必要なことから、福祉マインドの高い人に向けた研修等を実施していきます。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">◆リーダー研修の実施</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災士の育成支援（防災ワークショップの開催）</td> <td>危機管理室</td> </tr> <tr> <td>認知症地域支援推進員の配置と活動の推進</td> <td rowspan="2">高齢者福祉課</td> </tr> <tr> <td>介護予防・地域支え合いサポーターを対象としたフォローアップ講座</td> </tr> </tbody> </table>	◆実践を意識した福祉講座の充実を図る	担当課	地域生活支援促進事業（障害支援ボランティアの育成）	障害支援室	認知症サポーター養成講座の開催【再掲】	高齢者福祉課	介護予防・地域支え合いサポーター養成講座	自殺対策強化事業（ゲートキーパーの育成）	保健事業室	◆リーダー研修の実施	担当課	防災士の育成支援（防災ワークショップの開催）	危機管理室	認知症地域支援推進員の配置と活動の推進	高齢者福祉課	介護予防・地域支え合いサポーターを対象としたフォローアップ講座
◆実践を意識した福祉講座の充実を図る	担当課																
地域生活支援促進事業（障害支援ボランティアの育成）	障害支援室																
認知症サポーター養成講座の開催【再掲】	高齢者福祉課																
介護予防・地域支え合いサポーター養成講座																	
自殺対策強化事業（ゲートキーパーの育成）	保健事業室																
◆リーダー研修の実施	担当課																
防災士の育成支援（防災ワークショップの開催）	危機管理室																
認知症地域支援推進員の配置と活動の推進	高齢者福祉課																
介護予防・地域支え合いサポーターを対象としたフォローアップ講座																	

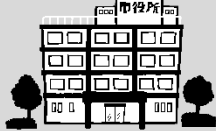
(2) 担い手への支援

地域福祉の担い手となる方を支援していくことで、継続した活動と担い手の裾野を広げていくよう取り組んでいきます。

地域住民の活動とともに、ボランティア団体等の活動は地域福祉には欠かせないものであるため、住民への活動告知や情報提供による支援をはじめ、環境の整備に取り組んでいきます。

	取組内容
市民・地域の 役割 	◎日常生活の中でボランティアに興味を持ち、ボランティア養成講座などに参加してみましょう。 ◎施設や団体等は、必要とするボランティア情報の提供に努めましょう。また、町内会や身近な地域で、気軽にボランティア活動を始めてみましょう。
社会福祉協議会 の役割 	■多くの住民に声をかけて活動への参加を促していくとともに、活動の意義や課題を住民の方と共有し、一人でも多くの方に賛同いただけるよう取り組んでいきます。 主な取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアコーディネート機能の充実 ・ボランティア活動に関する情報提供の充実



	取組内容	
行政の役割 	● 社会参加の促進	
	専門的な知識を持っている人だけでなく、高齢者や障害者など様々な人々が参加できる場を設定し、できる範囲で地域福祉に取り組めるように支援していきます。	
	◆高齢者等の社会参加	担当課
	チームオレンジ結成に向けた準備	高齢者福祉課
	ふれあい交流サロン支援【再掲】	
	シルバー人材センターの運営事業費補助	
	◆各種講座の充実	担当課
	めざせ！元気シニア講座の開催	高齢者福祉課
	● ボランティア活動の促進	
	地域住民、ボランティア団体、NPO 等の社会福祉活動に対して、活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援を行っていきます。また、ボランティアと支援ニーズのある住民をつないでいきます。	
◆ボランティアコーディネート機能の充実を図る	担当課	
生活支援コーディネーターの配置【再掲】	高齢者福祉課	
◆ボランティア活動に関する情報提供の充実を図る	担当課	
ちばボランティアナビ・ボランティア・NPO に関する出前講座（県主催）の周知	総務室	
◆ボランティア・NPO の活動支援	担当課	
自主防犯組織支援事業	危機管理室	
防犯指導員連絡協議会事業費補助		
ボランティア・NPO との連携と活動支援	高齢者福祉課	





基本方針3：地域で共に生きる体制を整える

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。

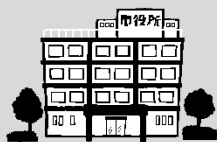
ひきこもり、ヤングケアラー、8050問題、ダブルケアなど、これまであまり顕在化してこなかった課題が社会的な問題として浮かび上がるようになり、必要とされる支援も多様化し、それらへの対応が求められています。相談支援や福祉サービスの提供において、各分野に固定することなく、「福祉」という包括的な枠組みで捉え、総合的な情報提供や相談体制づくりを推進していきます。また、各個別計画にある事業の推進を図るとともに、必要とする方が適切にサービスを受けられる体制を整えます。

(1) 総合的な相談体制の整備

日常生活において様々な悩みや不安を抱えながらも、相談する場所がわからなかったり、どのような支援があるのかわからなかったり、適切な福祉につながっていない場合もあると考えられるため、市と関係諸機関・団体が一体となった総合的・包括的な相談体制の整備を図っていきます。



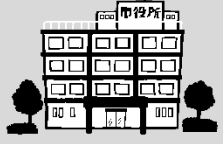
	取組内容
市民・地域の役割 	◎民生委員・児童委員や隣近所など、日頃から地域で相談できる人を見つけておきましょう。また、身近で困っている人の相談にのりましょう。 ◎介護や子育てなど気軽に話し合える場を持ち、身近なところで困っている人がいるときには、民生委員・児童委員や市役所に連絡しましょう。
社会福祉協議会の役割 	■悩みを抱えている人や支援を必要としている人が、いつでも相談できるように、様々なメディアを通して積極的に相談事業の情報提供をしていきます。 主な取組 ・心配ごと相談事業

取組内容																													
行政の役割	<p>● 相談体制の強化</p> <p>地域住民との連携や支援関係機関によるチーム支援など、多機関の協働による包括的な相談支援体制を構築していきます。</p>																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>◆相談窓口の整備</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人権相談の実施</td> <td>秘書広報課</td> </tr> <tr> <td>生活困窮者自立支援事業「ちょうしサポートセンター」の運営委託</td> <td rowspan="2">社会福祉室</td> </tr> <tr> <td>民生委員・児童委員の活動支援</td> </tr> <tr> <td>基幹相談支援センターの運営</td> <td rowspan="3">障害支援室</td> </tr> <tr> <td>地域活動支援センターの運営委託</td> </tr> <tr> <td>まるっとシステム（地域生活支援拠点等事業）</td> </tr> <tr> <td>私立地域子育て支援センター運営費補助</td> <td>子育て支援課</td> </tr> <tr> <td>基幹型・委託型地域包括支援センターの設置、運営</td> <td rowspan="2">高齢者福祉課</td> </tr> <tr> <td>在宅医療・介護連携支援センターの設置、運営</td> </tr> <tr> <td>子育て世代包括支援センター「すくサポ」・子ども家庭総合支援拠点における相談事業</td> <td rowspan="2">保健事業室</td> </tr> <tr> <td>各種相談事業（健康づくり相談、こころの健康相談、乳幼児健康相談）</td> </tr> <tr> <td>地域サポートステーション（サポステ）による相談会の開催</td> <td rowspan="2">産業振興室</td> </tr> <tr> <td>中小企業相談所（銚子商工会議所）の運営支援</td> </tr> <tr> <td>消費生活センターの運営</td> <td>消費生活センター</td> </tr> <tr> <td>◆多機関の協働による相談支援体制の構築</td> <td>担当課</td> </tr> <tr> <td>複合的な課題に対応できる相談支援体制の整備</td> <td>社会福祉室</td> </tr> </tbody> </table>	◆相談窓口の整備	担当課	人権相談の実施	秘書広報課	生活困窮者自立支援事業「ちょうしサポートセンター」の運営委託	社会福祉室	民生委員・児童委員の活動支援	基幹相談支援センターの運営	障害支援室	地域活動支援センターの運営委託	まるっとシステム（地域生活支援拠点等事業）	私立地域子育て支援センター運営費補助	子育て支援課	基幹型・委託型地域包括支援センターの設置、運営	高齢者福祉課	在宅医療・介護連携支援センターの設置、運営	子育て世代包括支援センター「すくサポ」・子ども家庭総合支援拠点における相談事業	保健事業室	各種相談事業（健康づくり相談、こころの健康相談、乳幼児健康相談）	地域サポートステーション（サポステ）による相談会の開催	産業振興室	中小企業相談所（銚子商工会議所）の運営支援	消費生活センターの運営	消費生活センター	◆多機関の協働による相談支援体制の構築	担当課	複合的な課題に対応できる相談支援体制の整備	社会福祉室
	◆相談窓口の整備	担当課																											
	人権相談の実施	秘書広報課																											
	生活困窮者自立支援事業「ちょうしサポートセンター」の運営委託	社会福祉室																											
	民生委員・児童委員の活動支援																												
	基幹相談支援センターの運営	障害支援室																											
	地域活動支援センターの運営委託																												
	まるっとシステム（地域生活支援拠点等事業）																												
	私立地域子育て支援センター運営費補助	子育て支援課																											
	基幹型・委託型地域包括支援センターの設置、運営	高齢者福祉課																											
	在宅医療・介護連携支援センターの設置、運営																												
	子育て世代包括支援センター「すくサポ」・子ども家庭総合支援拠点における相談事業	保健事業室																											
	各種相談事業（健康づくり相談、こころの健康相談、乳幼児健康相談）																												
	地域サポートステーション（サポステ）による相談会の開催	産業振興室																											
	中小企業相談所（銚子商工会議所）の運営支援																												
	消費生活センターの運営	消費生活センター																											
	◆多機関の協働による相談支援体制の構築	担当課																											
	複合的な課題に対応できる相談支援体制の整備	社会福祉室																											
	<p>● ニーズ把握の強化</p> <p>新たな課題を含め、地域の様々なニーズの把握に努めていきます。</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>◆訪問型の支援活動の推進</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実態把握事業【再掲】</td> <td>高齢者福祉課</td> </tr> <tr> <th>◆制度のはざまの課題への対応</th> <th>担当課</th> </tr> <tr> <td>地域福祉推進幹事会の取組強化</td> <td>社会福祉室</td> </tr> </tbody> </table>	◆訪問型の支援活動の推進	担当課	実態把握事業【再掲】	高齢者福祉課	◆制度のはざまの課題への対応	担当課	地域福祉推進幹事会の取組強化	社会福祉室																					
◆訪問型の支援活動の推進	担当課																												
実態把握事業【再掲】	高齢者福祉課																												
◆制度のはざまの課題への対応	担当課																												
地域福祉推進幹事会の取組強化	社会福祉室																												





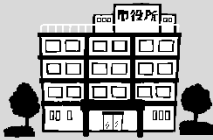
(2) 地域のネットワークづくり

住民の地域活動、関係各団体、行政の取組が連携・協働して、地域においてより効果的な成果に結びつけていくことができる地域ネットワークの構築を図っていきます。

	取組内容																		
市民・地域の役割 	◎日頃のあいさつを大切に、顔の見える関係性づくりに取り組み、隣近所とのつながりを広げていきましょう。 ◎地域の情報を積極的に発信していきましょう。また、地域で活動しているサークルや団体同士で交流を図りましょう。																		
社会福祉協議会の役割 	■地域住民と行政とのつなぎ役となり、さらに異分野の事業者等との交流を深め、より充実した活動が可能となるネットワークを目指していきます。 主な取組 <ul style="list-style-type: none"> ・地域が一体となった福祉活動の推進 ・ボランティア連絡協議会の機能強化【再掲】 																		
行政の役割 	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> ● ネットワークづくり </div> <p>市内の福祉関係団体、地域住民との交流を深め、様々な生活課題に対応できるネットワークの構築を目指していきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>◆ネットワーク組織の構築</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域福祉推進協議会の設置検討</td> <td rowspan="2">社会福祉室</td> </tr> <tr> <td>自立相談支援調整会議の開催</td> </tr> <tr> <td>銚子市地域自立支援協議会の運営</td> <td>障害支援室</td> </tr> <tr> <th>◆地域ネットワークと行政組織の連携促進</th> <th>担当課</th> </tr> <tr> <td>地域包括ケアシステム推進会議（地域ケア推進会議）の開催</td> <td>高齢者福祉課</td> </tr> <tr> <th>◆地域コミュニティの拠点づくり</th> <th>担当課</th> </tr> <tr> <td>町内青年館整備費補助金交付事業</td> <td rowspan="2">総務室</td> </tr> <tr> <td>まちづくりサポートルーム事業</td> </tr> <tr> <td>公民館施設の貸出</td> <td>市民センター</td> </tr> </tbody> </table>	◆ネットワーク組織の構築	担当課	地域福祉推進協議会の設置検討	社会福祉室	自立相談支援調整会議の開催	銚子市地域自立支援協議会の運営	障害支援室	◆地域ネットワークと行政組織の連携促進	担当課	地域包括ケアシステム推進会議（地域ケア推進会議）の開催	高齢者福祉課	◆地域コミュニティの拠点づくり	担当課	町内青年館整備費補助金交付事業	総務室	まちづくりサポートルーム事業	公民館施設の貸出	市民センター
◆ネットワーク組織の構築	担当課																		
地域福祉推進協議会の設置検討	社会福祉室																		
自立相談支援調整会議の開催																			
銚子市地域自立支援協議会の運営	障害支援室																		
◆地域ネットワークと行政組織の連携促進	担当課																		
地域包括ケアシステム推進会議（地域ケア推進会議）の開催	高齢者福祉課																		
◆地域コミュニティの拠点づくり	担当課																		
町内青年館整備費補助金交付事業	総務室																		
まちづくりサポートルーム事業																			
公民館施設の貸出	市民センター																		

(3) 福祉サービス提供体制の整備

包括的な支援体制を構築していくためにも、まずは福祉の各分野で計画策定されている事業の推進を図り、福祉サービス利用のための提供体制を整備していくことが重要です。福祉サービスの利用促進を図っていくために、情報が届きにくい人々へも届けられるような情報提供活動を進め、各福祉サービスの充実にも努めていく必要があります。

	取組内容																									
<p>市民・地域の役割</p> 	<p>◎知っている福祉サービスの情報は積極的に身近な人に提供しましょう。</p> <p>◎福祉サービスを必要としている人への制度の案内や行政への連絡を行いましょう。身近なところで困っている人がいるときには、民生委員・児童委員や市役所に連絡しましょう。</p>																									
<p>社会福祉協議会の役割</p> 	<p>■積極的に提供サービス・事業等の情報を提供し、事業活動の周知、利用促進に取り組んでいきます。</p> <p>主な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉テレホンサービス事業 ・交通遺児激励見舞金給付事業 ・福祉物品の貸付事業 ・手話講習会の開催 ・寝たきり高齢者等への給付事業（在宅援護事業） ・在宅障害者交流事業（イベント、バスハイク） 																									
<p>行政の役割</p> 	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <p>● 必要とする支援が受けられる仕組みの確立</p> </div> <p>支援を必要とする市民が必要なサービスを利用することができる仕組みを確立していきます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">◆ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備</td> <td style="text-align: center;">担当課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</td> <td style="text-align: center;">高齢者福祉課</td> </tr> </table> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <p>● 適切にサービスを選択できる仕組みの構築</p> </div> <p>各事業者の福祉サービスの評価やサービス内容を積極的に情報提供し、利用者が適切に福祉サービスを選択できるように取り組んでいきます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">◆サービスの評価等の情報開示の仕組みの検討</td> <td style="text-align: center;">担当課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第三者委員制度の周知</td> <td style="text-align: center;">社会福祉室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">福祉サービスに対する苦情の解決制度の実施</td> <td style="text-align: center;">子育て支援課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地域包括ケアシステム推進会議での業務評価・業務点検</td> <td style="text-align: center;">高齢者福祉課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">◆サービスの情報提供</td> <td style="text-align: center;">担当課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生活保護のしおりの配布</td> <td style="text-align: center;">社会福祉室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">障害者福祉ガイドブック・資源マップの配布</td> <td style="text-align: center;">障害支援室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ちょーぴーのやさしさ便利帳の配布</td> <td style="text-align: center;">高齢者福祉課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">◆情報のバリアフリー化</td> <td style="text-align: center;">担当課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">点字版広報紙の作成配布</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">秘書広報課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市ホームページの機能追加 (音声読上げ・文字拡大・配色調整)</td> </tr> </table>	◆ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備	担当課	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	高齢者福祉課	◆サービスの評価等の情報開示の仕組みの検討	担当課	第三者委員制度の周知	社会福祉室	福祉サービスに対する苦情の解決制度の実施	子育て支援課	地域包括ケアシステム推進会議での業務評価・業務点検	高齢者福祉課	◆サービスの情報提供	担当課	生活保護のしおりの配布	社会福祉室	障害者福祉ガイドブック・資源マップの配布	障害支援室	ちょーぴーのやさしさ便利帳の配布	高齢者福祉課	◆情報のバリアフリー化	担当課	点字版広報紙の作成配布	秘書広報課	市ホームページの機能追加 (音声読上げ・文字拡大・配色調整)
◆ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備	担当課																									
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	高齢者福祉課																									
◆サービスの評価等の情報開示の仕組みの検討	担当課																									
第三者委員制度の周知	社会福祉室																									
福祉サービスに対する苦情の解決制度の実施	子育て支援課																									
地域包括ケアシステム推進会議での業務評価・業務点検	高齢者福祉課																									
◆サービスの情報提供	担当課																									
生活保護のしおりの配布	社会福祉室																									
障害者福祉ガイドブック・資源マップの配布	障害支援室																									
ちょーぴーのやさしさ便利帳の配布	高齢者福祉課																									
◆情報のバリアフリー化	担当課																									
点字版広報紙の作成配布	秘書広報課																									
市ホームページの機能追加 (音声読上げ・文字拡大・配色調整)																										

基本方針4：安全・安心な暮らしを守る



福祉の各分野別計画の上位計画である本計画では、各分野別に構築された地域の暮らしを守る仕組みが十分に機能していくよう、共生型サービス等の分野横断的な福祉サービスの展開を支援していきます。

誰もが安全・安心な暮らしを送るために、必要なサービスや支援が適切に受けられるよう、福祉サービスの質の向上や提供体制の充実を図ります。

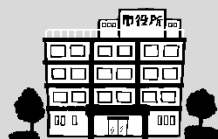
また、何気ない差別や人権侵害、虐待などが日々の生活の中で見過ごされないうよう、差別や虐待防止の取組や成年後見制度、日常生活自立支援事業などの制度を周知し、住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けられる環境づくりに努めていきます。

(1) 支援体制の活用

積極的に福祉サービスを利用していくことは、支援を必要とする人だけでなく、支える人々にも役立つことから、ニーズに応じたサービス利用ができるように、わかりやすいサービス情報の提供とともに、事業者への支援の充実を図っていきます。

	取組内容
市民・地域の役割 	◎介護保険制度、障害福祉サービス、子ども・子育て支援制度などの公的な福祉サービスに関心を持ちましょう。 ◎福祉活動を行っている団体は、積極的な情報交換・共有を図り、行政との連携を強化していきましょう。
社会福祉協議会の役割 	■日頃から福祉に取り組む民生委員・児童委員協議会や保護司会の事務局の円滑な運営を図っていくとともに、各種福祉団体への助成を行います。 主な取組 <ul style="list-style-type: none"> ・各種福祉団体への助成 ・民生委員・児童委員協議会事務局の円滑な運営 ・保護司会事務局の円滑な運営



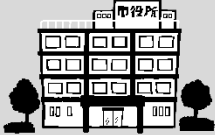
取組内容										
行政の役割	<p>● 福祉サービスの利用促進</p> <p>各分野で整備されている福祉サービスの提供体制を活用して、より多くの市民の利用促進につながるよう取り組んでいきます。</p>									
	<table border="1"> <tr> <th>◆福祉関連施設・拠点の周知</th> <th>担当課</th> </tr> <tr> <td>障害者福祉ガイドブック・資源マップの配布【再掲】</td> <td>障害支援室</td> </tr> <tr> <td>居宅介護支援・サービス事業者一覧の配布</td> <td>高齢者福祉課</td> </tr> </table>	◆福祉関連施設・拠点の周知	担当課	障害者福祉ガイドブック・資源マップの配布【再掲】	障害支援室	居宅介護支援・サービス事業者一覧の配布	高齢者福祉課			
	◆福祉関連施設・拠点の周知	担当課								
	障害者福祉ガイドブック・資源マップの配布【再掲】	障害支援室								
	居宅介護支援・サービス事業者一覧の配布	高齢者福祉課								
	<table border="1"> <tr> <th>◆福祉関連サービスの周知</th> <th>担当課</th> </tr> <tr> <td>障害者福祉ガイドブック・資源マップの配布【再掲】</td> <td>障害支援室</td> </tr> <tr> <td>子育てハンドブックの配布</td> <td rowspan="2">子育て支援課</td> </tr> <tr> <td>子育て支援に関する情報のSNSによる発信</td> </tr> <tr> <td>介護保険パンフレットの配布</td> <td>高齢者福祉課</td> </tr> </table>	◆福祉関連サービスの周知	担当課	障害者福祉ガイドブック・資源マップの配布【再掲】	障害支援室	子育てハンドブックの配布	子育て支援課	子育て支援に関する情報のSNSによる発信	介護保険パンフレットの配布	高齢者福祉課
	◆福祉関連サービスの周知	担当課								
	障害者福祉ガイドブック・資源マップの配布【再掲】	障害支援室								
	子育てハンドブックの配布	子育て支援課								
	子育て支援に関する情報のSNSによる発信									
	介護保険パンフレットの配布	高齢者福祉課								
	<table border="1"> <tr> <th>◆福祉事業者との連携</th> <th>担当課</th> </tr> <tr> <td>児童発達支援センターの指定管理</td> <td>障害支援室</td> </tr> <tr> <td>てうしケアマネクラブとの連携</td> <td>高齢者福祉課</td> </tr> </table>	◆福祉事業者との連携	担当課	児童発達支援センターの指定管理	障害支援室	てうしケアマネクラブとの連携	高齢者福祉課			
	◆福祉事業者との連携	担当課								
	児童発達支援センターの指定管理	障害支援室								
	てうしケアマネクラブとの連携	高齢者福祉課								
<p>● 推進体制の整備</p> <p>地域生活に課題を抱える市民を包括的に支援していくため、庁内の部局横断的な連携体制を整備していきます。</p>										
<table border="1"> <tr> <th>◆全庁的な体制整備</th> <th>担当課</th> </tr> <tr> <td>地域福祉推進幹事会の取組強化【再掲】</td> <td>社会福祉室</td> </tr> <tr> <td>障害者優先調達推進法に基づく物品等調達の取組</td> <td>障害支援室</td> </tr> </table>	◆全庁的な体制整備	担当課	地域福祉推進幹事会の取組強化【再掲】	社会福祉室	障害者優先調達推進法に基づく物品等調達の取組	障害支援室				
◆全庁的な体制整備	担当課									
地域福祉推進幹事会の取組強化【再掲】	社会福祉室									
障害者優先調達推進法に基づく物品等調達の取組	障害支援室									
<table border="1"> <tr> <th>◆民生委員・児童委員活動への支援</th> <th>担当課</th> </tr> <tr> <td>民生委員・児童委員協議会の運営費等補助</td> <td>社会福祉室</td> </tr> </table>	◆民生委員・児童委員活動への支援	担当課	民生委員・児童委員協議会の運営費等補助	社会福祉室						
◆民生委員・児童委員活動への支援	担当課									
民生委員・児童委員協議会の運営費等補助	社会福祉室									
<table border="1"> <tr> <th>◆地域福祉活動のための財源の確保</th> <th>担当課</th> </tr> <tr> <td>社会福祉協議会運営費補助【再掲】</td> <td>社会福祉室</td> </tr> </table>	◆地域福祉活動のための財源の確保	担当課	社会福祉協議会運営費補助【再掲】	社会福祉室						
◆地域福祉活動のための財源の確保	担当課									
社会福祉協議会運営費補助【再掲】	社会福祉室									



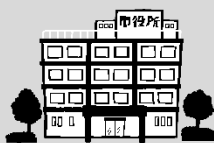
(2) 安心して暮らせる環境整備

近年、気候の変動等によるこれまでにない自然災害が発生しており、従来の防災を見直し、新たな防災を検討していく必要に迫られています。

高齢者を狙った新たな犯罪や、インターネットの普及による新たな消費者トラブルも発生しており、市民の生活を守る防災体制、防犯体制の整備については、変化していく社会情勢に対応できるよう行政が中心となって取組を進めていきます。

	取組内容												
<p>市民・地域の役割</p> 	<p>◎普段から避難場所やルートを把握しておき、防災訓練等に参加するとともに、市のお知らせには必ず目を通しましょう。</p> <p>◎地域のできる防災対策について、常日頃から話し合い、災害時の対策を準備しておきましょう。</p>												
<p>社会福祉協議会の役割</p> 	<p>■緊急時の避難行動の呼びかけや、消費者トラブルなどの犯罪を防ぐための啓発活動を行うとともに、生活の基盤を守るための事業を推進していきます。</p> <p>主な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンター運営体制の構築 ・善意銀行の円滑な運営 ・法外教育援護事業 ・生活資金等貸付事業（市からの委託事業） ・生活福祉資金等の貸付事業（県社会福祉協議会からの委託事業） 												
<p>行政の役割</p> 	<p>● 災害時等の体制整備</p> <p>これまでの防災体制を見直し、大規模な自然災害に対応できるよう防災体制の強化を図っていきます。</p> <table border="1" data-bbox="480 1659 1355 2051"> <thead> <tr> <th>◆災害時における要配慮者への支援</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災・避難訓練の実施</td> <td rowspan="4">危機管理室</td> </tr> <tr> <td>福祉避難所の充実</td> </tr> <tr> <td>ホテル・旅館の避難所利用</td> </tr> <tr> <td>要配慮者利用施設における避難確保計画作成支援</td> </tr> <tr> <td>文字表示型防災ラジオの配布</td> <td rowspan="2">危機管理室 障害支援室 高齢者福祉課</td> </tr> <tr> <td>避難行動要支援者名簿の作成</td> </tr> <tr> <td>個別避難計画の作成</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	◆災害時における要配慮者への支援	担当課	防災・避難訓練の実施	危機管理室	福祉避難所の充実	ホテル・旅館の避難所利用	要配慮者利用施設における避難確保計画作成支援	文字表示型防災ラジオの配布	危機管理室 障害支援室 高齢者福祉課	避難行動要支援者名簿の作成	個別避難計画の作成	
◆災害時における要配慮者への支援	担当課												
防災・避難訓練の実施	危機管理室												
福祉避難所の充実													
ホテル・旅館の避難所利用													
要配慮者利用施設における避難確保計画作成支援													
文字表示型防災ラジオの配布	危機管理室 障害支援室 高齢者福祉課												
避難行動要支援者名簿の作成													
個別避難計画の作成													



		取組内容		
行政の役割	◆地域防犯体制の強化	担当課		
	自主防犯組織支援事業【再掲】	危機管理室		
	防犯指導員連絡協議会事業費補助【再掲】			
	防犯カメラ設置補助事業			
	防犯組合連合会事業費補助事業			
	特殊詐欺対策電話機器等設置補助事業			
	◆自主防災組織等の支援	担当課		
	自主防災組織活動事業費補助事業	危機管理室		
	防災士の育成支援（防災ワークショップの開催）【再掲】			
	◆安全対策の充実	担当課		
	防災ハザードマップ作成事業	危機管理室		
	防災・防犯メール配信事業			
	災害ボランティアセンターの連絡調整体制の強化			
	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>● 消費者被害の防止</p> </div>			
	<p>複雑化・多様化する消費者問題に巻き込まれないよう、消費者意識の啓発や情報提供体制の強化を図ります。</p>			
◆消費者被害の啓発活動	担当課			
消費生活啓発事業	消費生活センター			
◆消費者被害の相談支援	担当課			
消費生活センターの運営【再掲】	消費生活センター			
<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>● 生活困窮者の自立支援</p> </div>				
<p>生活困窮者に対する相談体制の充実を図ります。また、生活困窮者の自立に向けて、それぞれの対象者の適性にあった就労先確保のための支援を行います。</p>				
◆生活困窮者自立支援事業	担当課			
生活困窮者自立支援事業「ちょうしサポートセンター」の運営委託【再掲】	社会福祉室			
◆生活保護事業など	担当課			
生活保護事業	社会福祉室			
住居確保給付金支給事業				
準要保護などの就学援助	学校教育室			



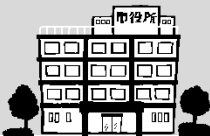
(3) 支え合いの地域づくり

日々の生活では、個人の意思を尊重していくことが大切ですが、認知症や障害などによって自らの意思で決定を行うことが困難な方については、個人の権利を守る支援が必要となります。人権侵害や虐待などについても、周りの人々が早期に発見し、被害の拡大を防止するなど、互いに見守り支え合っていくことが重要です。

市では、個人の権利が守られる環境づくりや、誰もが安心して福祉サービスなどを利用できる体制の整備を進めていますが、高齢者や障害者等が日常生活で不利益を被ることがないように、成年後見制度や社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業を推進していきます。

	取組内容
市民・地域の 役割 	◎虐待や詐欺などの被害を受けていると思われる人がいたら、市や警察などに連絡しましょう。 ◎見守り活動で虐待や詐欺などの兆候を発見した際は、些細なことでも関係機関へ遅滞なく連絡しましょう。
社会福祉協議会 の役割 	■認知症高齢者等判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を行います。 主な取組 ・日常生活自立支援事業





	取組内容																																
行政の役割 	<p>● 見守り活動の充実</p> <p>地域で発生する様々な問題を見逃さないように、地域での見守り活動を支援し、問題発生防止や被害を拡大させない体制を整えていきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">◆避難行動要支援者支援制度</th> <th style="background-color: #cccccc;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難行動要支援者名簿の作成【再掲】</td> <td rowspan="2">危機管理室 障害支援室 高齢者福祉課</td> </tr> <tr> <td>個別避難計画の作成【再掲】</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">◆見守り支援活動</th> <th style="background-color: #cccccc;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者虐待防止センターの設置</td> <td>障害支援室</td> </tr> <tr> <td>認知症対策事業 （認知症初期集中支援チーム、見守りSOSネットワーク、どこシル伝言板、認知症カフェの運営支援）</td> <td>高齢者福祉課</td> </tr> <tr> <td>民間事業者との見守り協定の締結</td> <td>障害支援室 子育て支援課 高齢者福祉課 保健事業室</td> </tr> <tr> <td>銚子市PTA連絡協議会、銚子市青少年相談員による交通安全運動・パトロールの実施</td> <td>生涯学習室</td> </tr> <tr> <td>銚子市青少年補導員によるパトロールの実施</td> <td>青少年指導センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>● 権利擁護と虐待防止の推進</p> <p>人権侵害や虐待の事例を様々な広報活動で周知して理解促進に努めるとともに、権利擁護等の制度やサービスの利用促進を図り被害の防止・抑止に努めていきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">◆権利擁護の普及促進</th> <th style="background-color: #cccccc;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域包括支援センター及び基幹相談支援センターにおける権利擁護業務</td> <td rowspan="3">障害支援室 高齢者福祉課</td> </tr> <tr> <td>成年後見人等報酬助成事業</td> </tr> <tr> <td>家族信託や後見制度支援信託など権利擁護支援策の検討</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">◆虐待対策の推進</th> <th style="background-color: #cccccc;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者虐待防止センターの設置【再掲】</td> <td>障害支援室</td> </tr> <tr> <td>高齢者虐待防止法に基づいた高齢者虐待への対応・養護者支援</td> <td>高齢者福祉課</td> </tr> <tr> <td>子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター「すくサポ」の運営【再掲】</td> <td rowspan="2">保健事業室</td> </tr> <tr> <td>要保護児童対策地域協議会の運営</td> </tr> </tbody> </table>	◆避難行動要支援者支援制度	担当課	避難行動要支援者名簿の作成【再掲】	危機管理室 障害支援室 高齢者福祉課	個別避難計画の作成【再掲】	◆見守り支援活動	担当課	障害者虐待防止センターの設置	障害支援室	認知症対策事業 （認知症初期集中支援チーム、見守りSOSネットワーク、どこシル伝言板、認知症カフェの運営支援）	高齢者福祉課	民間事業者との見守り協定の締結	障害支援室 子育て支援課 高齢者福祉課 保健事業室	銚子市PTA連絡協議会、銚子市青少年相談員による交通安全運動・パトロールの実施	生涯学習室	銚子市青少年補導員によるパトロールの実施	青少年指導センター	◆権利擁護の普及促進	担当課	地域包括支援センター及び基幹相談支援センターにおける権利擁護業務	障害支援室 高齢者福祉課	成年後見人等報酬助成事業	家族信託や後見制度支援信託など権利擁護支援策の検討	◆虐待対策の推進	担当課	障害者虐待防止センターの設置【再掲】	障害支援室	高齢者虐待防止法に基づいた高齢者虐待への対応・養護者支援	高齢者福祉課	子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター「すくサポ」の運営【再掲】	保健事業室	要保護児童対策地域協議会の運営
	◆避難行動要支援者支援制度	担当課																															
	避難行動要支援者名簿の作成【再掲】	危機管理室 障害支援室 高齢者福祉課																															
	個別避難計画の作成【再掲】																																
	◆見守り支援活動	担当課																															
	障害者虐待防止センターの設置	障害支援室																															
	認知症対策事業 （認知症初期集中支援チーム、見守りSOSネットワーク、どこシル伝言板、認知症カフェの運営支援）	高齢者福祉課																															
	民間事業者との見守り協定の締結	障害支援室 子育て支援課 高齢者福祉課 保健事業室																															
	銚子市PTA連絡協議会、銚子市青少年相談員による交通安全運動・パトロールの実施	生涯学習室																															
	銚子市青少年補導員によるパトロールの実施	青少年指導センター																															
	◆権利擁護の普及促進	担当課																															
	地域包括支援センター及び基幹相談支援センターにおける権利擁護業務	障害支援室 高齢者福祉課																															
	成年後見人等報酬助成事業																																
	家族信託や後見制度支援信託など権利擁護支援策の検討																																
◆虐待対策の推進	担当課																																
障害者虐待防止センターの設置【再掲】	障害支援室																																
高齢者虐待防止法に基づいた高齢者虐待への対応・養護者支援	高齢者福祉課																																
子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター「すくサポ」の運営【再掲】	保健事業室																																
要保護児童対策地域協議会の運営																																	

基本方針5：暮らしやすい生活環境をつくる

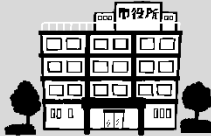
街に出て、気軽に様々な人々との交流や活動に参加するためには、ユニバーサルデザインの考えのもと整備された環境が望めます。高齢者や障害者等の社会参加は地域の福祉力を向上させるだけでなく、本人の健康づくりにも役立つため、民間施設への啓発も含めたバリアフリーの推進を図っていきます。

(1) 地域の生活環境の整備

生活の基盤となる住環境を整備していくとともに、充実した日々を送るための社会参加を促し、すこやかな暮らしの基礎となる「健康」への関心を高め、地域の活力の向上を図っていきます。

	取組内容
市民・地域の 役割 	◎周りの人に関心を持ち、環境をよくしていくために自分にできることを考え、できることを実践しましょう。 ◎町内会で住みやすいまちにするための周辺環境について話し合い、地域でできる環境整備に取り組んでいきましょう。
社会福祉協議会 の役割 	■社会福祉協議会が行っている市民を対象とした福祉用具の貸出等についての情報発信を行うとともに、バリアフリーの啓発活動を推進していきます。



	取組内容	
行政の役割 	<p>● 生活を支える環境の整備</p>	
	<p>生活を支える住環境を整備して生活を安定させるとともに、地域活動への参画など、多くの市民の社会参加を促していきます。</p>	
	<p>◆公共施設などのバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進</p>	<p>担当課</p>
	<p>都市計画マスタープラン・公共施設等総合管理計画におけるバリアフリーやユニバーサルデザインの周知・整備</p>	<p>都市整備室 管財室など</p>
	<p>◆住宅に配慮を要する者の住まいの確保</p>	<p>担当課</p>
	<p>生活保護事業</p>	<p>社会福祉室</p>
	<p>住居確保給付金支給事業【再掲】</p>	
	<p>公営住宅の提供</p>	<p>都市整備室</p>
	<p>住宅セーフティネット制度における取組の検討</p>	
	<p>◆生きがいづくりと社会参加の促進</p>	<p>担当課</p>
	<p>手話通訳者・要約筆記者の派遣</p>	<p>障害支援室</p>
	<p>自動車改造費用の助成</p>	
	<p>障害者就労支援</p>	
	<p>社会福祉活動用機材の貸出</p>	
<p>生涯大学の周知・啓発</p>	<p>高齢者福祉課</p>	
<p>市民ふれあい講座の実施</p>	<p>生涯学習室</p>	
<p>銚子市文化祭の開催</p>		
<p>市民センター主催講座・教室の開催</p>	<p>市民センター</p>	
<p>◆生活環境整備への支援</p>	<p>担当課</p>	
<p>日常生活用具の給付</p>	<p>障害支援室</p>	
<p>家具転倒防止器具等設置費用の助成</p>	<p>障害支援室 高齢者福祉課</p>	
<p>住宅改修の助成</p>	<p>高齢者福祉課</p>	
<p>● 主体的な健康づくりの推進</p>		
<p>いきいきとした充実した暮らしのために、健康づくりについての意識を啓発し、健康寿命の延伸、高齢者等の社会参加の促進を図っていきます。</p>		
<p>◆地域ぐるみでの健康づくりの推進</p>	<p>担当課</p>	
<p>めざせ！元気シニア講座の開催【再掲】</p>	<p>高齢者福祉課</p>	
<p>銚子ブラチナ体操実施団体への支援【再掲】</p>		
<p>◆食育の推進</p>	<p>担当課</p>	
<p>食育推進計画事業の推進</p>	<p>保健事業室</p>	
<p>◆健康管理の促進</p>	<p>担当課</p>	
<p>高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施</p>	<p>保険年金室 高齢者福祉課 保健事業室</p>	
<p>健康増進計画事業の推進</p>	<p>保健事業室</p>	
<p>食生活健康推進員の活動支援</p>		

第3章 計画の役割と位置づけ

1. 計画策定の背景
2. 計画の役割
3. 市全体での取組
4. 計画の位置づけ
5. 計画の期間
6. 計画の策定体制

1. 計画策定の背景

■社会福祉施策の現在

2020年（令和2年）6月に社会福祉法（以下「令和2年改正社会福祉法」という。）が改正され、これまでも、地域福祉の推進は地域住民が主体となっていくものとされてきましたが、今回の改正で「地域住民が主体である」ことが明示されました。同法第4条では、地域福祉の推進の目的は、「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように」と定められ、同法第107条では、市町村による「地域福祉計画」の策定が規定されています。

地域福祉という考え方は、福祉分野を横断的に統合して推進していくとするもので、その実現のためには、地域社会を構成する一人ひとりの住民、福祉事業者、社会福祉協議会、関係団体と行政が互いに連携して、共に地域福祉の推進に取り組んでいくことが求められています。

社会福祉法（令和2年6月改正）－抜粋

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

※（下線）部は改正により新規追加

また、できる限り住み慣れた地域の中で、自立して自分らしく暮らせるような基盤を整備していくという考えに基づき、高齢者福祉の分野では地域密着型サービスや地域包括ケアシステムの整備、障害者福祉の分野では地域生活への移行や一般就労への移行の推進、児童福祉の分野では子育て支援事業の実施、医療保険制度においては在宅医療の推進など、地域での生活に移行する福祉政策が展開されてきました。

■生活問題の複雑化と複合化

少子高齢化の傾向は2022年（令和4年）の現時点でも留まることなく、出生数は依然として減少傾向にあります。高齢化の進展も留まることなく、2025年（令和7年）には団塊の世代が75歳以上となり、少子化と高齢化は、社会の様々な活動に大きな影響を及ぼしています。

さらに、インターネットによるネットワークの普及により、多様な価値観を容認する動きが拡大し、個人のライフスタイルもこれまでになく多様化しています。新型コロナにより広がりを見せたテレワークは、職住一体でありながら地域に密着した生活が薄れ、地域での人間関係の希薄化に拍車がかかるのではないかと懸念されています。地域内での人と人とのつながりが弱まり、近隣住民との人間関係が希薄になるなど、互いの顔が見えにくい状況が広がっていきます。

価値観や生活様式の変化が生活問題を多様化させ、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど問題は「複合化」しています。そのため、地域の福祉を維持していくためには、地域力の強化と、多様な生活課題に柔軟に対応できる仕組みの構築、社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）の整備を図り、それぞれの問題を複合的に支援していくことが求められています。

本市では、2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）までの5か年を計画期間とする銚子市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定し、次の5つの基本方針に沿った取組を行っていきます。

- ① 福祉のまちづくりの意識を高める
- ② 福祉の担い手を育て、支える
- ③ 地域で共に生きる体制を整える
- ④ 安全・安心な暮らしを守る
- ⑤ 暮らしやすい生活環境をつくる

2. 計画の役割

■地域福祉の考え方

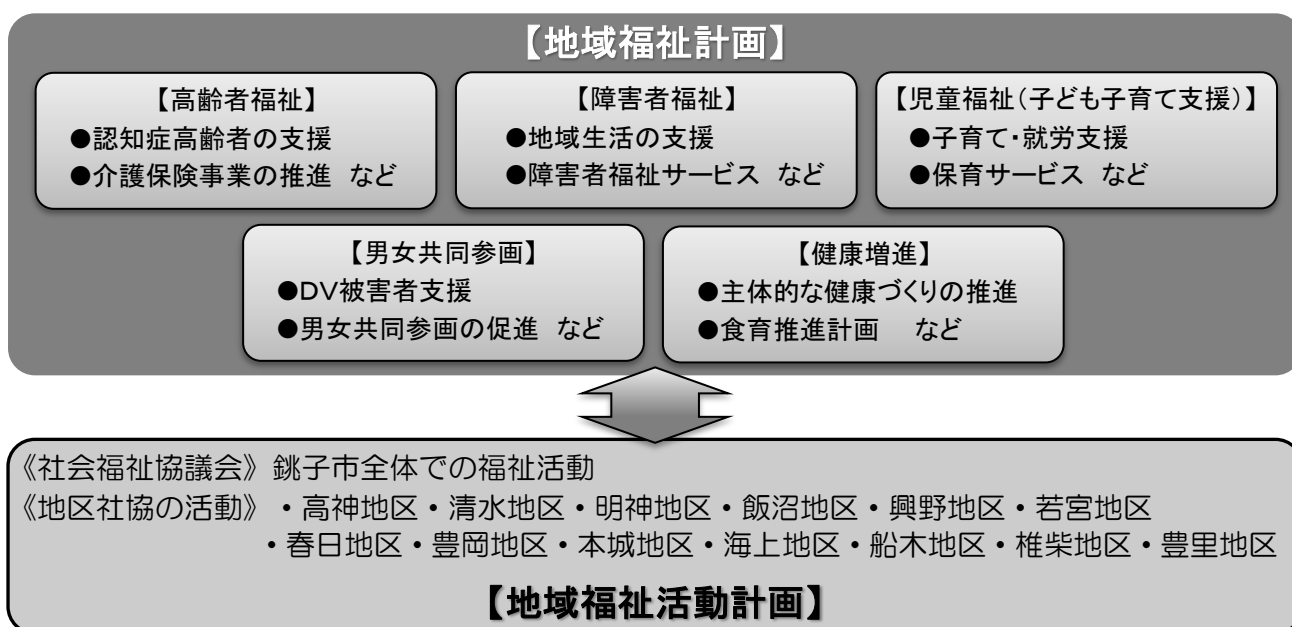
「地域福祉」とは、地域社会の中ですべての人々が安全に安心して暮らせるよう、地域住民、福祉団体等の関係者や公的機関が協力して、地域の福祉課題を解決していく取組の総称です。地域福祉では、高齢、障害、子どもなど特定の分野にこだわることなく、地域で暮らすあらゆる人々の地域生活を網羅し、誰もが住みやすい地域づくりを目指していきます。

多様化、複雑化、複合化する福祉課題に柔軟に対応できるように取り組んでいくためには、公的な機関として市だけが取り組んでいくのではなく、市の活動に市民が協力したり、市民一人ひとりの取組に対して市が積極的に支援を行うことで、市民、行政、関係団体が互いに協力し合う共生社会及び地域福祉の実現を目指します。

■地域福祉計画と地域福祉活動計画の役割

地域福祉計画とは、地域福祉に関わる市民、関係団体、地域コミュニティ、行政の役割を明確にし、主体的に福祉のまちづくりに参画できるよう、福祉のまちづくりの全体像を示し、互いに支え合いながら地域課題の解決に取り組むための指針と活動内容について取りまとめたものです。

これに対し、社会福祉協議会の取りまとめる民間計画である「地域福祉活動計画」は、行政計画である「地域福祉計画」に掲げられた基本理念の実現に向けて、地域の住民やボランティア、各種関係機関・団体の協力を得ながら、車の両輪として共に福祉のまちづくりを図っていくものです。

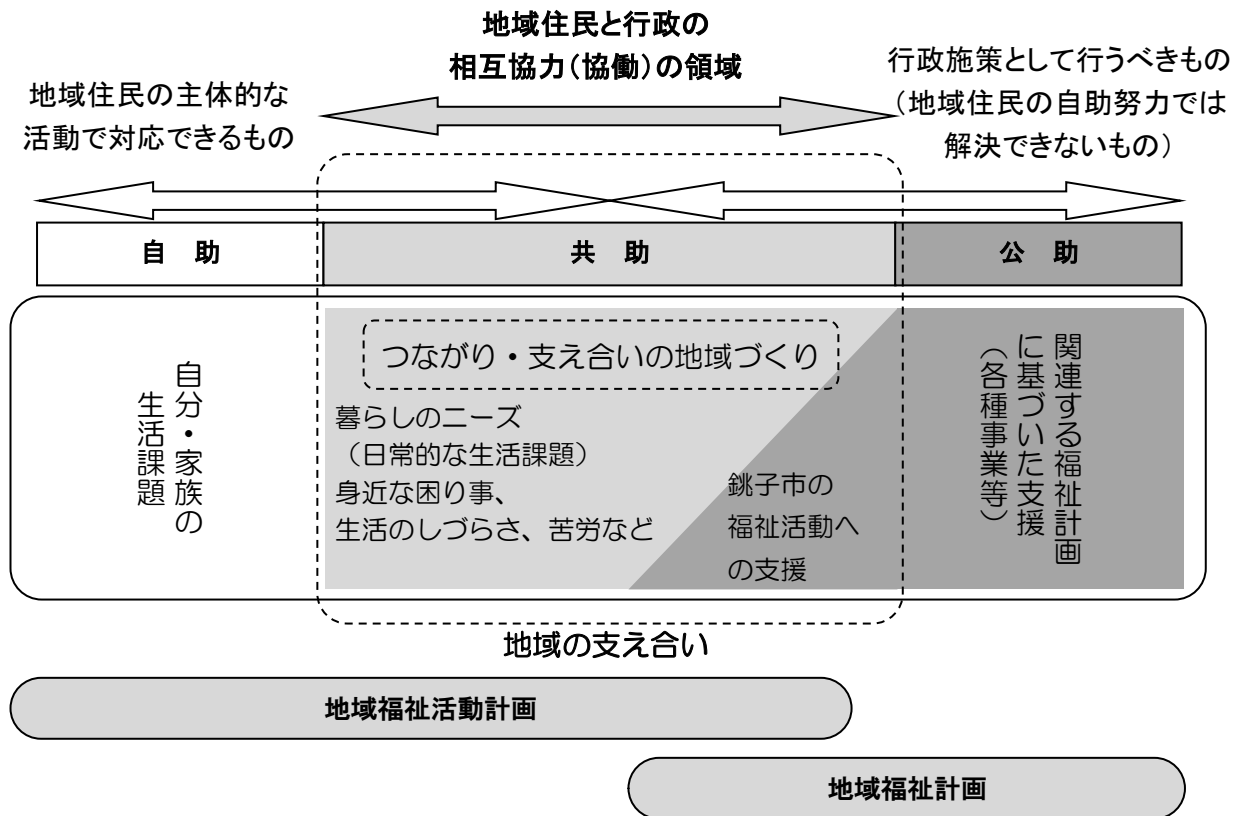


3. 市全体での取組

令和2年改正社会福祉法において、地域福祉の推進は「地域住民が主体である」と明記されたように、これからの地域福祉については、市民一人ひとりが福祉サービスの利用者という立場から、地域福祉を担う側として、主体的に地域福祉へ関わることを求められます。地域福祉とは、市全体で取り組んでいくものであることを、すべての市民に理解してもらい、日々の生活に活かしていくことが重要です。

地域福祉の推進にあたっては、「自助（自ら地域の課題解決に向けて行動する市民の取組）」、「共助（個人や地域の関係団体等による相互の助け合いの取組）」、「公助（住民や関係団体等の活動が行いやすい環境を整備する行政の取組）」を認識し、これらを個々の地域課題に対して適宜組み合わせることで、複雑化・複合化する地域の福祉課題に対応できる地域福祉の推進を目指していきます。

■ 「自助」「共助」「公助」のイメージ

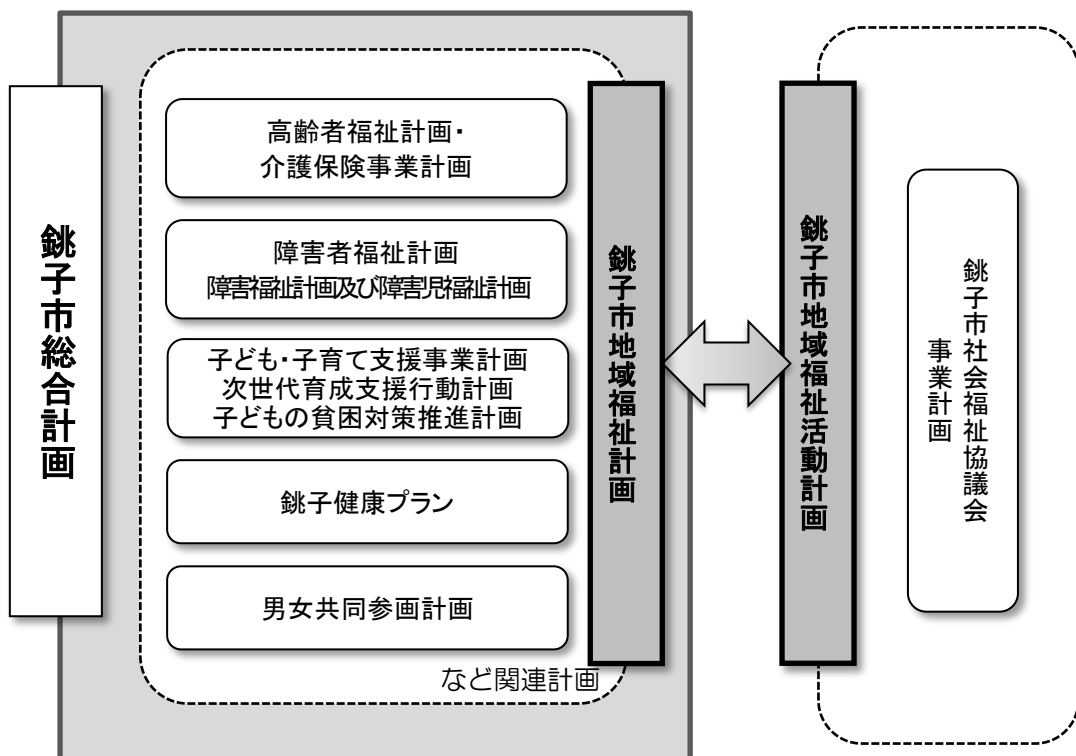


4. 計画の位置づけ

銚子市地域福祉計画は「銚子市総合計画」を最上位計画としながら、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者福祉計画（障害福祉計画・障害児福祉計画）、子ども・子育て支援事業計画など関連計画との整合を図り、福祉関連計画の上位計画として位置づけられるものです。

地域福祉活動計画は、地域住民や地域において社会福祉活動を行うもの、さらには社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を運営するものが地域福祉に主体的に関わるための具体的な計画で、地域福祉の推進を目的として、社会福祉協議会が中心となって策定するものです。

本計画においては、地域福祉計画と地域福祉活動計画は相互に連携を図ることが求められていることから、一体的に策定していきます。



地域福祉計画策定ガイドラインにおいては、地域福祉活動計画は以下のように言及されています。

地域福祉計画策定ガイドラインー抜粋

（市区町村社会福祉協議会の役割）

- 地域福祉を推進する様々な団体により構成された市区町村社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置づけられている。また、社会福祉協議会は、元来、地域住民主体を旨とした地域住民の参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくり等の実績を有することを踏まえ、地域福祉計画策定にあたっては市町村の計画策定に積極的に協力することが期待される。

5. 計画の期間

本計画の期間は、2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）までの5年間です。

ただし、社会情勢や制度の見直しなど状況に変化が生じた場合には、計画期間中においても必要な見直しを行います。

【計画の期間】

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
総合計画	基本構想（2019年度～2028年度）						
	基本計画（2019年度～2028年度）						
	実施計画	実施計画	実施計画	実施計画	実施計画		
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画		地域福祉計画・地域福祉活動計画					
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第8期		第9期				
障害者福祉計画	障害者福祉計画	次期障害者福祉計画（6年間）					
障害福祉計画	第6期		第7期				
障害児福祉計画	第2期		第3期				
子ども・ 子育て支援事業計画	第2期	第3期（5年間）					
健康増進・食育推進・ 自殺対策計画	銚子健康プラン						
男女共同参画計画	第3次	第4次					

6. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「地域福祉推進幹事会」と「銚子市地域福祉計画策定関係者会議」（以下、「関係者会議」という。）を設置し、地域福祉を推進するための施策や実施事業等について検討を進めました。さらには、市民の意識調査や関係者会議で様々なご意見をいただき、計画策定の参考とさせていただきます。

（1）関連計画及び地域データの整理

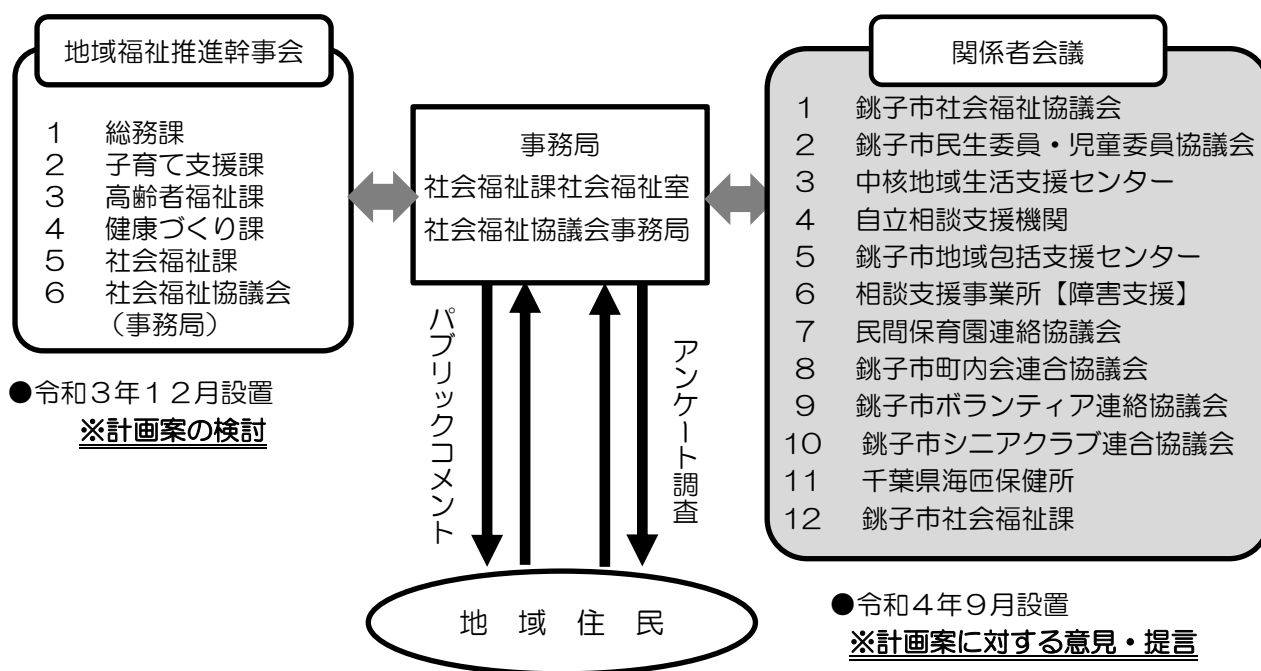
現行の関連計画の方向性や事業内容などと整合性のあるものとするため、関連計画及び市内の地域福祉に関する現況データの整理を行いました。

（2）アンケート調査の実施

本計画策定の基礎的な資料として、市民の皆さんの地域福祉活動や福祉のまちづくりに対する考え方・意識などの全体像を把握するため、アンケート調査を実施しました。

（3）関係者会議における検討

市内の地域福祉に関する団体・関係機関などで構成する関係者会議における議論・検討を経て策定しました。



第4章 計画の推進体制

1. 計画の周知及び利用促進
2. 計画の推進体制
3. 計画の実施状況の点検・評価

1. 計画の周知及び利用促進

本計画は、地域福祉を推進していくための道筋を整理したものであるため、市民及び関係諸機関・団体との連携を図るためにも計画の周知が重要になってきます。多くの方に本計画を知っていただき、地域福祉を推進していく関係者が同じ道筋を見据えながら取り組んでいくことで、効果的・効率的な展開が可能となります。そのため、各種広報媒体を活用した情報提供に努め、計画の内容について積極的な広報を行っていきます。

計画の周知だけでなく、様々なサービスについての周知も重要です。福祉関連の各分野別の計画では様々なサービスが展開されており、福祉サービスの利用によって負担の軽減や生活の支援につなげるためにも、計画の内容やサービスの周知も重要な課題となります。

福祉活動に携わる人々を増やし、市民と共に福祉のまちづくりを達成するためにも、本計画の周知と各分野の活動及びサービス内容の情報提供を積極的に展開していきます。

2. 計画の推進体制

(1) 庁内連携の推進

地域福祉に関わる分野は、社会福祉、子育て、高齢者、健康、保健、医療、教育、防災、環境、市民活動など、庁内における担当課も多岐にわたります。そのため、本計画の広報や福祉の啓発、取組の進捗管理に関しては担当課が中心となり、庁内関係各課との横の連携を密に行い、地域福祉推進幹事会において庁内連携の一層の強化を意識し、取り組んでいきます。

(2) 社会福祉協議会との連携による地域福祉の推進

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置づけられています。社会福祉協議会は、これまでも地域住民主体を基本に、地域住民の参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくり等に取り組んでいることから、市の地域福祉計画策定に積極的に協力し、相互に連携を図ることが求められています。

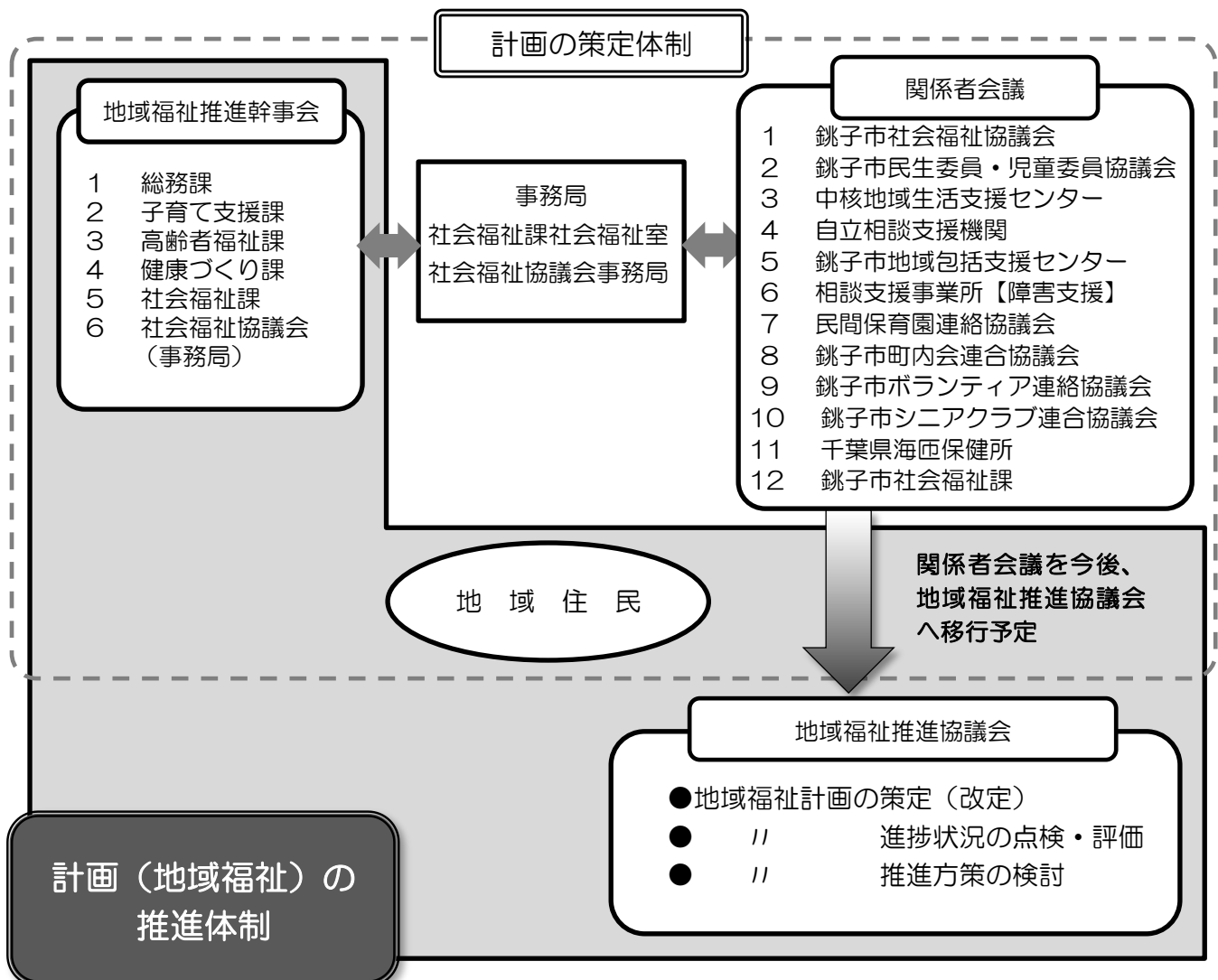
地域福祉の推進にあたっては、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画に取り組み、今後も、市と社会福祉協議会が一層連携を深め、地域で支え合うまちづくりに共に取り組んでいきます。

(3) 市民・各種団体・サービス提供事業者などとの協働

様々な地域の生活課題を総合的に解決するためには、市のみならず、市民や各種団体、サービス提供事業者などとの協働体制を構築し、地域福祉を銚子市全体で推進していくことが必要です。

そのため、本計画の周知・啓発に積極的に取り組み、市民や各種団体、サービス提供事業者の理解を得ながら福祉の輪を広げ、様々な人々と組織が協働しながら福祉のまちづくりを推進していくことができる環境を目指していきます。

今後は、計画策定時の「関係者会議」を「地域福祉推進協議会」へ移行する予定です。



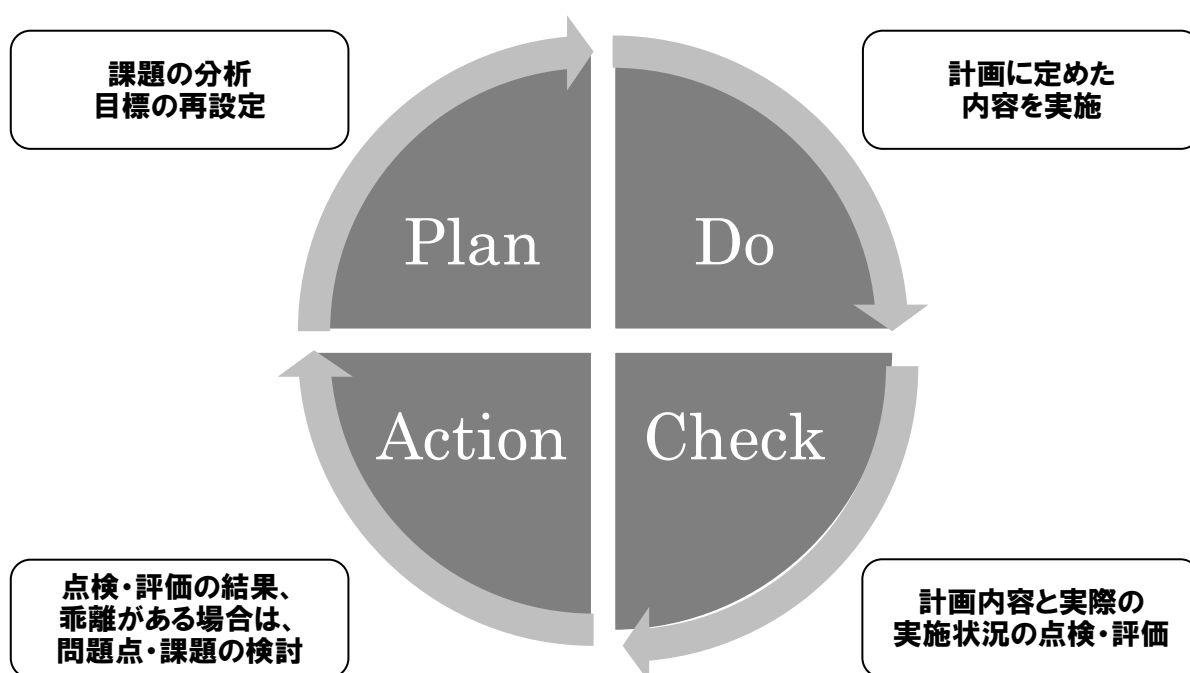
3. 計画の実施状況の点検・評価

本計画を着実に進めていくためには、節目において計画の進捗状況を点検・評価し、計画の進行を管理していくことが必要となります。そのため、地域福祉推進協議会において地域福祉計画の進捗評価を行い、定期的に本計画の進行管理を行います。

同会議では、本計画の取組状況を把握し、PDCAサイクル（計画－実施－評価－改善）による効率的な施策の進行管理を行い、課題を共有・検討しながら改善を目指していきます。

評価の際には、相談件数等の定量的な変化やうまく進んでいないことのみに着目するのではなく、支援を必要とする人々や支援者、地域住民や関係機関の意識や行動にどれほどの変化を与えたのか、地域にどれほどの変化を与えたのか、連携がどれほどまでに動くようになったのかなど、直接的な成果として得られてきたものやその広がりにも着目して評価を行っていきます。

【PDCAサイクル】



第5章 成年後見制度の利用促進

(銚子市成年後見制度利用促進基本計画)

1. 計画策定にあたって
2. 本市の状況
3. 基本方針
4. 今後の取組
5. 計画の推進体制

1. 計画策定にあたって

（1）権利擁護の必要性

現在、福祉サービスを利用する際には、利用者が福祉サービスを主体的に選択し契約することが必要となりますが、認知症や障害などの理由で判断能力が不十分な方々は、適切な福祉サービスの選択・契約が困難な場合があります。また、核家族化の進行や超高齢社会の到来により、今後は認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる状況にあります。こうした状況の中、適切な福祉サービスを受けられない場合や、金銭管理が適切に行えず、金銭的搾取や消費者被害など権利侵害が生じることが懸念されることから、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力に不安がある方々の権利や財産を守っていくことの必要性が高まっています。

（2）これまでの経過

2000年（平成12年）4月の介護保険制度の導入に伴い、福祉サービスが原則的に「措置」から「契約」に移行したことに併せ、判断能力に不安がある方への支援制度として成年後見制度が創設されました。

2016年（平成28年）5月に成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、2017年（平成29年）3月には、国の成年後見制度利用促進基本計画が策定されています。

（3）計画策定の趣旨

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」では、市町村に対して、制度利用の促進に関する施策の基本的な計画を定め、必要な体制の整備を行うよう努めることが示されており、誰もが支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で尊厳を持って生活できるよう、「銚子市成年後見制度利用促進基本計画」を策定するものです。

（4）計画の位置づけ

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項に規定する、市町村が講ずる措置となる基本的な計画です。策定にあたっては、「銚子市高齢者福祉計画」、「銚子市障害者福祉計画」との整合を図るととも

に、福祉分野の上位計画となる「銚子市地域福祉計画」と一体的に策定し、取組を推進することとします。

（5）計画の期間

本計画の計画期間は、「銚子市地域福祉計画」と合わせ、2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）までの5か年とします。

2. 本市の状況

（1）高齢者・障害者の状況

2022年（令和4年）3月31日現在で本市の高齢者数は22,297人で、高齢化率は39.1%となっています。高齢者数は年々増加傾向にあり、要支援・要介護認定を受けている方は、4,000人います。そのうち、認知症高齢者の日常生活自立度の「Ⅱ^{*1}」以上と判定された方は、1,882人となっています。

知的障害者（療育手帳所持者）数は、2017年度（平成29年度）末の486人から2021年度（令和3年度）末には514人へと増加しています。精神障害（精神障害者保健福祉手帳所持者）数は、2017年度（平成29年度）末の398人から2021年度（令和3年度）末には483人へと増加しています。また、自立支援医療制度（精神通院医療）利用者は、2017年度（平成29年度）末の851人から2021年度（令和3年度）末には1,180人へと増加しています。

^{*1} 介護保険の認定者のうち、認知症日常生活自立度Ⅱ以上を認知症高齢者と定義。

（2）成年後見制度等の認知度

2022年（令和4年）9月に実施した「銚子市の地域福祉に関する市民アンケート」の中で、成年後見制度等の認知度を調査した結果では、成年後見制度について、「(1) 聞いたこともないし、制度も知らない」と「(2) 聞いたことはあるが、制度のことは知らない」を合わせると、54.7%の方々が制度を知らないとの回答であり、また、日常生活自立支援事業については、「(1) 聞いたこともないし、制度も知らない」と「(2) 聞いたことはあるが、制度のことは知らない」を合わせると、61.8%の方々が制度を知らないとの回答であり、いずれも認知度が低い状況となっています。

【成年後見制度とは】

認知症、知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が不十分な方々が様々な財産管理（不動産や預貯金の管理など）や、身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結など）をするときに不利益が生じないように、本人を守り、支援する人（成年後見人など）を選任する制度です。法定後見制度（補助、保佐、後見）のほか任意後見制度があります。

【日常生活自立支援事業とは】

判断能力の低下が比較的軽度な方々に有効な支援であり、銚子市社会福祉協議会で実施しています。契約に基づく福祉サービスの利用援助や情報提供、日常の生活費などのお金や通帳の財産管理などを支援する制度です。

（3）権利擁護支援の状況

高齢者の増加に比例して、権利擁護の相談件数も増えています。相談は「成年後見制度とは、どんな制度か知りたい」といった内容や、「金融機関から預貯金が引き出せなくて困っている」、「施設入所が必要だが、契約が結べない」といった具体的な相談など、多岐にわたっています。

知的障害者、精神障害者においても介護者である親の高齢化に伴い、50歳～60歳代の障害者の成年後見制度に関する相談が増えています。養護者による障害者虐待の支援として、成年後見制度が必要となるケースも多く、障害者の権利擁護支援の状況は様々です。

■権利擁護利用（成年後見制度）の相談者数（単位：人）

内容	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
実人数	43	37	49	46	46
〔上段:高齢者〕 〔下段:障害者〕	6	7	13	9	11

市町村長は、認知症高齢者（65歳以上）または知的障害者、精神障害者について、その「福祉を図るために特に必要があると認められるとき」は、法定後見開始の申立てをすることができます。これは、親族がいないことなどを理由に成年後見制度の利用ができないという事態を防ぐために設けられています。

■根拠法

・老人福祉法第32条
・知的障害者福祉法第27条の3
・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2

■成年後見制度市長申立ての件数（単位：件）

対象者	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
認知症高齢者	1	1	2	3	2
知的障害者	0	2	0	2	0
精神障害者	0	0	4	0	0

認知症高齢者の場合、実際の個別ケース支援は、年々増加している傾向にあります。後見ニーズの確認をしている途中で、死亡するケースもあります。

（4）権利擁護支援の担い手

成年後見人の選任状況は、親族のほか、親族以外の第三者後見人が増加しています。しかしながら、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職がすべてを担うことは難しく、成年後見制度へのニーズが高まる中で、成年後見人等の担い手の確保が今後の課題となっています。

本市では、海匝地区の3市合同で一般社団法人東総権利擁護ネットワークに委託し、地域における権利擁護支援の体制整備や市民後見人の育成を図り、成年後見制度の適正な普及啓発・利用促進に努めています。



3. 基本方針

本市の取組状況や課題を踏まえながら、『つながり 支え合い 共に生きる』という「銚子市地域福祉計画」の基本理念に基づき、成年後見制度の利用を促進し、市民の権利擁護を支援するため、次のとおり基本方針を定めます。

（1）成年後見制度の周知・啓発

成年後見制度の理解を促進するため、市民に対する制度や相談体制などの周知と啓発を推進します。

（2）利用しやすい成年後見制度の運用

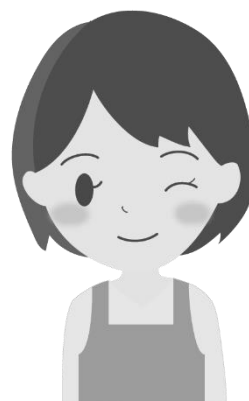
関係機関と連携し、支援が必要な方の一人ひとりの意思に寄り添った相談機能を充実させ、利用しやすい制度の運用を図ります。また、成年後見制度の申立てが困難な方の申立ての支援を行います。

（3）地域連携ネットワークの構築

近隣市や関係機関と連携し、地域連携ネットワークの構築を推進します。

（4）中核機関の設置に向けた検討

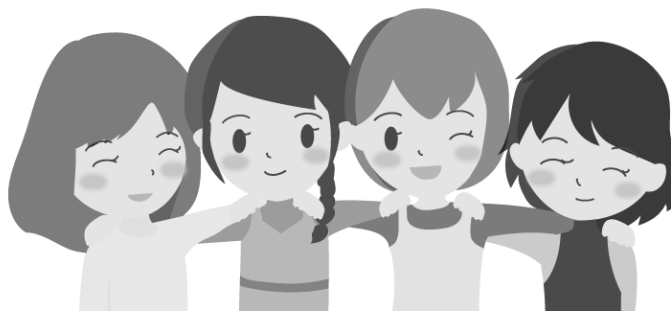
地域の連携体制の充実を図るためには、地域連携ネットワークの核となる中核機関が必要であり、この設置や体制整備に関する検討を進めていきます。



4. 今後の取組

前述の4つの基本方針に添って、次の取組を推進します。

基本方針	取組内容
(1) 成年後見制度の周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センター（基幹型・委託型）・基幹相談支援センターや関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進に向けた周知・啓発を行います。 ○権利擁護に関する相談に対応します。
(2) 利用しやすい成年後見制度の運用	<ul style="list-style-type: none"> ○单身や親族関係の事情など様々な理由により手続きを進められない場合は、家庭裁判所に後見開始の審判等を市長が申立てるなどの支援を行います。 ○市長申立てにおいては、後見人等への報酬の負担が困難な方への助成を行います。 ○社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業との連携を図ります。
(3) 地域連携ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○近隣市や一般社団法人東総権利擁護ネットワーク、社会福祉協議会など関係機関が協力して、権利擁護に関わる支援や制度の利用促進に取り組みます。
(4) 中核機関の設置に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> ○中核機関の設置について、その設置方法（直営か委託か）（本市単独の設置か、近隣市との連携か）などの検討を進めます。



5. 計画の推進体制

（1）市内推進体制の整備

高齢者福祉課（基幹型地域包括支援センター）及び社会福祉課障害支援室（基幹相談支援センター）はもとより、市内の様々な相談窓口で把握した市民の課題を適切に支援につなぐことができるよう、より一層、関係課間の連絡調整や連携強化を図りながら、全庁的な推進体制の整備と充実に努めます。

（2）社会福祉協議会等との連携

日常生活自立支援事業を実施する社会福祉協議会をはじめ、成年後見制度法人後見支援事業を委託している一般社団法人東総権利擁護ネットワーク、家庭裁判所や専門職団体など、様々な主体との連携を強化し、一人の人としての尊厳と権利が守られる地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。



第6章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 統計データからみる銚子市
2. 主な地域福祉活動・団体の状況
3. 地域福祉に関する住民意識
4. まちづくりの方向性

1. 統計データからみる銚子市

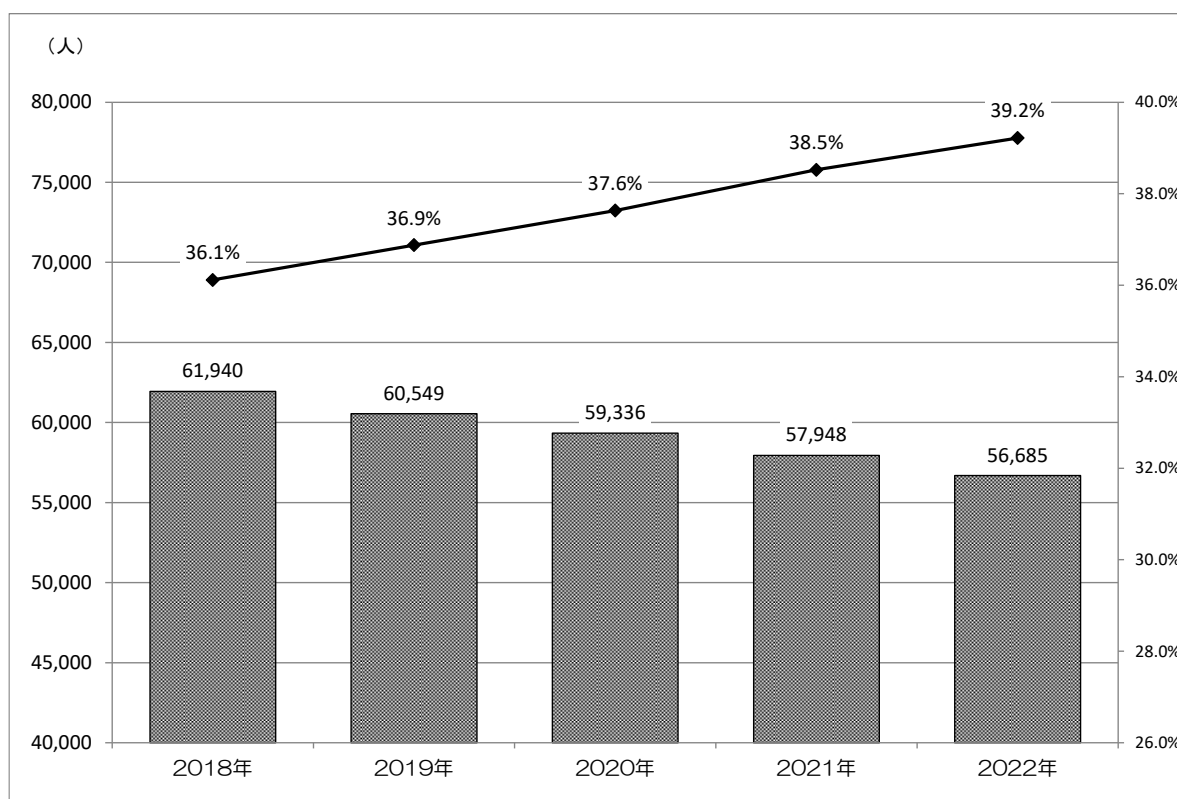
(1) 人口

①総人口

人口の動きをみると、総人口は減少傾向にあり、2020年（令和2年）に6万人を割り込み、2022年（令和4年）現在で56,685人となっています。毎年、1,300人前後の減少になっています。

高齢化率は増加傾向にあり、2022年（令和4年）では39.2%と、4割台が目前に迫っています。

【総人口及び高齢化率の推移】



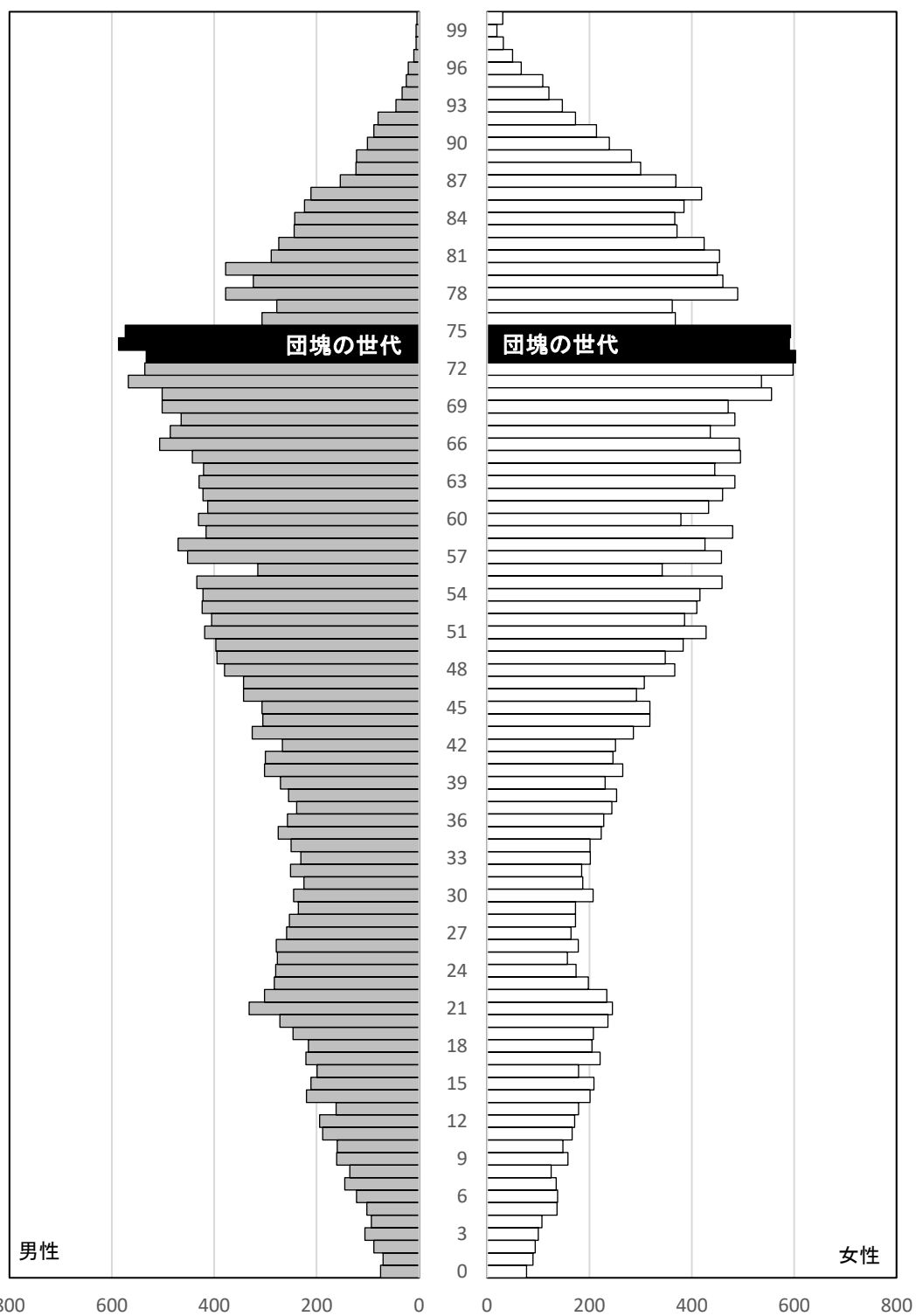
資料：住民基本台帳 各年10月1日現在



②人口構成

銚子市の性別及び年齢階級別の人口をみると、男女共に出生数の減少により、裾野が狭い壺型になっています。

【人口ピラミッド】



(人)

資料：住民基本台帳 2022年10月1日現在

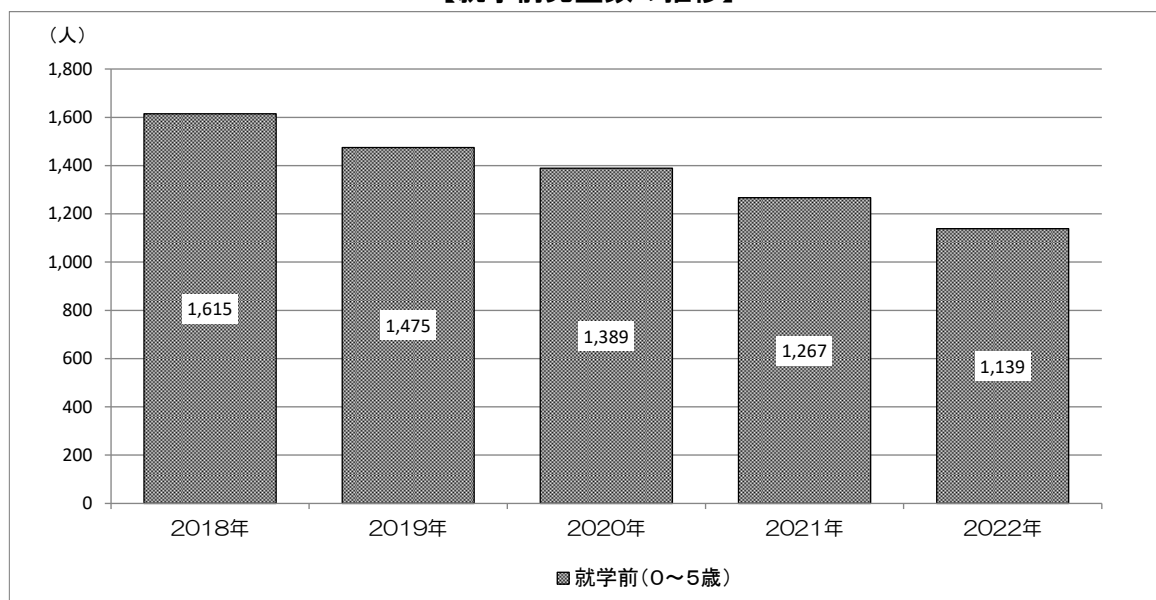
(人)

③子どもの人口

就学前の子どもの数は、2018年（平成30年）以降は減少傾向にあり、2022年（令和4年）には1,139人となっています。

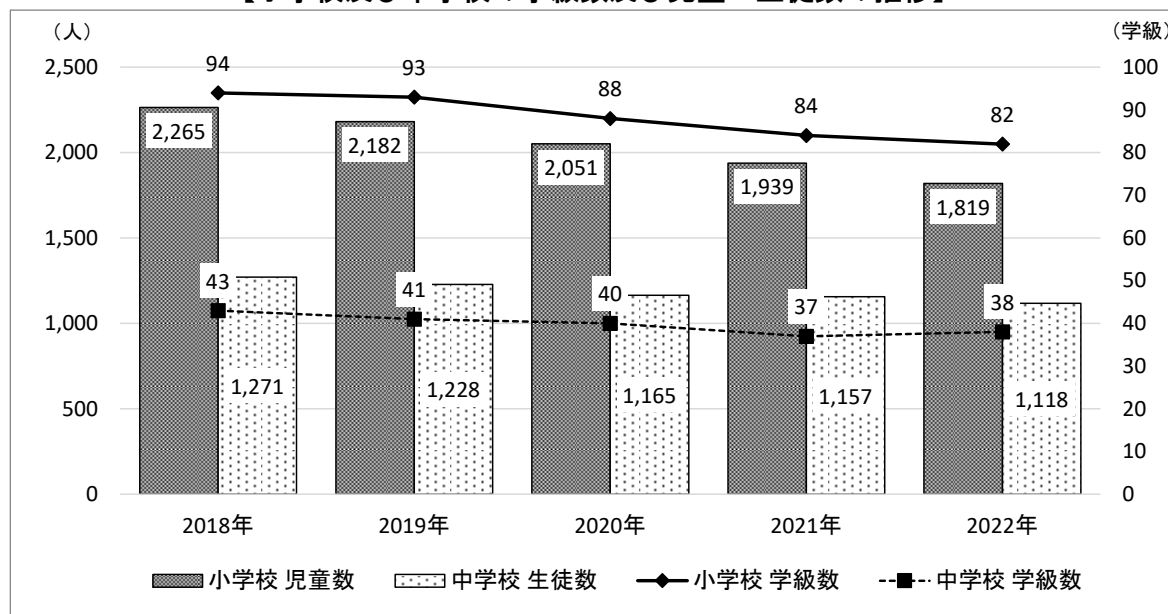
小学校、中学校の児童・生徒数も減少傾向にあり、2022年（令和4年）では小学生1,819人、中学生1,118人となっています。学級数も減少しており、2022年（令和4年）現在で、小学校82学級、中学校38学級となっています。

【就学前児童数の推移】



資料：住民基本台帳 各年10月1日現在

【小学校及び中学校の学級数及び児童・生徒数の推移】

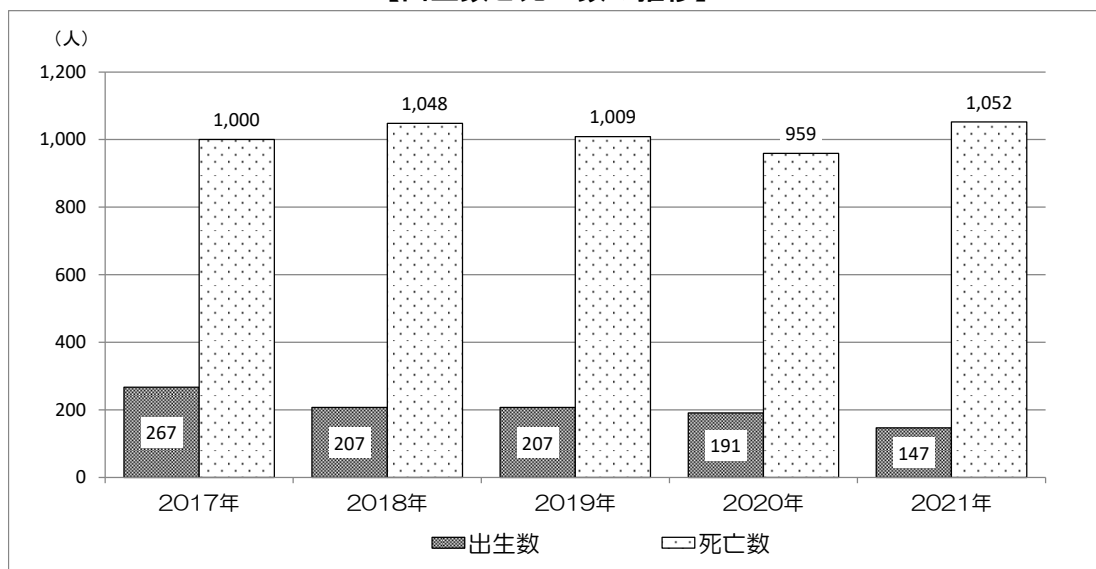


資料：学校基本調査 各年5月1日現在

④自然動態

出生数は減少傾向が続いており 2021 年（令和 3 年）には 147 人と、2017 年（平成 29 年）の半数近くまで減少しています。出生数と死亡数の差である自然増減数は 2021 年（令和 3 年）で 905 人の自然減となっています。

【出生数と死亡数の推移】

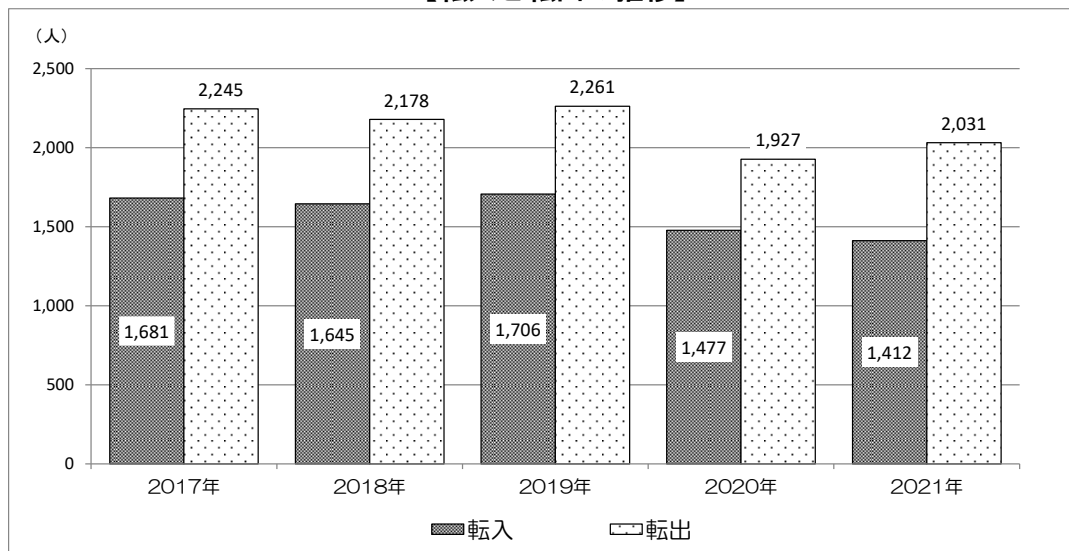


資料：千葉県毎月常住人口調査 各年1月～12月の合計

⑤社会動態

転入・転出共に各年増減があるものの、全体としてはやや減少傾向にあります。各年共に転出数が転入数を上回っており、500 人前後の減少となっています。2021 年（令和 3 年）には 1,412 人の転入に対して 2,031 人の転出があり、619 人の社会減となっています。

【転入と転出の推移】

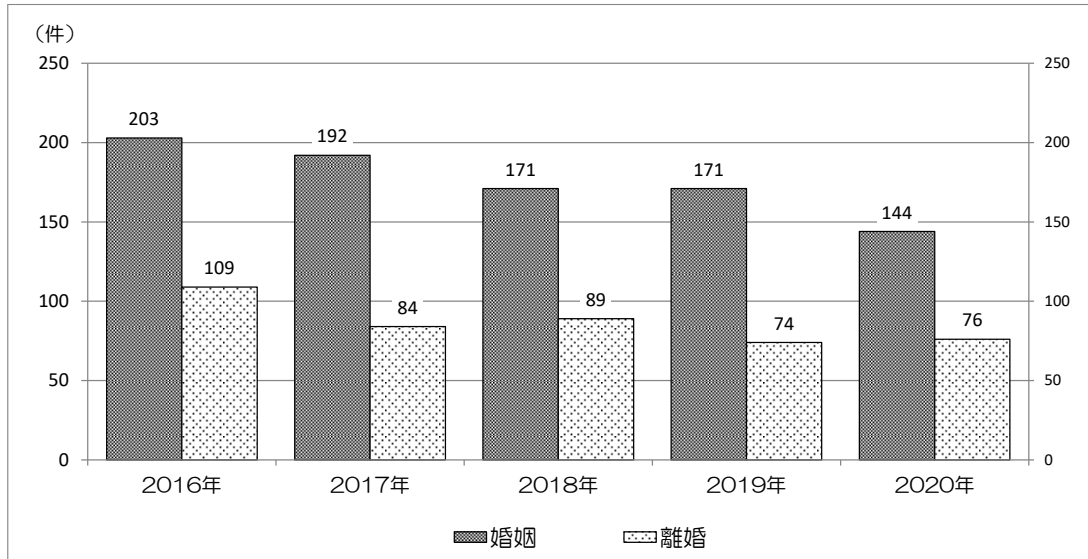


資料：千葉県毎月常住人口調査 各年1月～12月の合計

⑥婚姻・離婚数

婚姻数は、2016年（平成28年）以降減少傾向にあり、2020年（令和2年）は144件となっています。離婚数も2016年（平成28年）からはほぼ減少しており、2020年（令和2年）には76件となっています。

【婚姻・離婚数の推移】



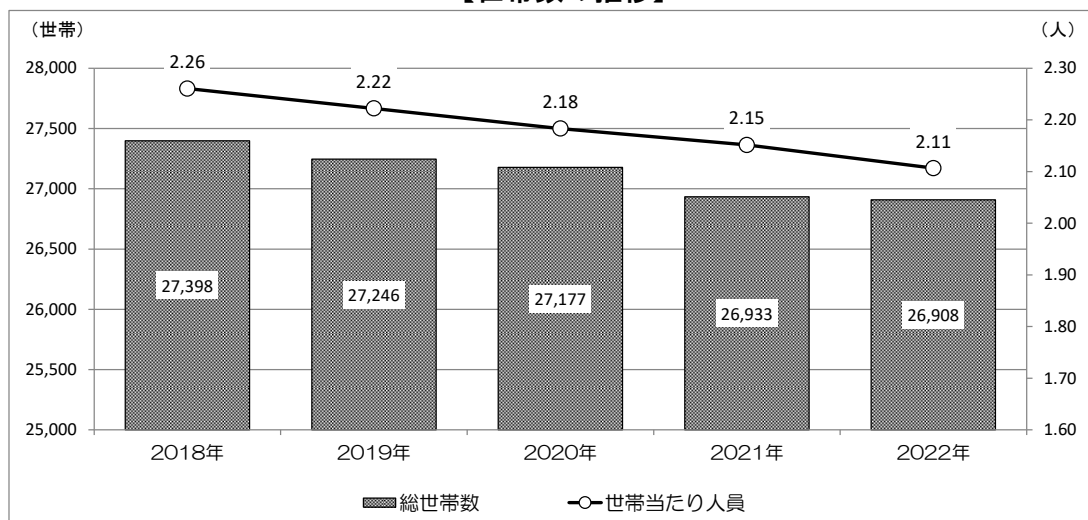
資料：千葉県「衛生統計年報」 各年1月～12月の合計

(2) 世帯数

①総世帯数

総世帯数は2018年（平成30年）以降、わずかに減少を続けています。人口を世帯数で割った一世帯あたり人員は、2018年（平成30年）より減少しており、2022年（令和4年）では2.11人となっています。

【世帯数の推移】

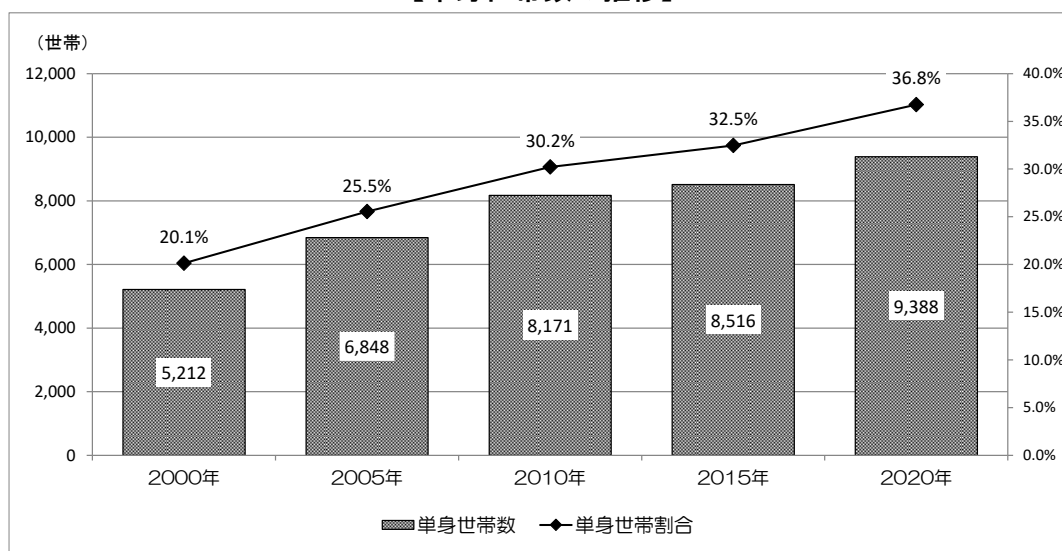


資料：住民基本台帳 各年10月1日現在

②ひとり暮らし

単身世帯の数をみると、2000年（平成12年）には5,212世帯でしたが、2020年（令和2年）には9,388世帯と2倍近くの増加となっています。2020年（令和2年）の総世帯数25,544世帯の36.8%を占めています。

【単身世帯数の推移】

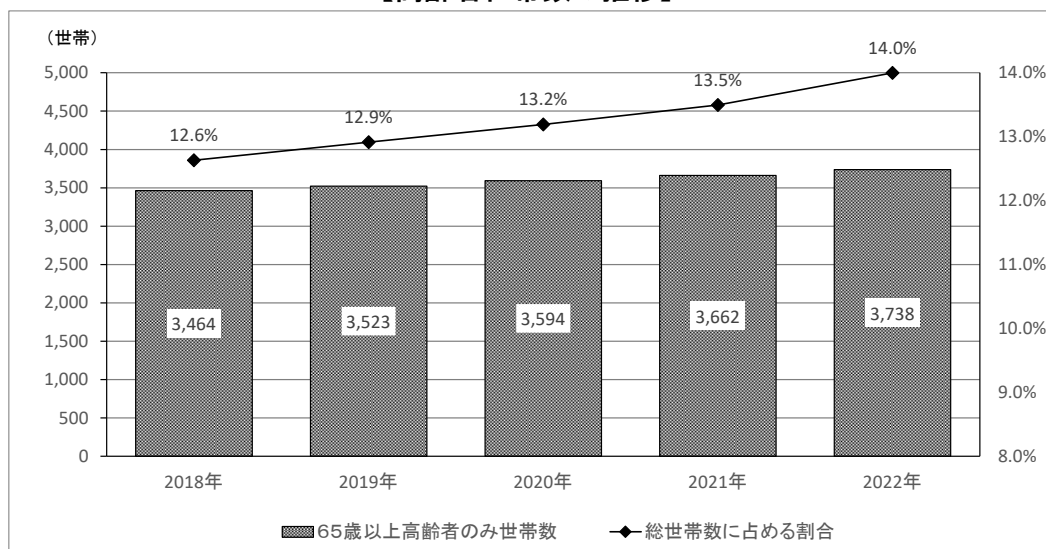


資料：国勢調査 各年10月1日現在

③高齢者世帯数

65歳以上の高齢者のみ世帯は増加傾向にあります。2022年（令和4年）には3,738世帯、総世帯に占める割合は14.0%となっており、2018年（平成30年）と比較すると274世帯増加しています。

【高齢者世帯数の推移】

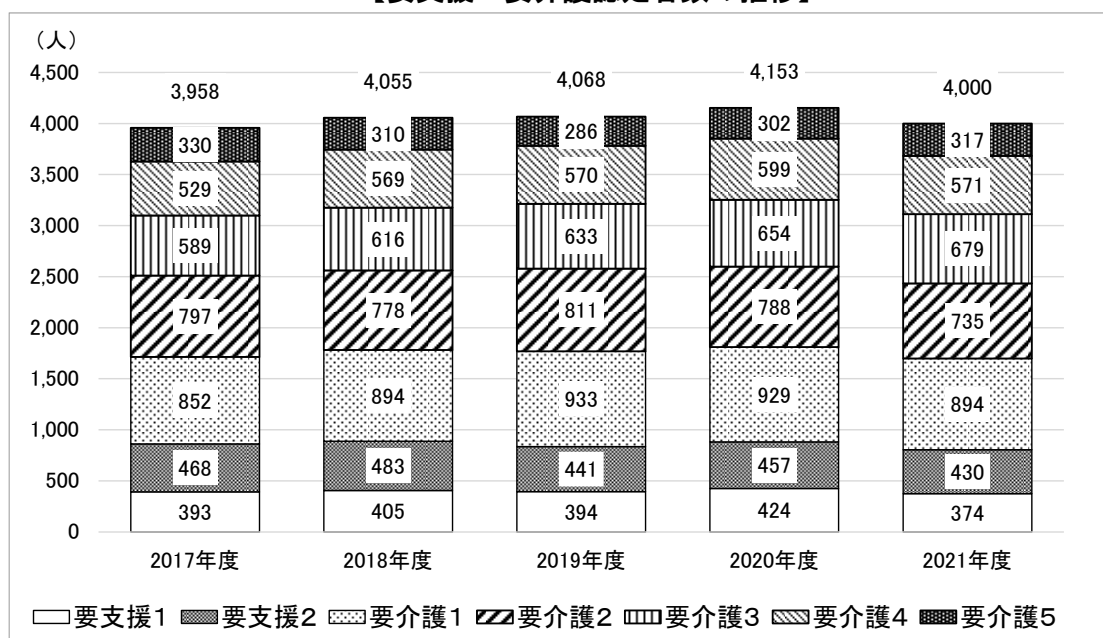


資料：住民基本台帳 各年4月1日現在

(3) 要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者数をみると、2020年度（令和2年度）までは増加していましたが、2021年度（令和3年度）には減少に転じ、4,000人となっています。要介護度別にみると、2020年度（令和2年度）から2021年度（令和3年度）にかけて、要介護3と要介護5は増加していますが、それ以外は減少しています。

【要支援・要介護認定者数の推移】



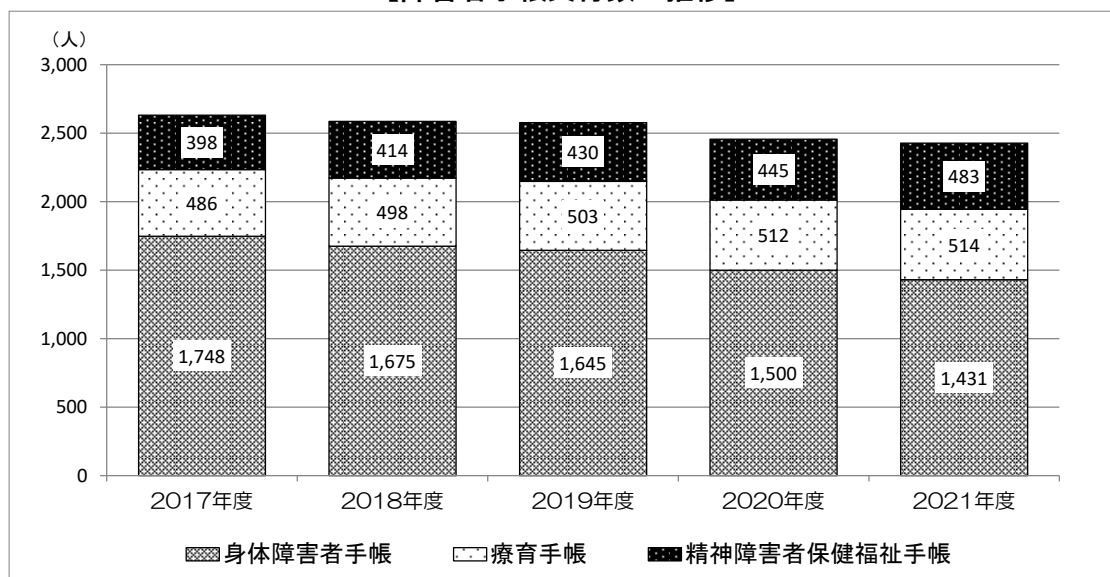
資料：「介護保険事業状況報告」年報 各年度3月末日現在



(4) 障害者手帳交付数

障害者手帳交付数をみると、身体障害者手帳はゆるやかな減少傾向を示していますが、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳は、やや増加傾向にあります。

【障害者手帳交付数の推移】



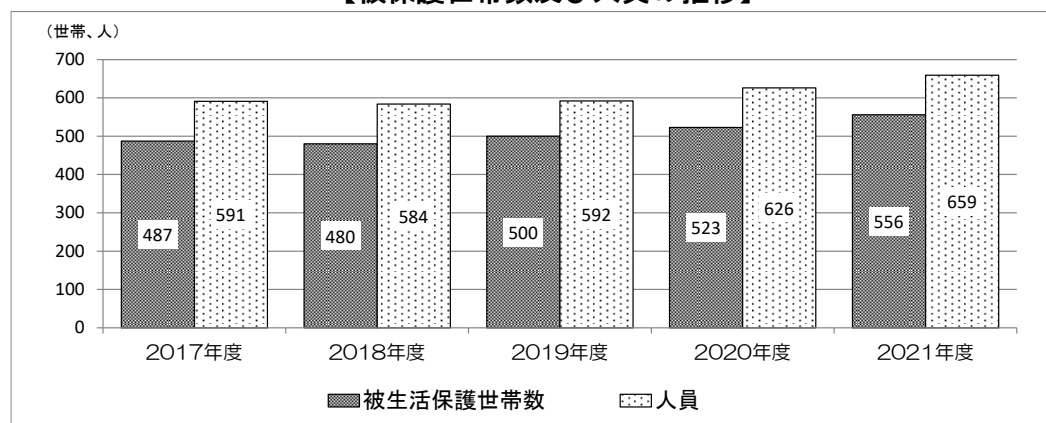
資料：社会福祉課 各年度3月末日現在

(5) 生活保護及び生活資金等の状況

①被保護世帯数及び人員

被保護世帯数は、2017年度（平成29年度）以降、増加傾向で推移しており、2021年度（令和3年度）では556世帯となっています。人員も世帯数の増加に伴って増加しており、2021年度（令和3年度）で659人となっています。

【被保護世帯数及び人員の推移】

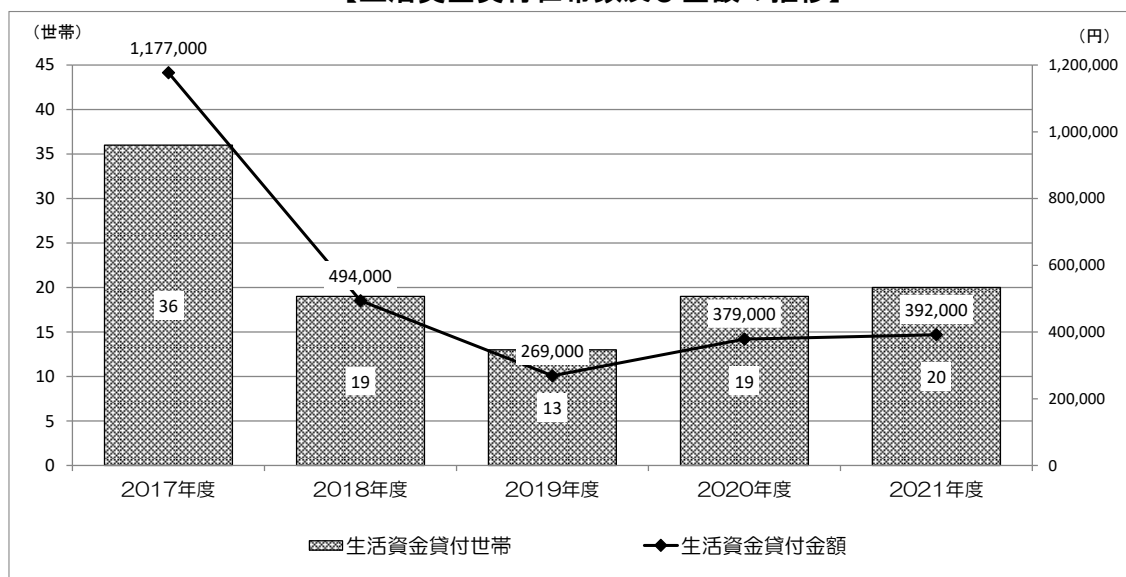


資料：社会福祉課 各年度3月末日現在

②生活資金利用世帯数

社会福祉協議会による生活資金利用世帯数は、2017年度(平成29年度)は36世帯となっていました。2021年度(令和3年度)時点では20世帯と減少しています。貸付金額の総額を利用世帯数で割った一世帯あたりの貸付金額は、2017年度(平成29年度)は約3万3千円でしたが、2021年度(令和3年度)は約2万円となっています。

【生活資金貸付世帯数及び金額の推移】



資料：銚子市社会福祉協議会 各年度3月末日現在

＜千葉県生活福祉資金貸付件数＞

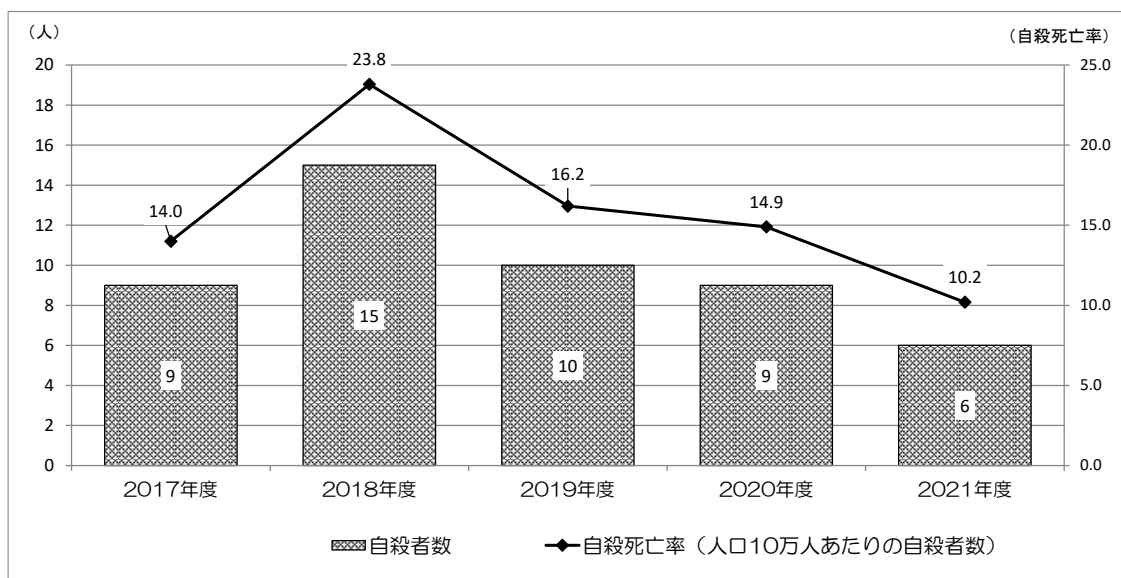
資金種類	費用名称	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
福祉資金費	障害自動車購入費	0	0	0	0	1
	災害援護費	0	0	0	0	1
教育支援資金	教育支援費	2	0	1	0	0
	就学支度費	1	0	0	1	1
本則	緊急小口資金	5	1	2	0	2
	総合支援資金	0	0	0	0	0
特例 (対応分)	特例緊急小口資金	0	0	2	408	72
	特例総合支援資金	0	0	0	173	40
	特例総合支援資金延長	0	0	0	18	10
	特例総合支援資金再貸付	0	0	0	48	26
合計		8	1	5	648	153

資料：銚子市社会福祉協議会 各年度3月末日現在

(6) 自殺者数

自殺者数は、2018年度（平成30年度）以降、減少傾向にあり、2021年度（令和3年度）では6人となっています。人口10万人あたりの自殺者数である自殺死亡率は、2021年度（令和3年度）では10.2となっています。

【自殺者数と自殺死亡率の推移】



資料：厚生労働大臣指定法人 いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）調査研究推進部作成資料

<自殺統計に基づく自殺者数と自殺死亡率>

	自殺者数			自殺死亡率 (人口10万人あたりの自殺者数)		
	総数	男	女	総数	男	女
2012年	21	13	8	30.8	39.5	22.7
2013年	20	14	6	29.0	42.0	16.8
2014年	17	12	5	25.0	36.5	14.2
2015年	11	8	3	16.4	24.7	8.7
2016年	13	13	0	19.8	41.0	0.0
2017年	9	9	0	14.0	28.9	0.0
2018年	15	9	6	23.8	29.5	18.4
2019年	10	5	5	16.2	16.8	15.7
2020年	9	5	4	14.9	17.1	12.9
2021年	6	5	1	10.2	17.4	3.3

資料：厚生労働大臣指定法人 いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）調査研究推進部作成資料

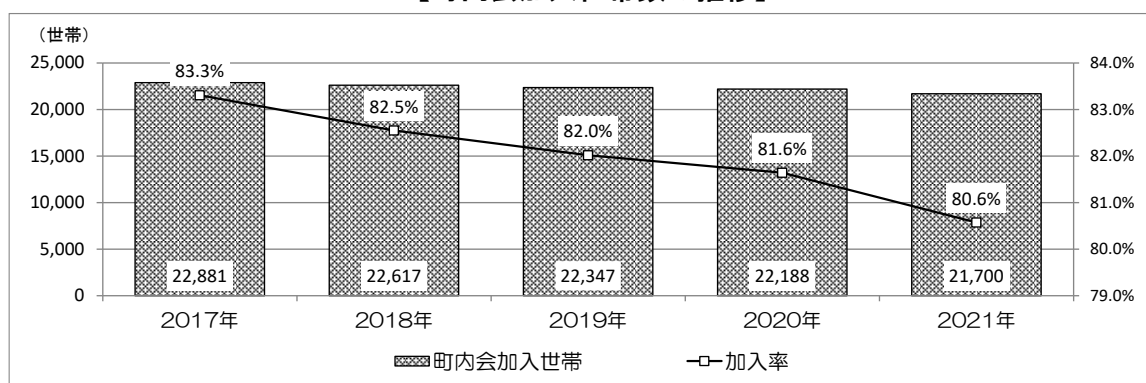
2. 主な地域福祉活動・団体の状況

(1) 町内会

町内会は、隣近所との相互交流と地域の共同活動のための組織です。活動内容は祭礼等の恒例行事、レクリエーション、清掃美化、防災、福祉活動など生活周りの身近な共同活動です。

町内会加入世帯数の推移をみると、町内会の加入世帯数、加入率共に2017年（平成29年）以降減少しており、町内会加入率は2021年（令和3年）現在で80.6%となっています。

【町内会加入世帯数の推移】



※加入世帯数は各年4月、加入率算出の総世帯数は各年10月

資料：総務課

(2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会（日頃は「社協」の略称で呼ばれています。）は、社会福祉法に基づき全国・都道府県・市町村に設置され、地域福祉の推進を図ることを目的としている社会福祉法人です。

地域の皆さまや、ボランティア団体、民生委員・児童委員、福祉団体等の関係者、行政機関とともに『誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり』の実現に取り組んでいる民間組織です。

社会福祉協議会は、地域の住民やボランティア、関係諸機関・団体の協力を得て、福祉のまちづくりを推進しています。

(3) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱されている地域福祉・在宅福祉活動の推進者で、居住地区において地域の福祉活動を行う「民間奉仕者（ボランティア）」であり、行政と地域住民とをつなぐ役目を担っています。

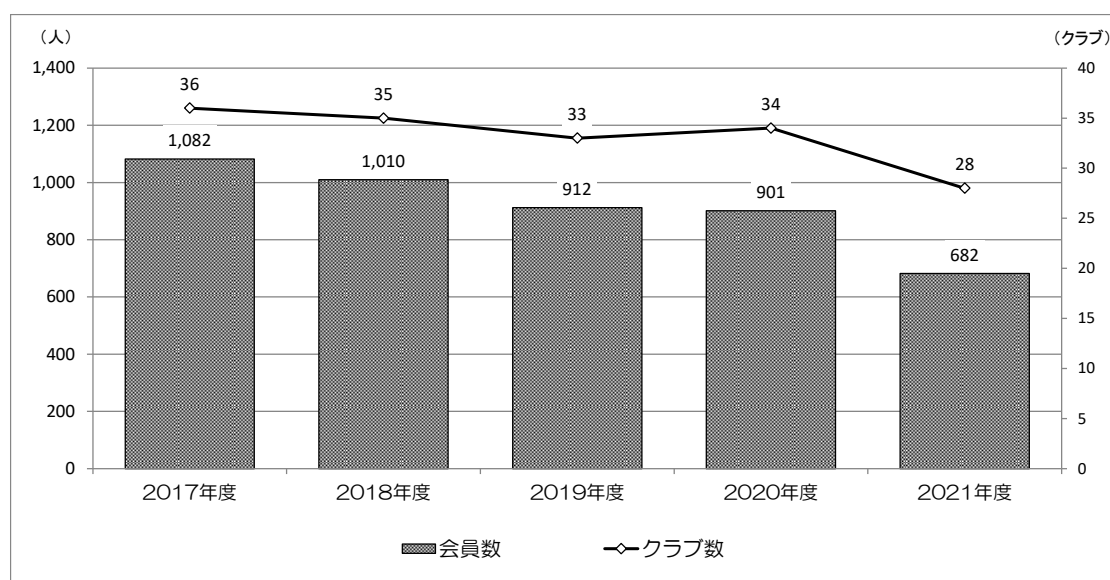
活動内容は、地域住民の生活状況の把握、援助を要する者に対する相談・助言情報提供、社会福祉事業・活動の支援、福祉行政機関への協力を行っています。本市には、2022年（令和4年）12月1日現在で166名（定数169名）の民生委員・児童委員がいます。小学校区には12の地区民生委員・児童委員協議会が設置されています。

(4) シニアクラブ

シニアクラブは、高齢者が仲間づくりを通して生活を豊かにするとともに、知識・経験を生かして地域を豊かにする社会活動を行う会員組織の団体です。

シニアクラブ及び会員数の推移をみると、2017年度（平成29年度）以降、2020年度（令和2年度）まではわずかな減少傾向でしたが、2021年度（令和3年度）はクラブ数が6団体減少し、それに伴い会員数も前年度から219人減少して682人となっています。

【シニアクラブ及び会員数の推移】



資料：高齢者福祉課 各年度3月末日現在

(5) シルバー人材センター

(公社)銚子市シルバー人材センターは、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、地域における高齢者の生きがいの充実や社会参加を実現しようという団体です。

(6) 自主防災組織

「共助」の要となる自主防災組織では、平時では、防災知識の普及・啓発や防災訓練、防災資機材の整備、災害時には初期消火や救出・救助、避難誘導など、地域単位の自主防災活動を行います。

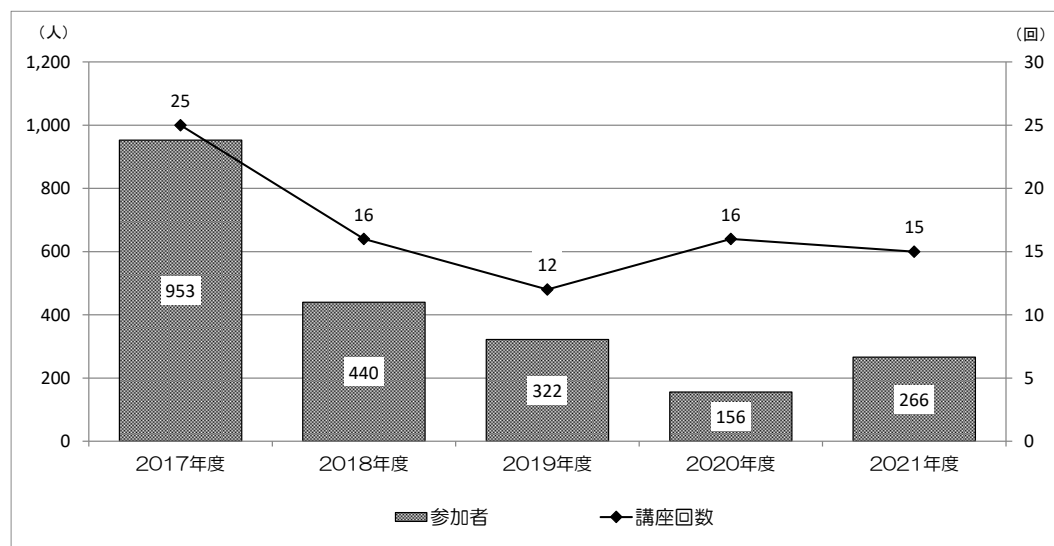
本市には、2022年(令和4年)12月現在で9団体(12町内会)の自主防災組織が存在します。

(7) 認知症サポーター

認知症施策推進大綱(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定)に基づき「認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し」認知症の人や家族の視点を重視しながら共生と予防を両輪として施策を推進しています。具体的な施策として、認知症に関する理解促進を図るため、認知症サポーター養成講座を開催しています。

2021年度(令和3年度)は15回開催し266人受講しています。

【認知症サポーター養成講座の推移】



資料：高齢者福祉課 各年度3月末日現在

(8) ボランティア連絡協議会

ボランティア連絡協議会には、2022年（令和4年）4月1日現在では24団体、個人ボランティア5名が参加し、福祉施設への慰問や、朗読奉仕などボランティア活動を実施しています。

12月には、地域社会のあり方を共に考えていこうという趣旨で、「こころ豊かに共に生きる」をテーマに銚子市福祉まつりを開催し、福祉標語の表彰、日常の活動の発表をしています。

＜ボランティア連絡協議会参加状況＞

No.	団体名	2018年 人数	2019年 人数	2020年 人数	2021年 人数	2022年 人数
1	銚子BBS会	9	9	9	4	4
2	朗読奉仕グループひまわり	21	21	21	21	23
3	佐原友の会	12	3	4	4	
4	房総の会銚子支部	13	11	8	35	35
5	銚子市手話サークル	14	5	5	14	14
6	銚子地区更生保護女性会	65	63	59	58	54
7	明るい社会づくり銚子地区委員会	59	59	110	59	59
8	子ども会育成連盟	14	16	13	18	18
9	銚子市赤十字奉仕団	38	59	55	13	49
10	八つ手グループ	12	11	11	38	13
11	春日舞踊サークル	17	11	10	17	5
12	銚子市母子寡婦福祉会	12	12	18	18	18
13	しおさいボランティア銚子	26	22	21	27	
14	プアルイ・ホウ・さとこ・万・スゾオ	38	44	48	18	18
15	辰の会	9	8	8	13	13
16	イースサイド 舞踊サークル	10	6	10	24	24
17	若宮八幡こだま会	19	19	19	19	19
18	手話サークル「たけのこ」	25	23	22	31	31
19	ニューモラルの会	11	11	11	11	11
20	なかよしハーモニカクラブ	11	15	15	13	13
21	里の会	3	3	3	2	3
22	車椅子のたのしみ普及会銚子支部	12	12	11	11	11
23	あゆみ会	6	12	10	6	
24	るーぷ		2	3	2	
25	傾聴ボランティア月見草		16	16	25	25
26	花の音				13	13
27	ボンフラ会				15	15
28	クイプル				4	3
	年度別参加者集計	456	473	520	533	491

資料：銚子市社会福祉協議会 各年4月1日現在

(9) 特定非営利活動（NPO）法人

「NPO」とは「Non-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。このうち、「特定非営利活動促進法」に基づき法人格を取得した法人を「特定非営利活動（NPO）法人」といいます。

銚子市内に主たる事務所がある NPO 法人は、2022 年（令和 4 年）12 月現在、17 法人があります。活動分野では「まちづくり」が 14 件で最も多く、「保健・医療・福祉」が 11 件、「社会教育」が 10 件となっています。

<NPO 法人の活動分野>

活動分野	件数	活動分野	件数
まちづくり	14	連絡・助言・援助	5
保健・医療・福祉	11	国際協力	4
社会教育	10	男女共同参画社会	3
子どもの健全育成	8	地域安全	3
情報化社会	6	科学技術の振興	1
職業能力・雇用機会	6	環境の保全	1
人権・平和	6	災害救援	1
学術・文化・芸術・スポーツ	5	農山漁村・中山間地域	1
経済活動の活性化	5		

※活動分野は複数登録されているため活動分野件数の合計と登録 NPO 法人数は一致しません。

資料：内閣府 NPO 法人ポータルサイト 2022 年 12 月末日現在



3. 地域福祉に関する住民意識

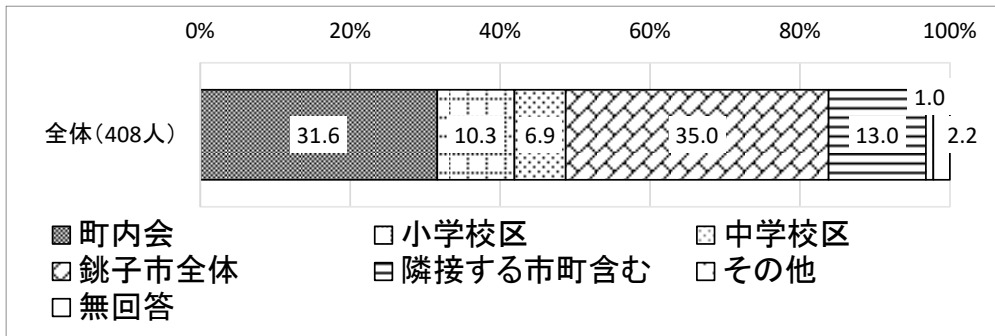
本計画の策定に向け、市民の地域福祉活動や福祉のまちづくりのあり方についての考え方・意識等を把握するためのアンケートによる基礎調査を、2022年（令和4年）9月～10月にかけて実施しました。

調査対象		
18歳以上の市民 (住民基本台帳による無作為抽出)		
配布数	有効回収数	回収率
1,000票	408票	40.8%

■地域の範囲

“地域とはどういう範囲のことか”という設問では、「銚子市全体」が35.0%で最も多く、次いで「町内会」が31.6%、「隣接する市町含む」が13.0%と続いています。

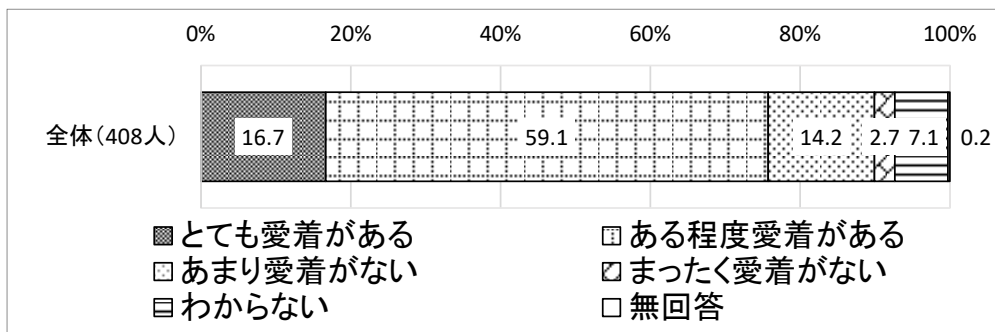
“地域”といった場合、銚子市全体をイメージする方が多くなっています。



■地域への愛着

住んでいる地域の愛着については、「ある程度愛着がある」が59.1%と6割近くを占め、「とても愛着がある」(16.7%)を合わせると、愛着があるとの回答は75.8%になっています。一方、『愛着がない』(「あまり愛着がない」と「まったく愛着がない」の合計)は16.9%となっています。

年齢別にみると、「とても愛着がある」は60歳以上で多い傾向にあり、20～39歳では「あまり愛着がない」と「まったく愛着がない」がやや多くみられます。



■地域活動の参加状況

年齢別に地域活動の参加状況を見ると、49歳以下で「ほとんど、あるいはまったく参加していない」が多くなっており、29歳以下では66.7%と7割近くになっています。

高齢者でも地域活動の参加は半数程度になっているため、全体的に地域活動への参加を促していくことが課題となりますが、特に若い層への参加促進が重要になります。

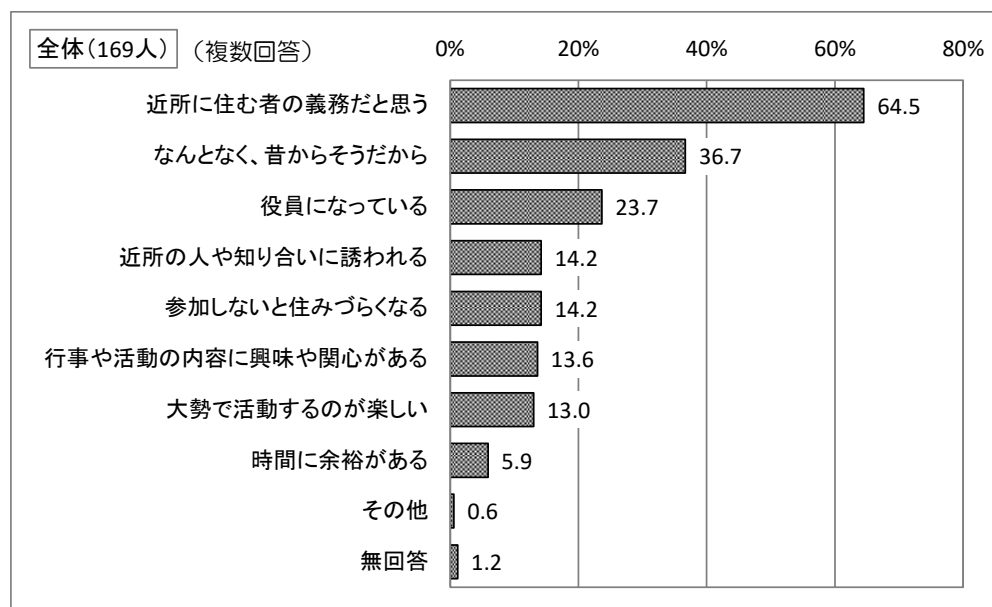
	合計	よく参加している	ある程度参加している	あまり参加していない	ほとんど、あるいはまったく参加していない	無回答
全体	408	10.0%	31.4%	21.3%	36.5%	0.7%
18～19歳	6	● 0.0%	● 16.7%	16.7%	◎ 66.7%	0.0%
20～29歳	24	● 0.0%	● 12.5%	20.8%	◎ 66.7%	0.0%
30～39歳	46	2.2%	21.7%	21.7%	○ 54.3%	0.0%
40～49歳	53	7.5%	● 20.8%	24.5%	○ 47.2%	0.0%
50～59歳	55	9.1%	30.9%	29.1%	29.1%	1.8%
60～64歳	68	19.1%	32.4%	22.1%	● 25.0%	1.5%
65～74歳	83	10.8%	○ 45.8%	14.5%	27.7%	1.2%
75歳以上	73	12.3%	35.6%	20.5%	31.5%	0.0%

※全体との差が+10%以上：○、+20%以上：◎、-10%以下：●、-20%以下：◆

■参加している理由

地域の活動に参加している理由をみると、「近所に住む者の義務だと思う」が64.5%と6割以上を占めています。次いで「なんとなく、昔からそうだから」が36.7%、「役員になっている」が23.7%と続いています。

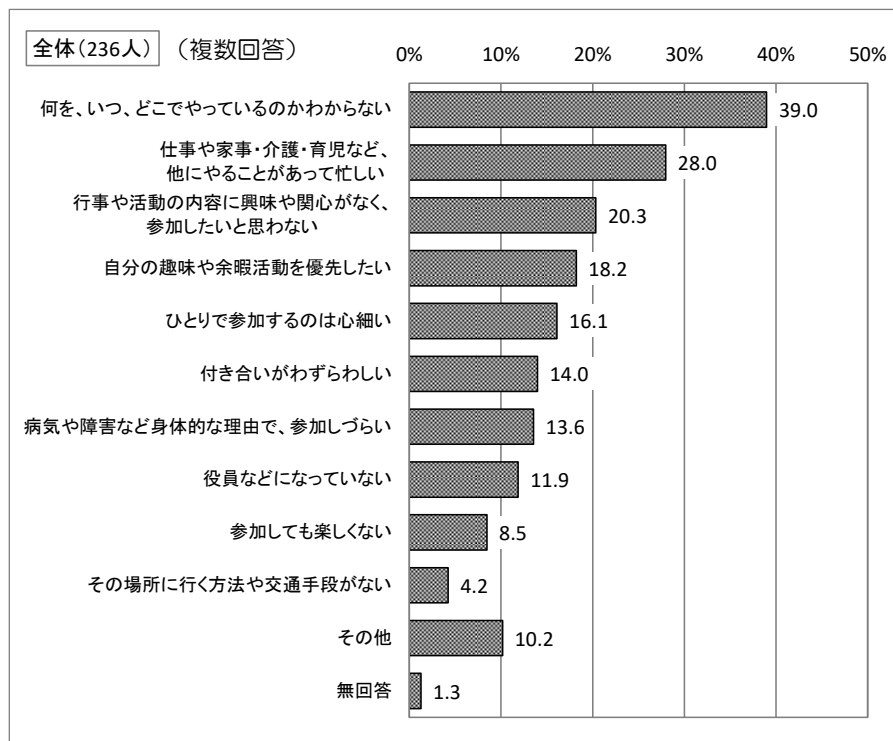
自主的に参加したくなるような興味や関心のある活動、大勢で活動することが楽しいと思えるような活動を増やしていくことも、これからの地域活動には必要だと思われます。



■地域活動に参加していない理由

地域活動に参加しない理由については、「何を、いつ、どこでやっているのかわからない」が39.0%で最も多くなっています。次いで「仕事や家事・介護・育児など、他にやることがあって忙しい」(28.0%)、「行事や活動の内容に興味や関心がなく、参加したいと思わない」(20.3%)と続いています。

まずは、限られた人にしか地域活動の情報が伝わっていない状況がありますので、地域の人々に地域活動についての情報を周知することが課題となっています。



■地域での問題点

住んでいる地域で問題と感じていることについては、「住民同士の交流や理解の不足」が26.5%で最も多くなっています。次いで「祭りなど地域行事の衰退」と「野良犬、野良猫など動物の問題」が共に24.8%、「通院・買い物などの移動手段」(24.3%)と続いています。

4人に1人以上の方が「住民同士の交流や理解の不足」が地域の問題であると認識していることから、地域活動への参加が今後重要になってきます。

■町内会の加入状況

年齢別に町内会の加入状況を見ると、60歳以上では「加入している」が約9割になっていますが、20～39歳では「加入していない」が3割以上と多くなっています。町内会に加入していない理由をみると、「加入しなくても困らない」が41.3%と4割以上を占めて最も多くなっています。

“地域”の最小構成単位である町内会への加入促進を一つの課題として捉え、町内会の位置づけ、活動内容の今後のあり方を検討していくことが重要になります。

■近所との付き合い

近所の人との付き合いの程度については、「顔を合わせればあいさつする程度」が41.4%と4割以上を占めて最も多くなっています。

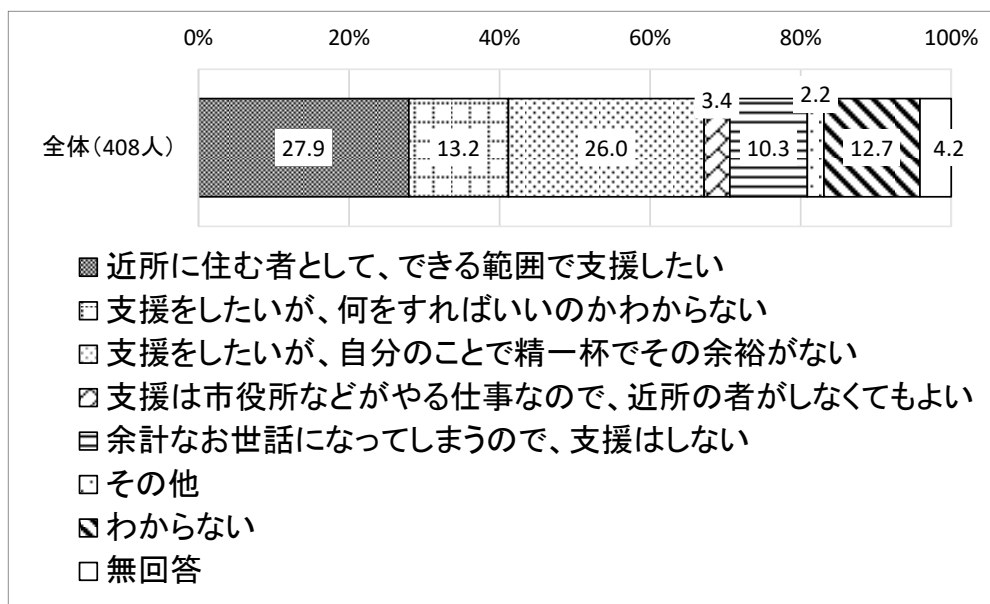
近所付き合いについての考え方をみると、「近所であいさつをしたり、協力したりすることは必要だと思う」が50.2%と半数を占めています。また、「近所で助け合って暮らしていくことは大切だと思う」が21.8%と7割以上の方が近所で協力し助け合って暮らしていくことが重要だと認識しています。

協力と助け合いの必要性を認識しながら、実態としては挨拶程度で終わっている状況を考えると、今一步踏み出すために、地域での交流活動、地域での様々な活動への参加が重要な課題であることがわかります。

■支援を必要としている方への支援について

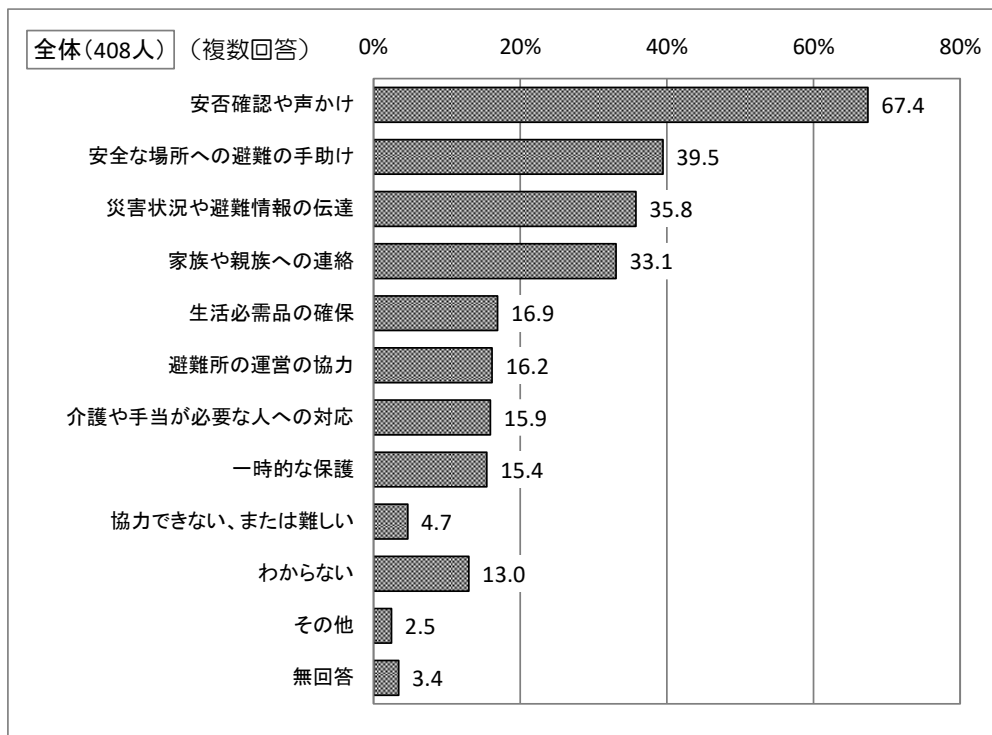
何らかの支援を必要としている方への支援についての考え方では、「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が27.9%で最も多くなっています。次いで「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」が26.0%、「支援をしたいが、何をすればいいのかわからない」が13.2%となっています。

できる範囲で支援したいが、何をすればいいのかわからないという状況があるため、互いにできること、支援して欲しいことがわかり合えるような地域の交流、情報提供が望まれます。



■大地震などの災害が起きたとき

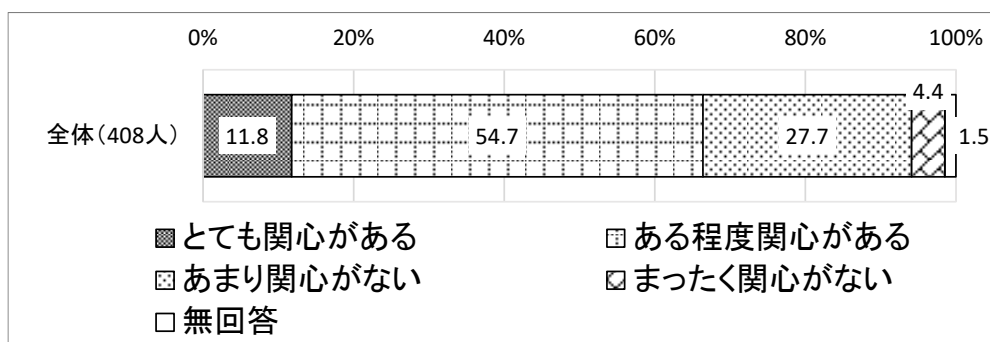
大地震などの災害が起きたときの助け合いや協力については、「安否確認や声かけ」が67.4%で最も多くなっています。次いで「安全な場所への避難の手助け」(39.5%)、「災害状況や避難情報の伝達」(35.8%)、「家族や親族への連絡」(33.1%)となっています。



■「福祉」の関心度

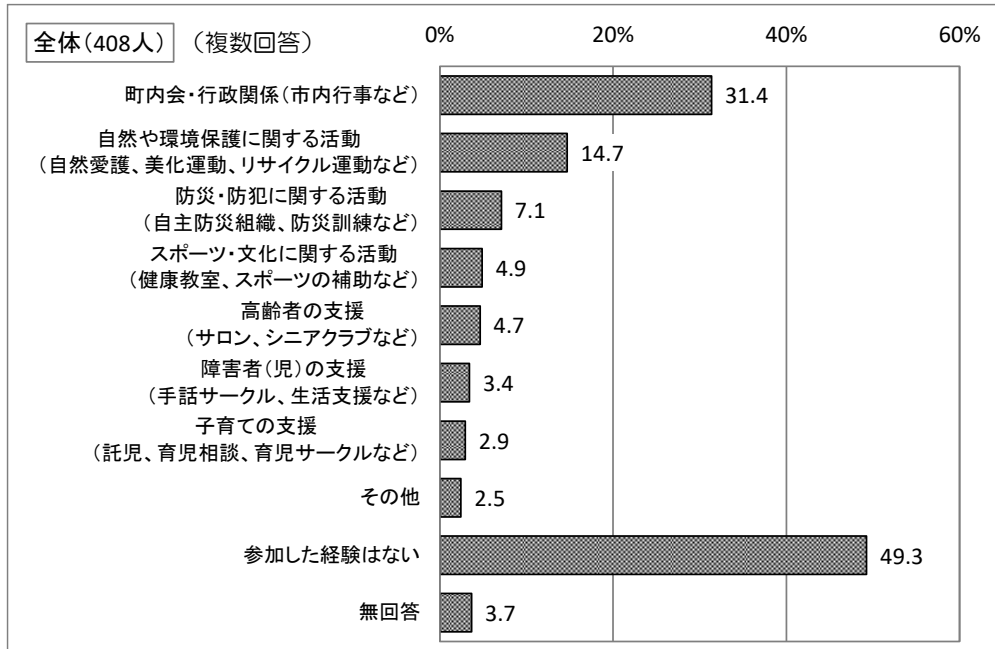
「福祉」の関心については、「ある程度関心がある」が54.7%で最も多く、「とても関心がある」(11.8%)を合わせた“関心がある”方は66.5%と6割以上となっています。一方、「あまり関心がない」(27.7%)と「まったく関心がない」(4.4%)を合わせた“関心がない”方は32.1%となっています。

この“関心がない”方に福祉への関心を持ってもらうことも課題の一つになります。

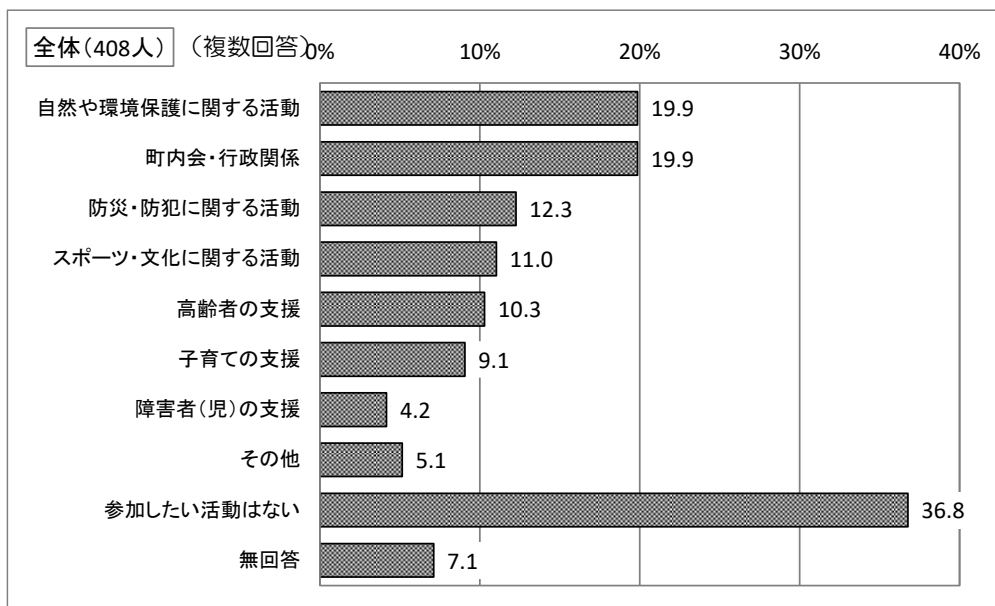


■ ボランティア活動について

ボランティア活動の参加経験については「参加した経験はない」が49.3%と約半数を占めています。

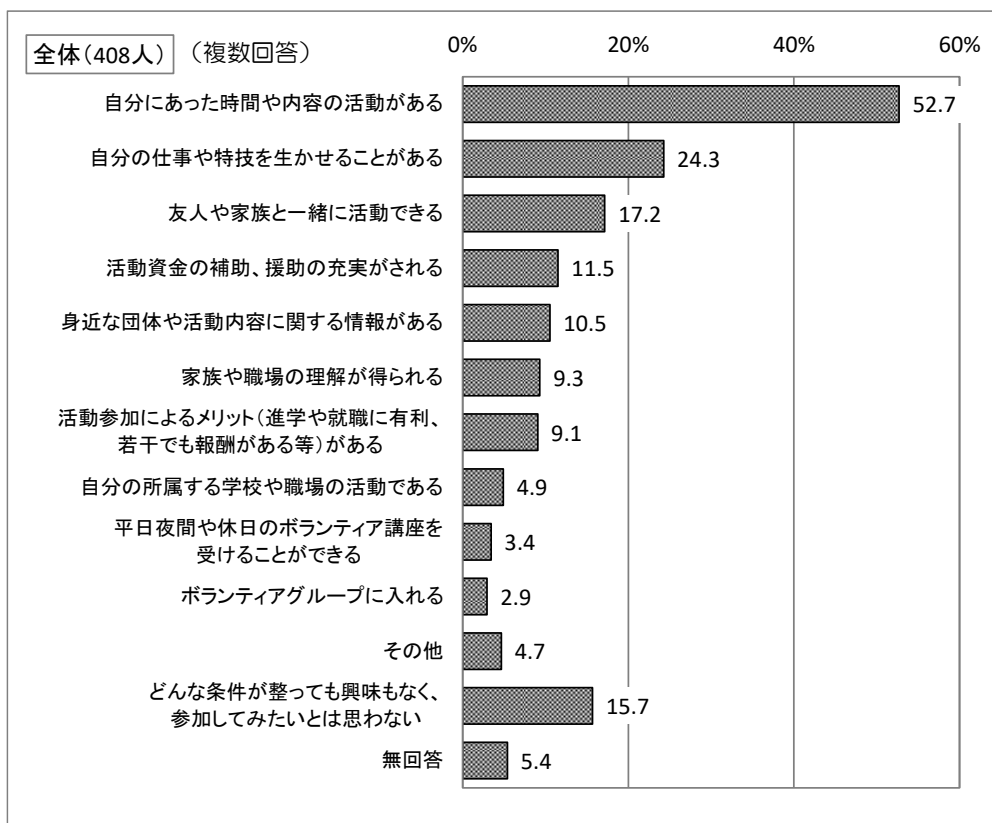


参加したいボランティア活動としては、「自然や環境保護に関する活動」と「町内会・行政関係」が共に19.9%で最も多く、次いで「防災・防犯に関する活動」が12.3%、「スポーツ・文化に関する活動」が11.0%となっています。



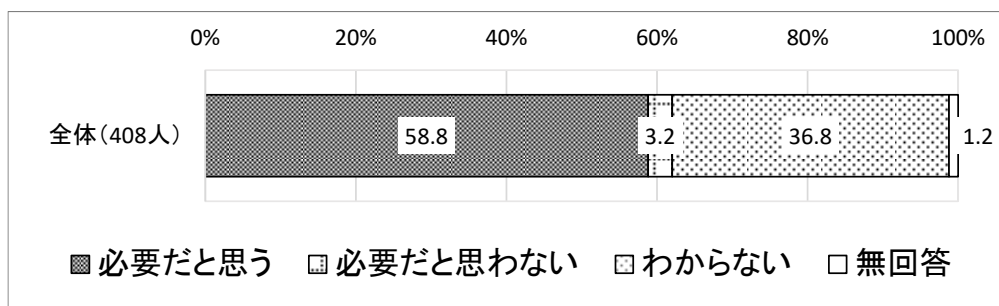
■ボランティア活動に参加しやすくなる条件

ボランティア活動に参加しやすくなる条件としては、「自分にあった時間や内容の活動がある」が52.7%と半数以上で最も多くなっています、次いで「自分の仕事や特技を生かせることがある」（24.3%）、「友人や家族と一緒に活動できる」（17.2%）と続いています。



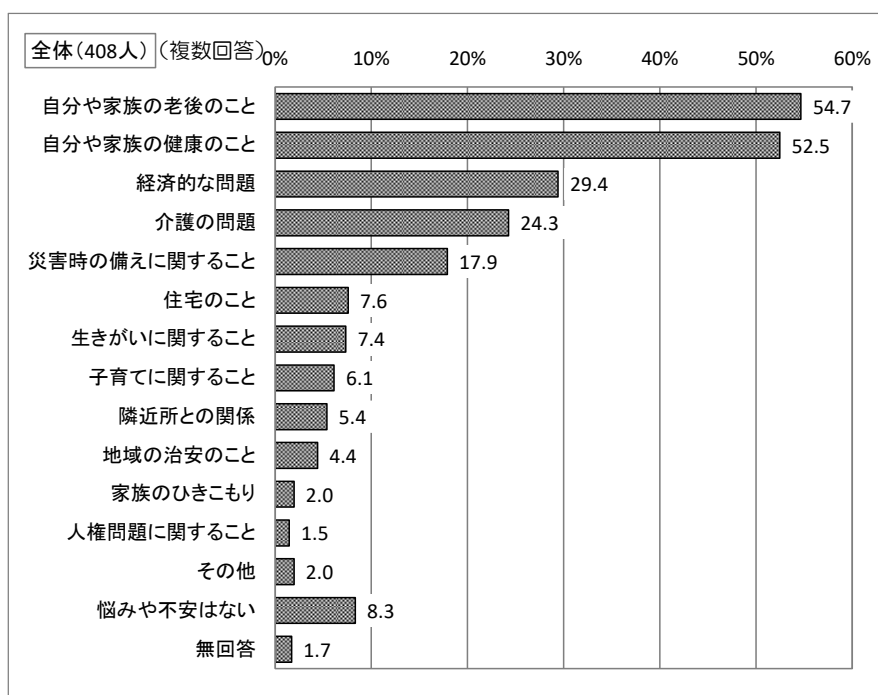
■住民相互の協力関係についての考え方

住民相互の自主的な協力関係の考え方については、「必要だと思う」が58.8%と6割近くを占めて最も多くなっています。「必要だと思わない」は3.2%と少なく、「わからない」としている方が36.8%となっており、住民相互の協力関係の必要性について啓発していくことが課題となります。



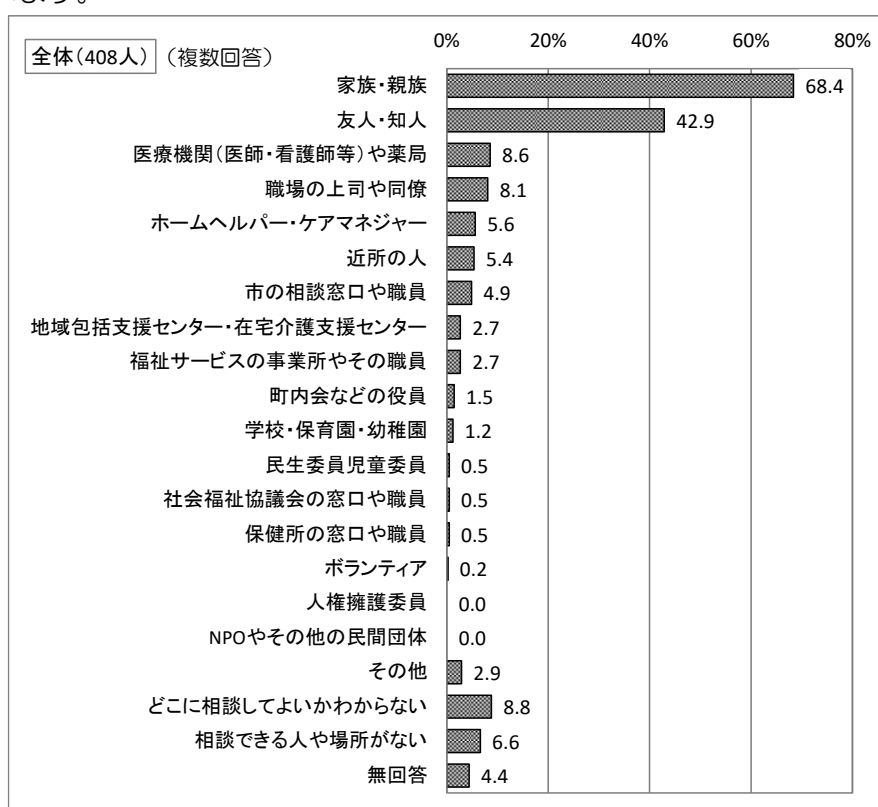
■生活の悩みや不安

日々の生活での悩みや不安については、「自分や家族の老後のこと」が54.7%、次に「自分や家族の健康のこと」が52.5%と上位2項目は半数以上となっています。



悩みや不安の相談相手については、「家族・親族」が68.4%と7割近くで最も多く、次いで「友人・知人」が42.9%となっています。

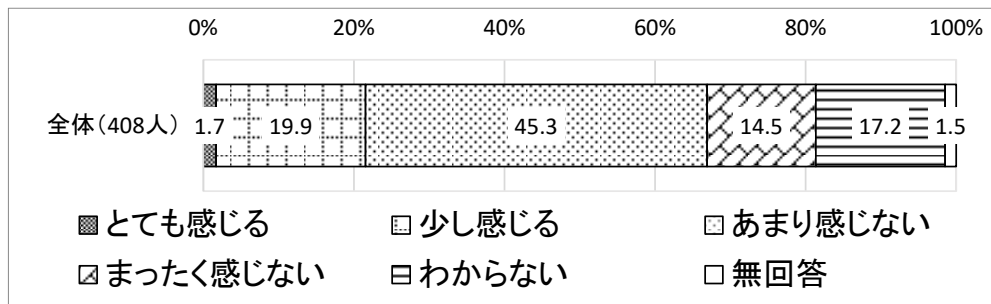
また、「どこに相談してよいかわからない」は8.8%、「相談できる人や場所がない」は6.6%となっています。



■地域の中での支え合い

お互いの生活を地域の中で支え合っていると感じるかについては、「あまり感じない」が45.3%で最も多くなっています。「まったく感じない」(14.5%)を合わせた“感じない”方は59.8%と約6割を占めています。

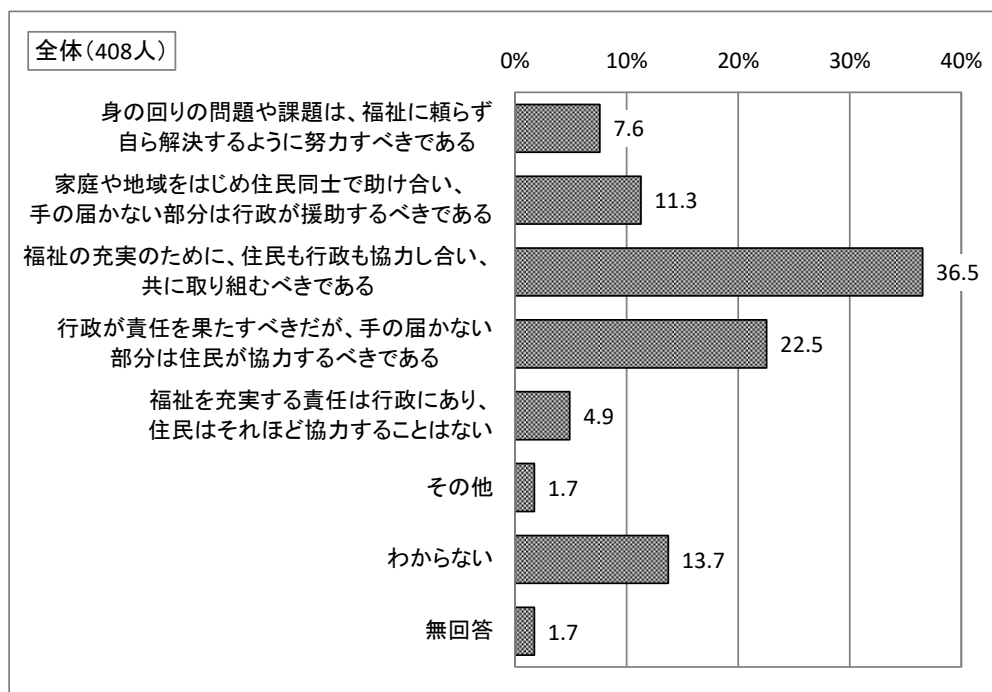
地域の中での支え合いを感じられる地域にしていくために、地域福祉活動を進めていく必要があることから、この地域での支え合いの実感は、本計画の進捗状況を測る指標になるものだと考えられます。



■市民と行政の関係について

地域福祉を充実させていくための市民と行政との関係については、「福祉の充実のために、住民も行政も協力し合い、共に取り組むべきである」が36.5%で最も多くなっています。

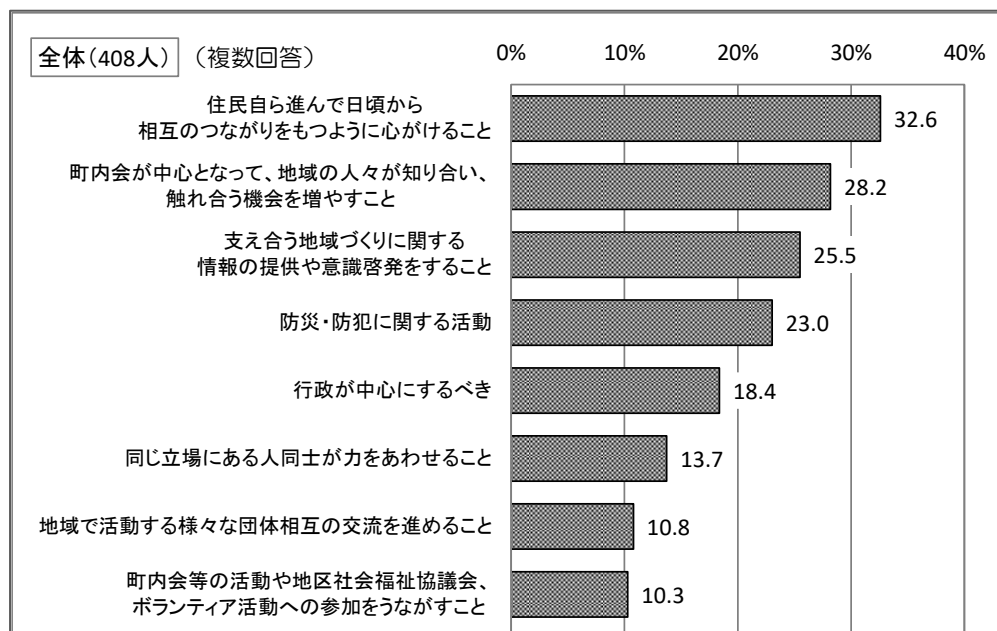
次いで「行政が責任を果たすべきだが、手の届かない部分は住民が協力するべきである」が22.5%、「家庭や地域をはじめ住民同士で助け合い、手の届かない部分は行政が援助するべきである」が11.3%となっており、住民も共に取り組むべきだとの意見が多くなっています。



■共に支え合う地域づくりに必要なこと

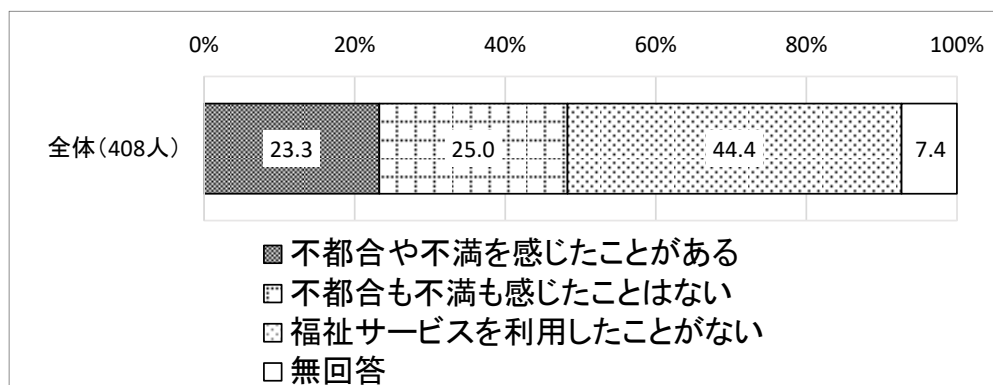
住民同士が支え合う地域づくりを進めるために必要なこととしては、「住民自ら進んで日頃から相互のつながりを持つように心がけること」が32.6%で最も多くなっています。

次いで「町内会が中心となって、地域の人々が知り合い、ふれ合う機会を増やすこと」が28.2%、「支え合う地域づくりに関する情報の提供や意識啓発をすること」が25.5%となっています。



■福祉サービス利用時の不都合や不満について

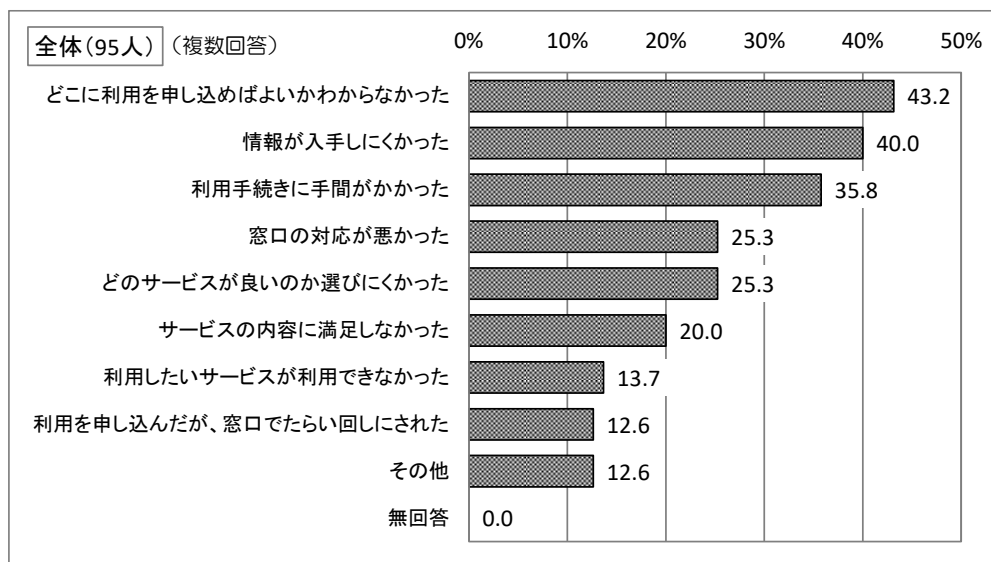
福祉サービス利用時の不都合や不満については、「不都合や不満を感じたことがある」が23.3%と2割強になっています。「不都合も不満も感じたことはない」は25.0%となっています。「福祉サービスを利用したことがない」は44.4%となっていることから、利用したことがある方では半数近くが「不都合や不満を感じたことがある」との結果になっており、利用時の体制について状況を把握し、改善に向けた取組を行っていくことが重要になります。



■福祉サービス利用時に不都合や不満を感じた理由

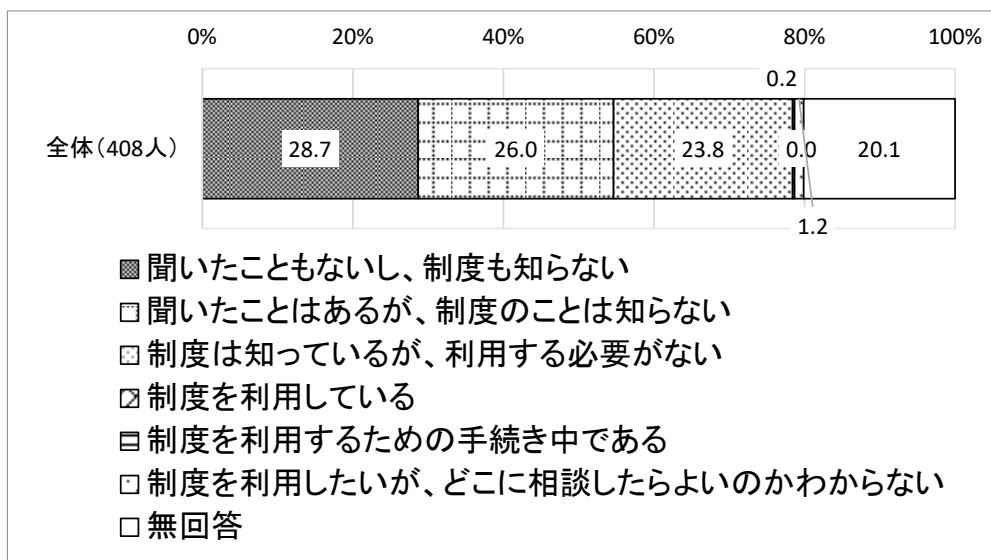
不都合や不満を感じた理由としては、「どこに利用を申し込めばよいかわからなかった」が43.2%で最も多くなっています。次いで「情報が入手しにくかった」が40.0%、「利用手続きに手間がかかった」が35.8%となっています。

これらのことから必要としている人に情報が届いていない状況が浮かび上がります。情報の入手のしやすさも重要であることから、必要とする方が福祉サービスを利用しやすくするための、取組が必要だと思われます。



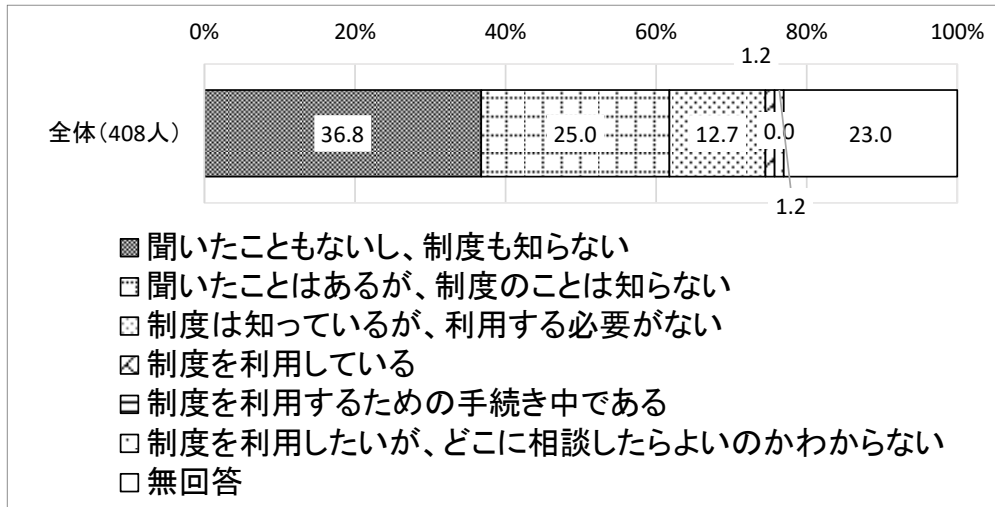
■成年後見制度について

成年後見制度の認知状況については、「聞いたこともないし、制度も知らない」が28.7%で最も多くなっています。次いで「聞いたことはあるが、制度のことは知らない」が26.0%、「制度は知っているが、利用する必要がない」が23.8%となっています。



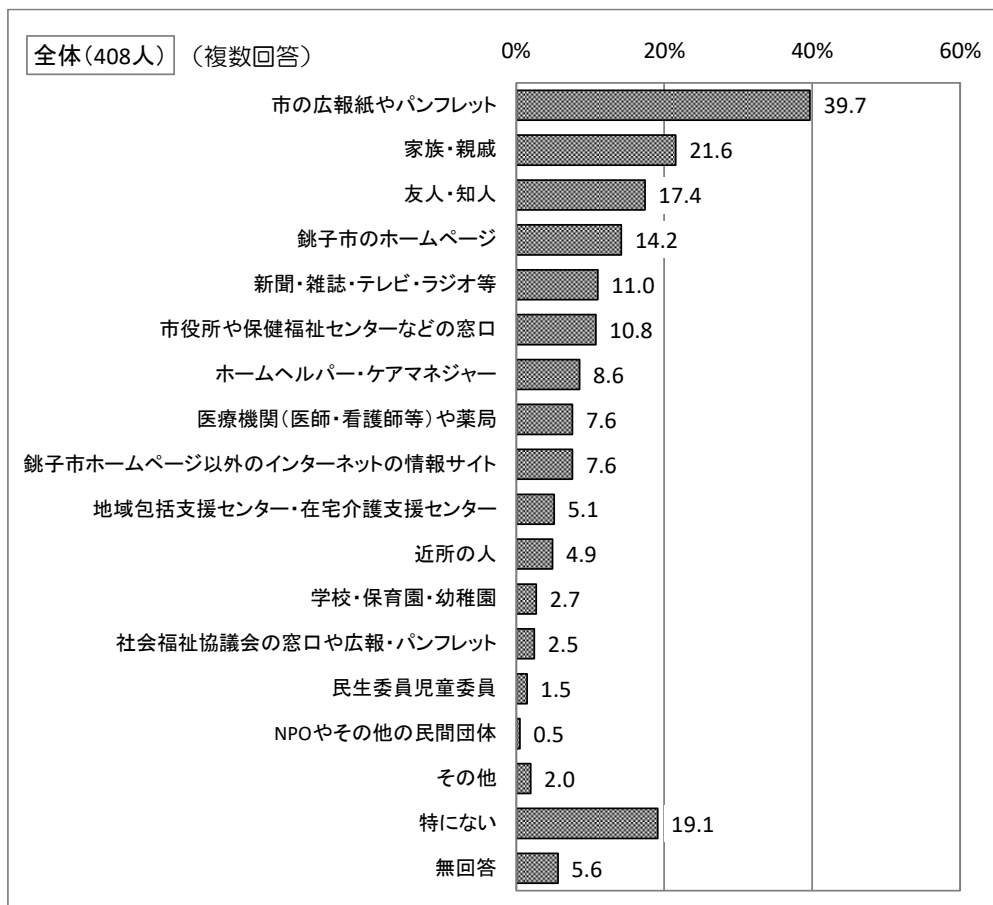
■日常生活自立支援事業の認知状況

日常生活自立支援事業の認知状況については、「聞いたこともないし、制度も知らない」が36.8%で最も多くなっています。次いで「聞いたことはあるが、制度のことは知らない」が25.0%、「制度は知っているが、利用する必要がない」が12.7%となっています。



■福祉サービスに関する情報の入手先

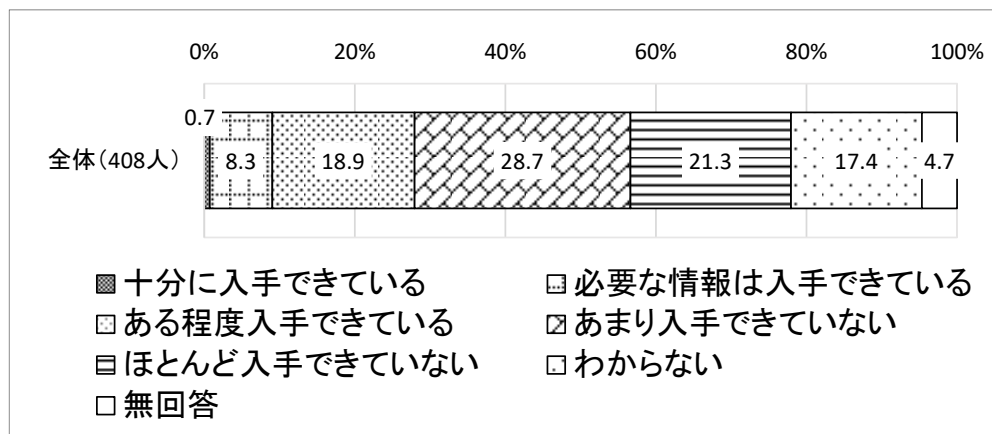
福祉サービスに関する情報の入手先としては、「市の広報紙やパンフレット」が39.7%で最も多く、次いで「家族・親戚」が21.6%、「友人・知人」が17.4%、「銚子市のホームページ」が14.2%となっています。



■福祉サービスに関する情報の入手状況

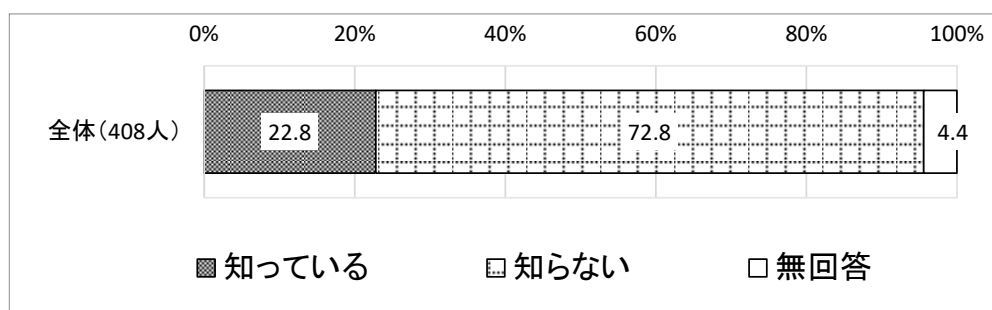
福祉サービスに関する情報の入手状況については、「あまり入手できていない」が28.7%で最も多くなっています。次いで「ほとんど入手できていない」が21.3%となっており、これらを合わせた“情報が入手できていない”方は50.0%と半数を占めています。

このことは、「市の広報紙やパンフレット」では足りていないことを意味しているため、情報提供のあり方について検討していくことが求められます。



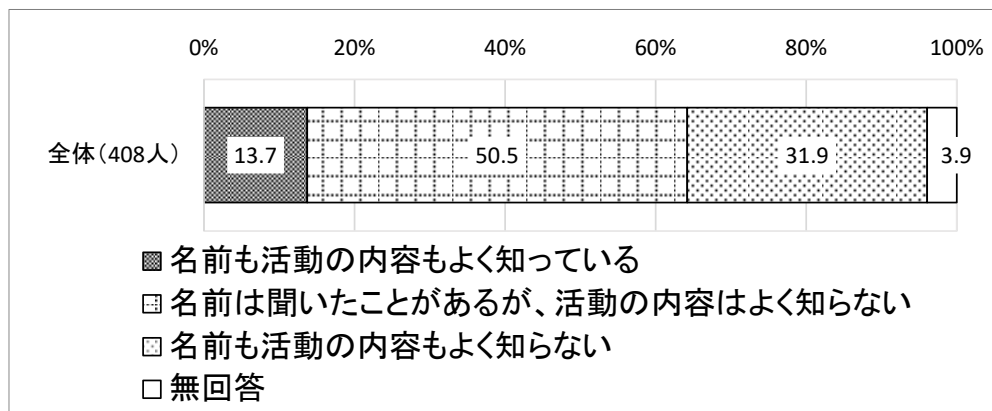
■地区担当民生委員・児童委員の認知状況

地区担当の民生委員・児童委員の認知状況をみると、「知らない」が72.8%と7割以上になっています。「知っている」は22.8%となっています。



■社会福祉協議会の認知状況

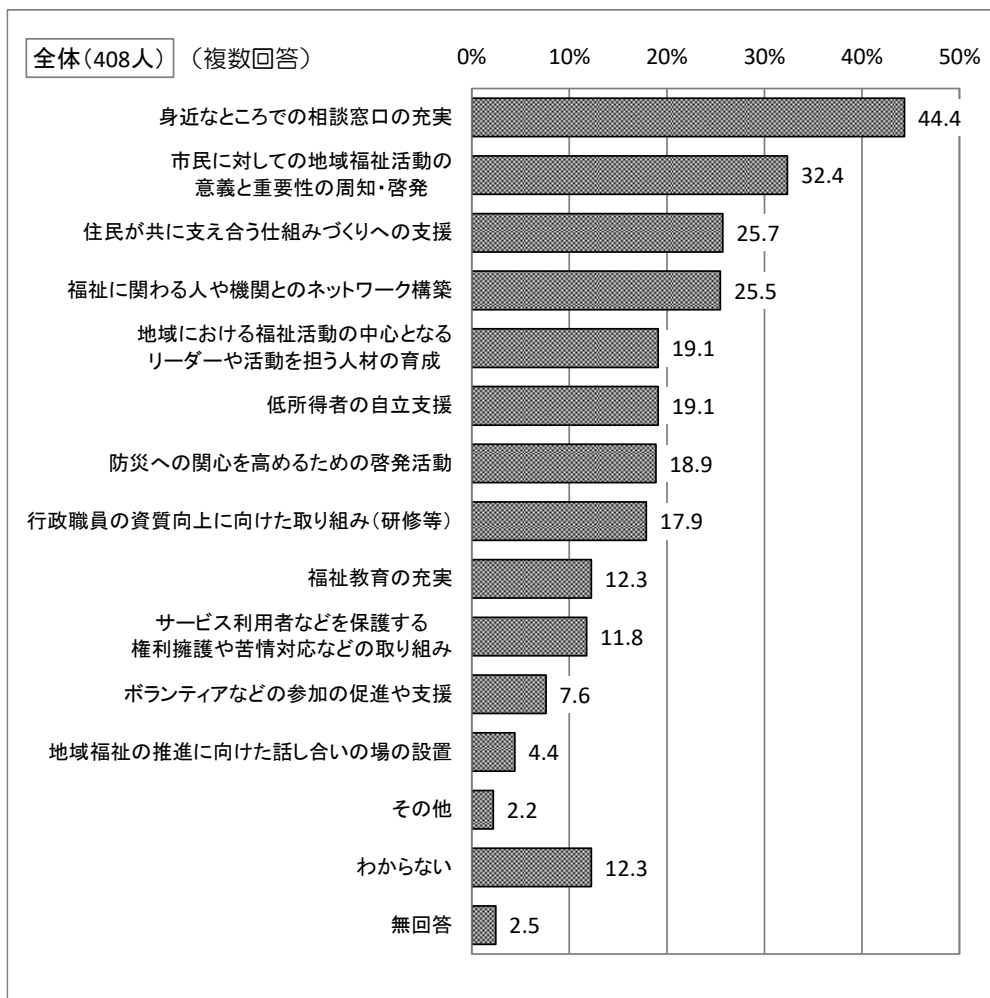
社会福祉協議会の認知状況をみると、「名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」が50.5%と約半数になっています。「名前も活動の内容もよく知らない」は31.9%、「名前も活動の内容もよく知っている」は13.7%となっています。



■今後の行政運営について

今後、市が取り組むべき福祉施策については、「身近なところでの相談窓口の充実」が44.4%で最も多く、2位の「市民に対しての地域福祉活動の意義と重要性の周知・啓発」(32.4%)より1割以上多くなっています。

次いで「住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援」が25.7%、「福祉に関わる人や機関とのネットワーク構築」が25.5%と続いています。



4. まちづくりの方向性

以上の、総合計画及び地域データ、アンケート調査結果の内容を踏まえ、福祉のまちづくりの方向性を以下のように設定しました。

総合計画	<p><課題と目標></p> <p>(1) 人口減少・少子高齢社会への対応 目標 『小さな単位（＝地域）からできるまちづくり』</p> <p>(2) 市民生活の実態に即したセーフティネットの構築 目標 『重層的な支え合いとしてのセーフティネットの構築』</p> <p>(3) 地域経済の活性化 目標 『地域資源の価値化・連携・循環』</p> <p>(4) 分断状況の克服 目標 『それぞれの意識・世代・組織・制度の間にある分断状況の克服』</p> <p>(5) 行財政改革の徹底 目標 『持続可能な行財政運営』</p>
地域データ	<ul style="list-style-type: none"> • 人口の減少 • 高齢化の進行 • 子どもの減少、出生数の減少 • 社会動態における転出超過による人口減少 • 単身世帯の増加（総世帯の4割に近づきつつある） • 高齢者世帯の増加 • 町内会加入率の減少、シニアクラブの減少 • 被保護世帯の増加
アンケート調査結果	<ul style="list-style-type: none"> • 「地域」の範囲を「銚子市全体」という意識を持つ人が多い • 「福祉」に関心があるのは6割以上 • 住んでいる地域への愛着が高い • 若い人の地域活動への参加が少ない • 参加しない理由については、「何を、いつ、どこでやっているのかわからない」 • 地域で問題と感じていることは「住民同士の交流や理解の不足」 • 近所付き合いは挨拶程度が多く希薄さを感じるが、地域の生活課題に対する自主的な協力意識は高い • 地域の中で支え合っているとは感じていない人が多い • 成年後見制度、日常生活自立支援事業の認知度が低い • 市の取り組むべき施策は、身近なところでの相談窓口の充実

【まちづくりの方向性】

地域からできる支え合いのまちづくり
支える市民の発掘と育成
共に地域を支える体制の整備
必要な支援が届く仕組みづくり
いつでも誰かが支えてくれる安心のまちづくり

資料編

1. 銚子市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定関係者会議 団体名簿

団 体 名
銚子市社会福祉協議会
銚子市民生委員・児童委員協議会
中核地域生活支援センター
銚子市自立支援相談センター
銚子市中央地域包括支援センター
相談支援事業所
銚子市民間保育園連絡協議会
銚子市町内会連合協議会
銚子市ボランティア連絡協議会
銚子市シニアクラブ連合協議会
千葉県海匝保健所（海匝健康福祉センター）
銚子市社会福祉課

（順不同）

2. 地域福祉推進幹事会名簿

所 属 等 名
銚子市 総務課 総務室
銚子市 社会福祉課 社会福祉室
銚子市 社会福祉課 障害支援室
銚子市 子育て支援課
銚子市 高齢者福祉課
銚子市 健康づくり課 保健事業室
銚子市社会福祉協議会

3. 銚子市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定経過

期日	内 容
令和4年9月20日（火） ～10月3日（月）	<p>■地域福祉に関するアンケート調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：18歳以上の市民 1,000人 ・回収結果：有効回収数 408票（回収率 40.8%）
令和4年10月4日（火）	<p>■銚子市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定関係者会議（第1回）</p> <p>≪内容≫</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要について ② 関係者会議の開催趣旨について ③ 地域福祉に関するアンケート調査の実施について ④ 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定スケジュール
令和4年10月20日（木）	<p>■地域福祉推進幹事会（第1回）</p> <p>≪内容≫</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 令和3年度幹事会の結果について ② 地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要について ③ 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定体制について ④ 地域福祉に関するアンケート調査状況について ⑤ 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定スケジュールについて
令和5年1月13日（金）	<p>■銚子市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定関係者会議（第2回）</p> <p>≪内容≫</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域福祉に関するアンケート調査結果報告について ② 銚子市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）について ③ 今後のスケジュールについて
令和5年1月17日（火）	<p>■地域福祉推進幹事会（第2回）</p> <p>≪内容≫</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 銚子市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）について ② 今後のスケジュールについて

期日	内 容
令和5年1月23日（月） ～2月6日（月）	<p>■パブリックコメントの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出のあった意見数：5件（3名）
令和5年2月20日（月）	<p>■銚子市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定関係者会議（第3回）</p> <p>《内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 銚子市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）パブリックコメント結果報告について ② 今後の地域福祉の推進体制について
令和5年2月20日（月）	<p>■地域福祉推進幹事会（第3回）</p> <p>《内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 銚子市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）パブリックコメント結果報告について ② 銚子市地域福祉計画・地域福祉活動計画（最終案）について ③ 今後の地域福祉の推進体制について

4. 用語解説

50音	用語	内容
あ行	運転免許証自主返納者支援事業	65歳以上の高齢者が自動車運転免許証を自主返納し、公安委員会から運転経歴証明書の交付を受けた場合に、公共交通機関の乗車運賃の割引などが受けられる制度。
	NPO	様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。 このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を「特定非営利活動法人(NPO法人)」という。NPOは、Non Profit Organizationの略語。
か行	介護予防・地域支え合いサポーター	介護予防や地域での支え合いを推進するための養成講座を受講し、サポーター登録をした地域の応援者。
	介護予防・日常生活支援総合事業	市区町村で行う地域支援事業の一つとして、地域の高齢者が要介護状態になることを予防し、日常生活において必要なサービス利用により、高齢者の社会参加や地域において自立した日常生活を過ごせるように支援する事業。 介護保険の要支援認定を受けた方などが利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」がある。
	家族信託	自分の老後や介護時に備え、保有する不動産や預貯金などを信頼できる家族に託し、管理・処分を任せる財産管理の方法。
	基幹相談支援センター	身体障害者、知的障害者及び精神障害者などの相談支援に関する業務を総合的、専門的に行うほか、権利擁護や虐待防止のために必要な援助を行う、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。
	共生型サービス	同一事業所において、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供すること。
	ゲートキーパー	自殺対策におけるゲートキーパーは、「自殺のリスクにつながるような悩みに気づき、声をかけ、話を聴き、必要案支援につなげ、見守る人」「命の門番」とも位置づけられる人のこと。
	権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害のある人などに代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。
	後見制度支援信託	後見制度による支援を受ける方の財産のうち、日常的に使う金銭を預貯金などとして後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行などに信託する仕組み。
	高齢者安全運転支援装置設置補助事業	自動車のペダルの踏み間違いなどによる急発進などを抑制する機能を有する安全運転支援装置の購入または設置費用に対する補助制度。
	子育て世代包括支援センター「すくサポ」	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な相談や切れ目のない支援をきめ細やかに提供する場としての機関。
	子育て広場	家庭で子育て中の親子が自由に集い、情報交換できる場所。保健福祉センター すこやかなまなびの城に開設。
	子ども家庭総合支援拠点	すべての子どもとその家庭及び妊産婦などを対象に、福祉に関する支援業務などを行う市町村が設置する拠点。
個別避難計画	避難行動要支援者が、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、あらかじめ一人ひとりの状況に合わせて作成する個別の避難行動計画。	

50音	用語	内容
さ行	災害ボランティアセンター	災害時に設置される被災地での防災ボランティア活動(ニーズの把握、ボランティアの受入れ、人数調整・資機材の貸出しなど)を円滑に進めるための拠点。
	在宅医療・介護連携支援センター	市地域包括支援センター内に設置され、地域の在宅医療・介護連携に関して相談を受付ける機関。
	自主防災組織	平時は防災知識の普及・啓発や防災訓練、防災資機材の整備などを行い、災害時には初期消火や救出・救助、避難誘導などを行う地域単位の防災ボランティア。
	自主防犯組織	安心・安全なまちづくりのために、地域で自主的に防犯活動に取り組んでいる組織(ボランティア団体)。
	児童発達支援センター	障害のある児童の通所支援のほか、施設の有する専門性を活かし、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害児や家族への支援」「地域の障害児を預かる施設に対する支援」などを行う。
	シニアクラブ	町内会などの生活圏の中で、おおむね60歳以上の方が自主的に組織した団体。
	市民ふれあい講座	市民の身近な問題から専門的な内容までを市の職員が講師となり実施する講座。
	社会関係資本(ソーシャル・キャピタル)	人と人とのつながりによる「地域の力」「住民の底力」を表す言葉。
	住宅セーフティネット制度	住宅の確保に配慮を要する方(住宅確保要配慮者)を支援するため、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、登録住宅の改修や入居者への経済的支援、住宅確保要配慮者に対する居住支援を行うことを柱とする制度。
	準要保護	生活保護に準ずる程度に困窮し、援助が必要と認められる状態。
	障害者虐待防止センター	虐待を発見した人の通報や虐待を受けた本人からの届け出の受付窓口。虐待を受けた障害者の安全確認、支援方法の検討、虐待の防止や、養護者への支援を行う。
	消費生活センター	市民の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するために設置された機関。商品・サービスや契約に関する相談、悪質な訪問販売などのトラブルに関する相談などを受けている。
	食育	様々な経験を通じて「食に関する知識」と「食を選択する力」を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
	食生活健康推進員	市が開催する食に関する学習会に参加した上で、様々な年代の地域住民を対象に健康づくりを推進するボランティア。
	自立相談支援調整会議	個々の生活困窮者のアセスメント(評価・分析)の結果を踏まえて、本人と相談支援員が作成した自立計画案をもとに、課題解決に向けた内容になっているかなどを情報共有し、適切な支援内容を調整する会議。
	シルバー人材センター	働きたいという高齢者に対して、臨時的・短期的で軽易な業務を提供し、高齢者が有する豊富な経験と知識、能力を生かすことで自らの生きがいを得、社会参加することを目的とした就業システム。
	生活困窮者	就労・心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。
	生活困窮者自立支援事業	複合的な課題を抱える生活困窮者を幅広く受け止め、包括的な相談支援を行う自立相談支援事業(必須事業)と、本人の状況に応じた各支援事業(任意事業:就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業)がある。

50音	用語	内容
さ行	生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進するため、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター(調整)機能を果たす人。地域支え合い推進員ともいう。
	成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方々が、財産管理や身上保護をするときに不利益が生じないよう、本人を守り、支援する人を選任する制度。
	西部ふれあい会	地域住民が中心となって「あったらいいな」という「お互い様」の支え合いの仕組みを検討する生活支援コーディネーターによる地区協議体。市西部の第2層(日常生活圏域)協議体。
	セーフティネット	困難な状況に陥った場合に援助したり、そうした事態になることを防止する仕組み。
	善意銀行	銚子市社会福祉協議会が、市民から善意の預託を受け、必要な方に独自に実施する貸付。
た行	第三者委員制度	福祉サービスに関する苦情解決の仕組みにおいて、社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために設けられた制度。
	ダブルケア	介護と育児とが同時期に発生する状態のこと。
	地域活動支援センター	障害のある人を対象として創作的活動・生産活動・社会との交流促進などの機会を提供する支援機関。
	地域共生社会	地域住民や地域の多様な主体が参画し、人與人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会。
	地域ケア個別会議	市町村または地域包括支援センターが実施・主催し、様々な職種の参加者が持つ専門的知識を共有し合いながら、地域包括ケアシステムの実現・推進につながる支援内容や提供体制について検討する会議。
	地域自立支援協議会	障害者などへの支援体制に関する課題について、関係機関が情報の共有、連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う会議。
	地域生活支援促進事業	障害者などが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業。(障害者支援ボランティアの育成事業)
	地域包括ケアシステム	高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、尊厳を保持しながら、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に提供される体制。
	地域包括ケアシステム推進会議	地域包括ケア体制の構築を推進する会議。
	地域包括支援センター	包括的・継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するための中心的役割を担う機関。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)が中心となり、介護予防や権利擁護など高齢者に対する総合的な相談支援機関。
	地域密着型サービス	認知症高齢者や中重度の要介護高齢者などが、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるように、市町村指定の事業者が地域住民に提供するサービス。 事業者が所在する市町村に居住する者を対象とし、地域の特性を活かし、その地域に添ったサービスを提供する。

50音	用語	内容
た行	チームオレンジ	認知症サポーターが、自主的に行ってきた活動をさらに一步前進させ、チームを編成し、認知症の人や家族に対する生活支援を行うボランティア組織。
	ちょうしサポートセンター	生活の悩みや経済的な困りごと、心の問題、家庭の問題、健康上の問題、法律に関する問題を抱えている方を対象とした自立支援相談機関。
	町内会連合協議会	一定の区域に住所を有する者により構成された地域的な共同活動を行う町内会や自治会の連合組織。
	ちょーぴーのやさしさ便利帳	高齢者が元気に安心して生活が送れるよう、日頃の生活でのちょっとした困りごとに役立つ情報を掲載した冊子。
	DV	配偶者や恋人などの親密な関係にある、または、あった者から振るわれる暴力。(Domestic Violence の略)
	てうしケアマネクラブ	市内の介護支援専門員の資質向上のための研修会や情報交換等計画的に実施する職能団体。
	テレワーク	情報通信技術(ICT = Information and Communication Technology)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。「tele = 離れたところ」と「work = 働く」を合わせた造語。
	特殊詐欺対策電話機器等設置補助事業	特殊詐欺対策として自動通話録音機能または自動着信拒否機能付きの固定電話機・外付け機器の購入費用に対する補助制度。
	どこシル伝言板	認知症高齢者が行方不明になった際に、発見した人が、衣服や杖などに貼られた二次元コード付きシールを読み取ると、事前登録している介護者などに瞬時に発見通知メールが届くシステム。
な行	日常生活自立支援事業	認知症高齢者・知的障害者・精神障害者などが、在宅で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行う事業。
	認知症カフェ	認知症の方やその家族、地域住民、介護職員など誰もが集え、気軽に悩み相談や世間話などができるコミュニケーションの場所。オレンジカフェなどともいう。
	認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で、認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人。
	認知症地域支援推進員	認知症の人の状態に応じて必要なサービスが適切に提供されるように、医療機関や介護サービス、地域の支援機関の間の連携支援や、認知症の人やその家族を対象とした相談業務などを行う人。
は行	8050 問題	80 歳代の親と 50 歳代の自立できない子どもが同居し、高齢の親が経済的にも生活を支える状況を表したもの。
	バリアフリー	すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な様々なバリア(障壁)となるものを取り除くこと。
	ピアサポート	病気、障害、介護、犯罪被害など、同じような悩みを持つ人たち同士で支え合うこと。
	PDCA サイクル	管理業務や品質管理の効率化を目指す手法で、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)を 1 サイクルとし、何度もサイクルを回し続けて精度を高めていくもの。
	避難行動要支援者	高齢者や障害者など配慮が必要な人のうち、災害時に自ら避難することが困難な人で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする人。
	ファミリー・サポート・センター	子育ての援助を受けたい人と、援助できる人が会員となり、会員同士が子育てを支え合う仲介機関、事業。

50音	用語	内容
は行	福祉避難所	避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のために、特別の配慮がなされた避難所。
	プラチナ体操	ゆっくりとした音楽に合わせて椅子に座りながら、負荷をかけて行うなど、誰でも簡単にできる筋力アップ体操。 5人以上のグループで週1回程度、地区の会場などに集まり、住民が主体的に行うもの。
	ふれあい交流サロン	「地域の茶の間」として、地域の誰もが通える、身近で気軽な集いの場。手芸、カラオケ、料理など様々な活動を行う。
	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、利用者一人ひとりについて、主治医と介護支援専門員、在宅と施設など様々な職種が連携し、個々の高齢者の状況やその変化に応じて継続的に支援していくこと。
	防災士	地域の防災意識の啓発、防災力の向上に努め、災害発生時には避難誘導・救助にあたる人。日本防災士機構の認定する民間資格。
	防災ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路、防災関係施設の位置などを表示した地図。
	防犯指導員	犯罪の未然防止や、地域の防犯力の向上を図るため、防犯パトロールなどの業務を行うボランティア。
	保護司	保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。生活上の助言や就労の援助などを行う「保護観察」、スムーズに社会復帰を果たせるよう受入態勢を整える「生活環境調整」、犯罪や非行を未然に防ぐための「犯罪予防活動」などを行う。
	ボランティア	自発的な意志に基づき他人や社会に貢献する行為。
ま行	まちづくりサポートルーム	市役所内に設置する、市民団体が交流、情報の収集、発信とその共有、資料作成作業などの自発的な公益活動が行える施設。
	まるっとシステム(地域生活支援拠点等事業)	障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えて、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう支援を行う仕組み。
	見守りSOSネットワーク	徘徊のおそれがある高齢者を事前登録し、警察や関係機関と協力して、行方不明になった認知症高齢者を早期に発見するための体制。
	民生委員・児童委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員。地域で住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人。児童委員を兼ねる。児童に関することを専門的に担当する民生委員は、主任児童委員の指名を受けている。
	めざせ！元気シニア講座	地域の誰もが参加でき、介護予防に取り組む通いの場となる講座。
や行	ヤングケアラー	通学や仕事のかたわら、障害や病気のある家族の介護やケア、身の回りの世話を日常的に担う子どものこと。
	ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍・老若男女といった差異・障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設、製品、デザイン。
	要支援・要介護認定者	家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、介護予防サービスの利用により、要介護状態とならないよう予防が期待できる状態(要支援状態)または、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態(要介護状態)にあるとして、市町村に設置される介護認定審査会において判定された人。

50音	用語	内容
や行	要保護児童対策地域協議会	児童虐待や、保護者の養育が特に必要な子ども、特定妊婦(望まない妊娠や精神疾患を有するなどの事情を有する妊婦)に関する情報交換や支援内容の協議を行う場。
ら行	老人憩の家	高齢者の心身の健康の増進・教養の向上や市民の福祉の増進を図るため設置された施設。市内では、「老人憩の家・地域福祉センターこも浦荘」と「芦崎高齢者いきいセンター」の2施設。
わ行	ワークショップ	参加者の主体性を重視した体験型の講座、グループ学習、研究集会。

銚子市地域福祉計画・地域福祉活動計画

成年後見制度利用促進基本計画

発行 銚子市
発行日 2023年（令和5年）3月

編集 銚子市社会福祉課
〒288-8601
千葉県銚子市若宮町 1-1
TEL：0479-24-8195
FAX：0479-25-0277

銚子市社会福祉協議会
〒288-0047
千葉県銚子市若宮町 4-8
銚子市保健福祉センター内
TEL：0479-24-8189
FAX：0479-24-8139
